

2023（令和5）年度
自己点検・評価報告書

2024（令和6）年10月
聖マリア学院大学

巻頭言

本学では、教育研究水準の維持・向上を図り、本学の理念、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検・評価を実施しています。

評価の対象年度である令和 5 年度は、本学の前身である聖マリア高等看護学院（昭和 48 年設置／聖マリア病院附属の看護学校）において看護教育を開始して以来、カトリックの愛の精神を理念に掲げながら、聖マリア看護専門学校、聖マリア学院短期大学、そして現在の聖マリア学院大学へと受け継がれ、看護教育 50 年目を迎える節目の年度となり、その記念事業として、バチカン直轄バンビーノ・ジェズ小児病院との国際交流協定（令和 4 年 11 月締結）に基づく諸活動への取組み（詳細は次頁以降を参照）、更には記念式典の開催など、次の 50 年に向けての一步を踏み出す年度となりました。

上記取組を含め、令和 5 年度の取組みに関しては、以下の内容を中心に点検評価を実施いたしました。

1. 日本高等教育評価機構の評価項目への適合状況評価
（「使命・目的」「内部質保証」「学生」「教育課程」「教員・職員」「経営・管理と財務」に関する評価）
2. 看護学教育評価（一般財団法人日本看護学教育評価機構）受審時の「検討事項等」への取組状況評価
3. 第四次 5 カ年計画（令和 2 年度～令和 6 年度）進捗状況評価
4. ガバナンス・コード遵守状況評価
5. 学修成果・教育成果の評価（アセスメント・ポリシーに基づく評価）

日本高等教育評価機構の評価項目は、上記記載のとおり、6 つの基準から構成され、広範囲に渡り、国や社会の動向等も踏まえ大学として取り組むべき事項が網羅されており、今回は、現状取組の点検評価を通じ、今後取り組むべき課題を明確化することも目的の一つとして点検評価を実施いたしました。

内部質保証では、点検評価（外部評価を含む）での課題を改善に繋げていくことが重要となります。その視点を踏まえ、今回（上記 2 及び 3）の点検評価では、令和 4 年度に受審し、「適合」認定を受けた看護学教育評価（分野別評価）において「検討事項」や「取組が望まれる事項」となった事項（改善勧告は該当なし）、並びに、第四次 5 カ年計画の進捗状況評価で、更に取組が必要とした事項を中心とした点検評価を実施いたしました。

今回の自己点検評価報告書では、令和 5 年度に実施した自己点検評価のうち、上記「1・2・3」について報告書として取り纏めを行いましたので次頁のとおり報告いたします。

前述のとおり、自己点検・評価は現状を把握することが最終目的ではなく、評価結果を

踏まえ、より良い方向に改善していくことが重要であることは言うまでもありません。今回の自己点検・評価において、既に取り組を実施していると評価した項目に関してはより充実を、今後取り組むべきと評価した項目については改善に繋げることで、更なる教育研究水準の向上、学生支援の充実、社会貢献活動の推進への努力を重ねて参る所存です。

2024（令和6）年10月

聖マリア学院大学 自己点検・評価総括委員会

目 次

1. 日本高等教育評価機構の評価項目への適合状況評価・・・・・・・・・・ p 1
 - 基準 1 : 「使命・目的」
 - 基準 2 : 「内部質保証」
 - 基準 3 : 「学生」
 - 基準 4 : 「教育課程」
 - 基準 5 「教員・職員」
 - 基準 6 「経営・管理と財務」

2. 看護学教育評価（一般財団法人日本看護学教育評価機構）受審時の
「検討事項等」への取組状況評価・・・・・・・・・・ p 66

3. 第 4 次 5 カ年計画（令和 2 年度～令和 6 年度）進捗状況評価・・・・・・・・ p 70

1. 日本高等教育評価機構の評価項目への適合状況評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

1-1-① 学内外への周知

1-1-② 中期的な計画への反映

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

1-1-⑤ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）、課題への改善状況、取組予定等

1-1-① 学内外への周知

<看護学部看護学科>

看護学部看護学科では、聖マリア学院大学学則第 1 条に大学の目的を「本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、かつ、「カトリックの愛の精神」に基づく教育・研究を行い、豊かな人間性と深い教養を具え、高度の看護知識と技術に基づく科学的な看護実践能力を養い、広く人間社会の健康に寄与できる篤実有能な人材を育成することを目的とする」と定め、本学の教育理念としている。

学生に対しては、上記を記載した「学生便覧」、「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」による周知の他、入学時オリエンテーションにおいて説明を行っている。看護学部看護学科では令和 4 年度入学生から“建学の精神である「カトリックの愛の精神」を基盤とした一人ひとりの学生の人格と看護実践者としての成熟を目指すカリキュラム”へと改正しており、これらの受講を通じ、更には「召命のつどい」「やすらぎのつどい」「合同クリスマス」など建学の精神を具現化する学校行事や奉仕活動等への参加を通じ、使命・目的及び教育研究上の目的を理解・体感する機会となっている。

教職員に対しては、上記における周知の他、「カトリックセンター」主催において、原則として毎年度、全教職員を対象としたカトリック研修会を実施し、建学の精神、大学の使命・目的の理解、更には教育活動への反映を図っている。また、毎月定例開催される教授会及び教職員連絡会議（全教員・事務職員対象）の資料冒頭に「建学の精神」「教育理念」を掲載し周知している。なお、役員に対しても理事会・評議員会資料冒頭に掲載している。

学内各所には、建学の精神を示す十字架、マリア像を設置しており、また、平成 29(2017)年 9 月に竣工した図書館正面の塔には「ミゼリコルディアの鐘（※）」を設置し、指定時間には大学施設に鐘の音が響くことで、学生・教職員は常に建学の精神に触れ、思い起こすことができる。（※ミゼリコルディア：いつくしみ）

学外関係者に向けては、本学ホームページでの教育理念等の公表の他、保護者に向けては、毎年度、大学広報誌「MADONNA」を郵送、毎号に教育理念と教育の特色を

掲載するとともに、学生及び教職員の建学の精神、教育理念に基づく諸活動の状況を報告している。

看護師を志す高校生、受験生及び高校教員に対しては、上記ホームページの他、「大学案内」に建学の精神、教育理念等を掲載し、高校訪問、入試説明会やオープンキャンパス等を通じて周知、教育理念・目標、アドミッション・ポリシーに賛同される高校生の受験を促している。

令和5(2023)年、本学の前身である聖マリア高等看護学院(昭和48(1973)年設置/聖マリア病院附属の看護学校)において看護教育を開始して以来、カトリックの愛の精神を理念に掲げながら、聖マリア看護専門学校、聖マリア学院短期大学、そして現在の聖マリア学院大学へと受け継がれ、看護教育50年目を迎えた。聖マリア病院開設70周年と併せ、その記念事業として令和4(2022)年11月にバチカン直轄バンビノー・ジェズ小児病院との国際交流協定を締結し、生命倫理に関する研修会の開催、教皇庁保健医療従事者評議会が出版する「NUOVA CARTA DEGLI OPERATORI SANITARI」(医療従事者のための新しい憲章、2016年)を「生命倫理についての新しい指針 いのちと健康に奉仕するすべての人に向けて」の表題で翻訳出版、更にバンビノー・ジェズ小児病院がカンボジアで展開する活動への参画等を行い、これらの活動を通じ教職員においても、建学の精神、使命・目的及び教育研究上の目的を再確認し、カトリックの愛の精神を具現化する活動やキリスト教的人間観に基づく生命倫理の理解を深め、次の50年に向けての一步を踏み出す機会となっている。

令和5(2023)年12月には、聖マリア病院との合同にて、上記事業として感謝のミサ・記念式典・講演等を開催。学外関係者をはじめ多くの方々に参加いただき、また、本学の看護教育50年の歴史や記録を振り返る「冊子「看護教育の50年～Misericordia et Caritas～」」「フォトブック～Our St.Mary's Heritage～」を作成・配布するなど、今までの感謝の意を伝えるとともに、本学教職員のみならず、学外関係者への本学の使命・目的等の周知及び理解を深めていただくの機会となった。

<研究科看護学専攻>

研究科看護学専攻では、研究科の目的として、聖マリア学院大学大学院学則第2条に、大学の目的に則り、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている。また、研究科規則第2条においては、「本研究科は、人間の尊厳を基盤とし、保健・医療・福祉環境の変化に創造的かつ先駆的に対応できる人材を育成し、実践と研究を通じて看護学の発展に寄与することを目的とする」と教育研究上の目的を定めている。

学生・教職員に向けては、学生便覧、履修の手引きにより掲載し、学外へはホームページにおいて広く一般に公表・周知している。

<1-1-①の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

対応済み(課題なし)のため記載なし

<1-1-①の課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

対応済み（課題なし）のため記載なし

1-1-② 中期的な計画への反映

現在の中期計画である第4次5カ年計画（令和2年度～令和6年度）では、その期間中に看護教育50周年を迎えることも踏まえ、50年目の原点回帰～理念継承のための変革～をテーマとして作成し、使命・目的を意識・反映させた内容としている。

中期計画は5つの重点項目（「教育の質向上」「学生支援策の充実」「入試改革と戦略的
学生募集・広報活動の推進」「社会連携（地域貢献・国際交流）」「経営基盤・組織の強化」
により構成しており、「教育の質向上」においては、「カトリックの愛の精神を基盤とし
た看護専門職を育成する教育課程の編成」等を中期行動計画に設定、更に、「社会連携（地
域貢献・国際交流）」は建学の精神・教育理念を具現化する主要な取組でもある。「経営
基盤・組織の強化」においては、中期目標・計画の1つとして、建学の精神の具現化に
係る原点回帰と理念継承を設定している。

上記は反映の一例であり、全重点項目において使命・目的の達成に向けた（反映した）
中期計画を策定している。

<1-1-②の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

理事会・評議員会（令和5年5月）における中期計画進捗状況審議において、事業
計画の実効性の観点において、項目や内容については、継続的な検証を行う必要性か
ら、適宜、計画を見直し、刷新を図るべきこと、その1つとして、ローマ教皇庁管下
バンビーノ・ジェズ小児病院との交流協定については、本法人の基本理念の継承、並
びに発展的展開における、その中核を成すものであり、事業計画の大項目として施策
化すること、また特色ある本法人の理念の実践に関わる活動等については、主要な事
業内容として位置づけた上で、より顕在化を図ること等の意見が付された。

<1-1-②課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

上記意見を踏まえ、令和5年度末時点における中期計画進捗状況（令和5年度事業
報告並びに令和6年度計画）審議に向け、中期行動計画の一部見直し（追記）並びに
本法人の理念の実践に係る活動の顕在化（資料冒頭に列記）を図るものとする（令和
6年5月理事会時に上記内容にて提示、承認済）。

なお、現行の中期計画は令和6年度に最終年度を迎え、令和6年度には次期中期計
画の策定に取り掛かる。その検討に際しては、引き続き、使命・目的を反映させると
ともに、その設定方法（重点項目としての項目立ての有無等）についても検討する。

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

<看護学部看護学科>

看護学部看護学科では、建学の精神である「カトリックの愛の精神」に基づく教育理
念（使命・目的）に沿った人材を育成するため教育目標を設定しており、この目標に沿
って教育を受けた学生が卒業時に修得すべき能力をディプロマ・ポリシーとして明示し
ている。またディプロマ・ポリシーの実現を図るための教育編成方針をカリキュラム・

ポリシーとして設定している。カリキュラム・ポリシー冒頭には、「看護学部では、ディプロマ・ポリシーに沿ってカリキュラムを編成している。カトリックの愛の精神に基づく人間の尊厳の尊重を基盤とした教育目標を中核に捉え、看護専門職としてのコンピテンシーを段階的に学修し、人格の成熟と看護実践者としての成熟を促し、地域におけるケアの文化の創造に寄与することが出来るケアリングの実践者の育成を目指すカリキュラムを編成している」と記載するなど、使命・目的を念頭に置いた内容としている。

アドミッション・ポリシーに関しては、その冒頭に「カトリックの愛の精神に基づく奉仕の精神について理解する姿勢を有し、いのちの支援者としてそれぞれの看護実践の場で活躍を志す皆様を心から歓迎します」と明記、建学の精神、教育理念、教育目標、更にはディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと密接な連動の下、策定している。

<研究科看護学専攻>

ディプロマ・ポリシー冒頭には、「本学の教育理念、建学の精神、教育目標を実現することを意図して編成されたカリキュラムの内容について、修了までに以下にあげる到達目標に達するとともに、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学の行う修士論文の審査および最終試験に合格した学生に修士（看護学）の学位を授与する」と記載し、また、ディプロマ・ポリシーの各項目に示すとおり、本学の建学の精神である「カトリックの愛の精神」及び大学院学則第 2 条に規定する目的及び研究科規則第 2 条に規定する教育研究上の目的を念頭に置いた内容となっている。

カリキュラム・ポリシー冒頭には、「本学の教育理念、建学の精神、教育目標を実現するために、次のことを意図し、カリキュラムを編成する」とし、教育理念（目的）等を踏まえた内容であることを示している。また、カリキュラム・ポリシーは、教育目的をより具体化した教育目標を大項目とし、大項目ごとにカリキュラム・ポリシーを設定することにより、教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーとしている。

アドミッション・ポリシーに関しては、その冒頭に「本学の教育理念に基づき看護学・看護実践に対する正しい基本姿勢を踏まえて、看護の分野における高度かつ専門的な学術の理論および実践を研究し、高度実践看護の実践者、指導者、教育者、研究者、管理者等となるべき人材、また、国際的視野のもとに看護の教育・研究・実践を学際的に遂行できる優秀な人材の開発・育成を目標としています」とし、それらを踏まえ求める人材像を示しており、本学の建学の精神及び教育理念・目的等を反映させた内容となっている。

<1-1-③の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

対応済み（課題なし）のため記載なし

<1-1-③の課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

対応済み（課題なし）のため記載なし

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

大学の使命・目的及び教育研究上の目的を達成するため、看護学部看護学科（看護師

課程及び選択コースによる保健師課程)、専攻科助産学専攻(助産師課程)、並びに、大学院看護学研究科を設置しており、目的を達成するための教育研究組織となっている。

看護学部内には、教育目標の一つである「共通善をめざし、多様な文化と価値観を持つ人々を尊重し、世界市民の一員として自覚を持ち、国際社会に貢献できる能力を養う」ことを達成するため、上記教育目標に関連する必修科目を設定する他、選択コースとして「国際看護コース」並びに「グローバル・スタディーズコース」を設定している。また、看護学研究科においては、研究科規則第2条に掲げる教育研究上の目的である「実践と研究を通じて看護学の発展に寄与」また、教育目標にある「実践力を重視」も踏まえ、将来の教育者・研究者の育成を図る「修士論文コース(4領域・10分野)」、高度実践看護師の育成に重点を置いた教育を行う「専門看護師コース(2領域)」を設定している。

<1-1-④の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

本学の設置母体である聖マリア病院の特徴として「救急医療」が挙げられることを踏まえ、大学院専門看護師コース内に「急性・重症患者看護専門看護師」課程を検討することについては、中期計画の中期行動計画として掲げているが、中期計画最終年度となる令和6年度初の時点において、その設定・申請には至っていない。

外部評価(分野別評価)において、「グローバル・スタディーズコース」と「国際看護コース」を看護学部教育の特色とするには、教育理念・教育目標との一貫性を明示し、その位置づけにふさわしい教育内容の充実が望まれることが記載されている。

<1-1-④の課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

クリティカル看護専門看護師課程の申請も踏まえ、令和6年度教員配置を検討、当該領域を専門とする教員の入職に至った(令和6年度入職)。今後、課程申請に向け、検討を進めていく。

上記に記載する外部評価(分野別評価)での意見に関しては、令和4年度以降カリキュラムにおいては、科目一覧表において「グローバル・コミュニティ適応看護システム分野(上記コース科目を含む分野)」と教育目標の5「多様な文化や価値観の尊重に関連する科目」との関連性を学生に明示しており、全学生を対象とした科目(必修科目)として、国際看護・国際保健・地球環境等の科目も設定、更にアドバンスコースである「グローバル・スタディーズコース」「国際看護コース」としての科目についても体系的(講義、演習に加え、建学の精神を具現化する国際看護実習等の実施)に設定していることから、一貫性の明示及び教育内容の充実は十分に行われていると判断した。なお、必要と判断される場合はシラバス・授業概要等において教育目標との関連性・一貫性等の追加説明を検討する。

1-1-⑤ 変化への対応

<看護学部看護学科>

本学では、令和4(2022)年度入学生からの保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正(保健・医療・福祉分野の変化への対応)に先立ち、令和元(2019)年9月より、

カリキュラムの検討組織「カトリックの愛の精神を基盤とした看護実践者になるためのカリキュラム検討会」を立ち上げ、教学マネジメント会議とともに教育理念（使命・目的）、教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの確認・修正、並びに新たな教育課程について検討を重ねた。教育理念（目的・使命）については建学の精神に基づく普遍的な内容であることから継承するものとしているが、教育理念に基づく教育目標については、建学の精神に基づく人格の成熟と看護実践者としての成熟、更にはグローバル（グローバル・ローカル）に活動し、人間の尊厳を尊重した地域におけるケアの文化を創造できる看護者の育成を目指すことをより明確に示すための改正を実施した。

<研究科看護学専攻>

研究科においては、研究科の目的並びに教育研究上の目的については普遍的な内容であることから、平成 22（2010）年度の大学院開設以来、継承し続けているが、看護学専攻内に新たな分野領域を設定するなど、保健・医療・福祉分野のニーズに対応した検証、検討を行っている。

<1-1-⑤の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

学部においては、上記のとおり、令和 4 年度に教育理念に基づく教育目標を検証し、改正に至っているが、大学院に関しては、開設以降、3 ポリシーに関しては適宜、検証・改正を実施しているものの、教育目標に関しては改正に至っていない。

<1-1-⑤課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

上記に関し、今後、本学の特色を踏まえた学部教育との繋がり、前述のクリティカルケア看護専門看護師課程の検討を予定しており、その検討の前提として、再度、大学院の使命・目的及び教育研究上の目的、これらを踏まえた教育目標についても検証を行う。

[基準 1 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

看護学部看護学科では、建学の精神である「カトリックの愛の精神」に基づく「生命倫理教育」、本学の教育理念に合致しキリスト教的人間観を背景とした「ロイ適応モデルを基盤とした看護教育」、母体となる聖マリア病院から継承され建学の精神を具現化する国際医療協力に関連する「国際看護教育」の三つが挙げられ、大学ホームページにおいて明示している。

学内組織として「カトリックセンター」を設置し、建学の精神を継承し、本学の教育に浸透させ、学内外に周知することを目的としている。また、1 年次前期科目「カトリックの愛の精神 I」が建学の精神及び教育理念について周知する重要な機会となっている。

さらに、理事会・評議員会における中期計画進捗状況審議において、バンビーノ・ジェズ小児病院との交流協定については、本法人の基本理念の継承、並びに発展的展開において、その中核となるものであることから、事業計画の大項目として施策化し主要な

事業内容と位置づけた。

建学の精神に基づく教育理念（使命・目的）に沿った人材を育成するため教育目標を設定しており、目標に沿って教育を受けた学生が卒業時に到達すべき能力をディプロマ・ポリシーとして明示している、またディプロマ・ポリシーの実現の教育編成方針をカリキュラム・ポリシーとして設定している。さらに、令和4（2022）年度入学生からの保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正（保健・医療・複視分野の変化への対応）に先立ち、令和元（2019）年より、カリキュラム検討組織を立ち上げ、教学マネジメント会議とともに検討を重ね、教育目標については、建学の精神に基づく人格の成熟と看護実践者としての成熟、更にはグローバル（グローバル・ローカル）に活動、人間の尊厳と尊重した地域におけるケアの文化を創造できる看護者の育成を目指すことをより明確示すための改正を実施した。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

本学の設置母体である聖マリア病院の特徴として「救急医療」が挙げられることを踏まえ、大学院専門看護師コース内に「急性・重症患者看護」課程を検討することについては、中期計画の行動計画として掲げているが、中期計画最終年度となる令和6年度の中間時点においてその設定・申請は至っていない。

外部評価（分野別評価）において、「グローバル・スタディーズコース」と「国際看護コース」を看護学教育の特色とするには、教育理念・教育目標の一貫性を明示し、その位置づけにふさわしい教育内容の充実が臨まれるとの指摘があった。

大学院に関して、開設以降、3ポリシーに関しては適宜、検証・形成を実施しているものの、教育目標に関しては改正に至っていない。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

「急性・重症患者看護」課程の申請を踏まえ、令和6年度教員配置を検討、当該領域を専門とする教員の入職に至った。今後、課程申請に向け、検討を進めていく。また、検討の前提として、再度、大学院の使命・目的及び教育研究上の目的、これらを踏まえた教育目標についても検証を行う。

「グローバル・スタディーズコース」と「国際看護コース」の教育理念・教育目標との一貫性については、令和4(2022)年度以降カリキュラムにおいては、教育目標5「多様な文化や価値観の尊重」との関連性を学生に明示しており、全学生を対象とした科目（必修科目）として、国際看護・国際保健・地球環境等の科目も設定している。さらにアドバンスコースである「グローバル・スタディーズコース」「国際看護コース」としての科目についても体系的（講義、演習に加え、建学の精神を具現化する国際看護実習等の実施）に設定していることから、一貫性の明示及び教育内容の充実は十分に行われていると判断した。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）、課題への改善状況、取組予定等

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学学則第 2 条において「本学は、その教育研究水準の維持・向上を図り、本学の理念、目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、結果を公表するとともに改善に向けて努力する」とし、大学院学則第 3 条において同様に自己点検・評価に関し規定している。

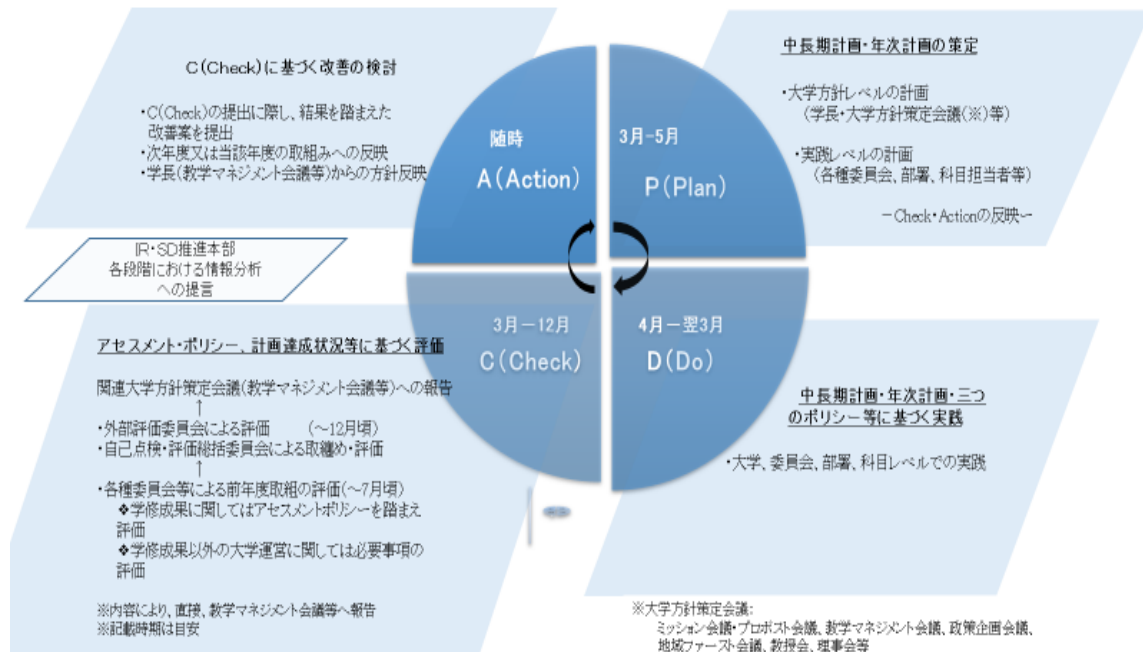
自己点検・評価の組織として、自己点検・評価総括委員会を設け、その任務を「本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況に関する点検・評価及び結果の公表並びにこれに関連する事項を行う」としている。

本学では、学内の各種委員会等の運営に関し「各委員会等は報告事項中心から“質向上”に向けた検討組織への転換を図る」との政策的方針に基づき、各委員会等による、それぞれが管轄する内容に関する取組の評価並びに改善に向けた取組みを推進しており、自己点検・評価総括委員会との連携の下、自己点検・評価総括委員会から求められた評価項目に基づき、点検評価結果を報告、その内容を踏まえ自己点検・評価総括委員会が大学全体としての点検・評価を行っている。

また、学外からの客観的視点の取入れとして、外部評価委員会を設置、名誉学長の他、地元自治体及び民間企業からの参画を得て、毎年度開催（年 1 回）している。更に、点検評価を主目的とした組織ではないものの、本学の母体であり主たる実習施設である聖マリア病院・聖マリアヘルスケアセンターとは、定期的な連絡協議会を開催、相互の取組や協働的取組（実習以外を含む）に関し審議・検討を行うことで学外からの意見を取り入れている。

上記の他、本学では、学長を長とした、大学方針を定める組織として「教学マネジメント会議」「政策企画会議」「地域ファースト会議」「ミッション会議」「プロボスト会議」を設置し、適宜、関連する委員会等からの課題・評価報告を受け、必要に応じ、大学（学長）としての改善方針を示す体制も整えており、自己点検・評価総括委員会において点検評価した自己点検評価報告書についても、教学マネジメント会議へ報告を行うなど、責任体制を確立している（以下、PDCA サイクル参照）。

聖マリア学院大学 PDCAサイクル



<2-1-①の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

現在、内部質保証に関するPDCAを示した図、並びにカリキュラム評価に関する申し合わせを作成しているが、これらも踏まえて、全学的（教学以外を含め）な内部質保証に関する方針（責任体制を含む）として整備する必要がある。

外部評価委員会に関しては、現状、学外委員（名誉学長を除く）として、自治体・民間企業より委員として評価いただいているが、看護教育や入試制度、大学運営に関連した客観的評価を得るには、上記評価員による社会全体の動向等を踏まえた広い視野での客観的評価に加え、看護教育や大学運営等を専門としている専門職者としての意見の取入れについて検討余地がある。

<2-1-①の課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

内部質保証に関する全学的な方針を明文化し、役割（責任体制※）や手順等を再確認する。また、学外からの客観的評価を得るための体制についても検証を行う。

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

2-2-② IR (IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）、課題への改善状況、取組予定等

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価としては、2-1①で記載のとおり、第一次的には教育の質向上委員会、学生委員会等の各委員会等において、随時、委員会業務内における課題の把握とそれら課題に基づき改善を図っている。大学全体としては、自己点検・評価総括委員会において各委員会等と連携し、自己点検・評価総括委員会において指定した評価項目等に基づき、取組み状況の評価・改善方策等の提示を求め、点検評価を実施している。

自己点検・評価総括委員会では、毎年度実施する評価（中期計画取組状況評価、アセスメント・ポリシーを踏まえた評価、ガバナンスコード遵守状況評価等）に加え、当該年度の状況等を踏まえ評価方法・項目を設定している（近年の評価内容：分野別認証評価基準に基づく評価、機関別認証評価で課題・将来計画とした項目の取組評価等）。

中期計画取組状況評価（中期計画に基づく年次事業報告並びに次期計画）においては、各項目において評価指標を設定（数値化に適さない項目を除く）、また学修・教育成果に関する評価に際しては、アセスメント・ポリシーにおいて指標を示すなど、エビデンスに基づく点検評価を実施している。

自己点検・評価総括委員会において取り纏めた自己点検評価報告書については、教授会へ提示する他、全教員・事務職員を構成員とする教職員連絡会議において報告することにより、取組状況や課題の学内共有を図っている。

<2-2-①の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

対応済み（課題なし）のため記載なし

<2-2-①の課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

対応済み（課題なし）のため記載なし

2-2-② IR (IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、各種情報の収集、蓄積及び調査分析を行うことにより、本学が大学運営の企画立案、意思決定を行う際の支援を行うこと等を目的とした、IR・SD推進本部を設置している。

各種情報・データの収集・分析は IR・SD 推進本部又は直接的に関連する委員会等により実施している。現状、多くの調査に関しては、関連する委員会等において実施・分析まで実施しているが、更なる分析が必要な場合や複数組織に渡る調査に関しては、IR・SD 推進本部において分析を行っている。

近年実施した調査・データの収集・分析（IR・SD 推進本部又は各委員会等実施）としては、カリキュラム評価・到達度に関するアンケート（卒業生、学部4年生、就職先、教員）、学生満足度調査、学修行動調査、入試区分別学修成果、授業評価アンケート結果等があげられ、十分な調査・データの収集と分析を実施している。

なお、過年度（令和4年度以前）、IR・SD推進本部では、IR・SD推進本部員並びにIR情報を取り扱う部署に配置される事務職員を対象に分析に関する教育プログラムを実施し、大学全体における分析力向上・分析への動機づけを図った。

<2-2-②の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

各部署が保有する入学前、入学時、在学時、卒業後までのデータを包括的に収集・分析し、各種改善へ結びつけることができるよう、データの一元化方法が課題として挙げられている。

<2-2-②の課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

上記課題については、収集すべきデータの検討等に着手したが、最終決定には至っていない。入学前から在学中、卒業後まで一連の学びの実態を把握し支援へ結びつける「エンロールメント・マネジメント」を推進できるよう、更にはその結果を、本学の将来計画への提案へ反映できるよう、各部署が保有する情報の一元化策を継続して検討する。

2-3. 内部質保証の機能性

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）、課題への改善状況、取組予定等

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学では IR・SD 推進本部において学生満足度調査を実施している。同調査では、看護学部全学年の学生を対象に、カリキュラム（授業内容・教育方法）、学生支援（学修支援・国家試験対策・就職進学支援・履修ガイダンス・学修相談・学生相談・奨学金）・ICT 関係・施設設備関係についての満足度や要望を調査している。学生からの回答は、関連する委員会等へ報告し、各委員会からは調査結果や意見に対する回答（改善が必要な場合は改善方策）を求めることで改善に繋げている。更に各委員会から提示された回答は、教学マネジメント会議へ報告の上、学生に公表している。

なお、上記調査の他、各委員会においても適宜、学生の意見・要望を把握するための調査（例として、学生委員会におけるキャリア支援・学生支援に関する実態調査、各講座・学校行事後の調査等）を実施、委員会内での改善に活用している。

<2-3-①の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

学生満足度調査に関しては、より改善につながるための調査内容や活用方法の検証必

要性について意見が出されている。

＜2-3-①の課題などに対する改善状況と今後の取組予定＞

学生満足度調査の活用方法に関しては、例えば前年度学生に公表した大学としての対応策等について、取組状況を確認・評価する等、改善に向けた活用方法の検討を行う。また、過年度においては上記調査に加え、対面（オンライン）でも学生の満足度やカリキュラムについての満足度や要望を聴取した経緯があり、これらの必要性についても検証する。

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2-1-①で記載のとおり、外部評価委員会において、名誉学長、地元自治体並びに民間企業から委員として参画いただき、学修成果、カリキュラム、入試状況等についての評価、更に本学の運営に関する要望・助言等をいただき、本委員会にて付された意見については、教学マネジメント会議へ報告、改善が必要と判断される場合は改善に繋げている。また、本学の母体であり主たる実習施設である聖マリア病院・聖マリアヘルスケアセンターとは、双方間の教育研究活動における協働的取組体制の推進に資することを目的とした「連絡協議会」を定例開催、本学の取組や協働的取組に関しての意見・要望を聞く機会となり、同協議会内において検討を行うことで、新たな取組や改善・向上に反映している。

保護者に対しては、年1回教育懇談会を開催、例年約40～50名の参加をいただいている。教育懇談会においては、全体説明会において本学の教育・支援等に関する取組説明を行い、更に個別面談を希望する保護者に対しては、個々の学生の学修状況等を説明、大学に対する質問や要望がある場合は、その意見を聞く機会にもなっている。また、個々の学生の状況・背景等を踏まえた保護者からの意見・要望については、留年が決定した学生並びに退学予定者に関しては、当該学生及び保護者を対象としたアカデミックアドバイザー（教務部長、学生部長）面談、また修学支援申請（障害学生支援体制）を希望する学生及び保護者を対象とした学生支援センター・インクルーシブ教育支援部門による面談等を実施し、学生個々の状況に応じた大学への要望や配慮への希望を把握する機会となっている。

高校に関しては、本学が所在する筑後地区にある2つの高等学校と教育に関する協定を結び、高校からの意見・要望の把握、協働的取組を行う体制を構築している。更に教職員による高校訪問（入試広報活動）においては、高校が大学に希望する取組等を確認する機会ともなっている。

＜2-3-②の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など＞

対応済み（課題なし）のため記載なし（2-1-①に記載事項を除く）

＜2-3-②の課題などに対する改善状況と今後の取組予定＞

高等学校との協定に関しては、令和5年度より新たな高校との協定を締結、協定に基づく高校との連携を図り、高等学校が本学に希望する事項を把握、取組に反映さ

せる。

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

三つのポリシーを起点とした内部質保証に関し、本学では、設立理念の継承に基づく教育改善へ繋げることを目的に、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3つのポリシーに基づき、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルの3段階において、学修成果を可視化、査定する方法（方針）として「アセスメント・ポリシー」を策定しており、2-1①に記載する組織、PDCA サイクルの下、評価・改善に向けた取り組みを実施している。

本学では、50年目の原点回帰～理念継承のための変革～をテーマとし、「教育の質向上」「学生支援策の充実」「入試改革と戦略的學生募集・広報活動の推進」「社会連携（地域貢献・国際交流）」「経営基盤・組織の強化」の5つの重点項目から構成する中期計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）を策定している。毎年度、中期計画に基づく、年度単位での取組報告並びに報告に基づく年度計画を策定するなど、中期計画の進捗管理を行っており、上記、アセスメント・ポリシーに基づく評価結果において課題とされた項目（日本看護学評価機構における分野別評価において「検討課題」として挙げられた項目を含む<※>）についても、中期計画における年次報告並びに年度計画に反映させるなど改善に向けた取り組みを実施している。なお、令和5（2023）年度には、中期計画が折り返し地点を迎えることから、中期計画の中間報告・評価を実施し、完成年度後半に向け、今後、取り組むべき事項の確認を実施した。

自己点検・評価総括委員会で作成した自己点検評価報告書（報告書の一部として日本看護学教育評価機構による分野別評価結果の総評並びに機制作成評価報告書全文掲載先 URL）については、全教員・事務職員が参画する教職員連絡会議で説明し、また学外関係者には、外部評価委員会における周知の他、大学ホームページにおいて広く公表している。なお、機関別認証評価並びに分野別認証評価における評価報告書についても大学ホームページにおいて公表している。

※中期計画策定前に受審した機関別認証評価では「改善を要する点」なし。また、上記、日本看護学評価機構による分野別評価において「改善勧告」なし

<2-3-③の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

一部の評価指標においては、課題を明確にするための分析や設問内容の検討、更に分析結果を改善に繋げる（機能性を高める）ための仕組みづくりの検討余地がある。

また、自己点検結果について、上記のとおり教職員・学外関係者に対しては公表しているが、学生に対しての公表や説明等、理解・指示を得られるための対応方法については検討が必要である（学生満足度調査等の結果を踏まえた大学の方針・対応等については学生に公表しており支持・理解を得るための対応を行っている）。

課程レベルのPDCA サイクルについては、現状、学部中心となっており、大学院に関しても、PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性を高める必要がある。

＜2-3-③の課題などに対する改善状況と今後の取組予定＞

上記課題の解決に向けた取組を検討していくとともに、課題への取組・改善状況がより明確になるような評価及び学内外への公表方法についても検討していく。

[基準2の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、学内の各種委員会等の運営に関し「各委員会等は報告事項中心から“質向上”に向けた検討組織への転換を図る」との政策的方針に基づき、各委員会等による、それぞれが管轄する内容に関する取組の評価並びに改善に向けた取組みを推進しており、自己点検・評価総括委員会との連携の下、自己点検・評価総括委員会から求められた評価項目に基づき、点検評価結果を報告、その内容を踏まえ自己点検・評価総括委員会が大学全体としての点検・評価を行っている。

また、学外からの客観的視点の取入れとして、地元自治体、地元産業界、名誉学長等からなる外部評価委員会の他、点検評価を主目的とした組織ではないものの、設立理念を共にする聖マリア病院・聖マリアヘルスケアセンターとは、定期的な連絡協議会を開催、教育・研究に関し、相互の取組や協働的取組に関し審議・検討を行うことにより学外からの意見を取り入れている。

本学では、50周年目の原点回帰～理念継承のための変革～をテーマとし、「教育の質向上」「学生支援策の充実」「入試改革と戦略的學生募集・広報活動の推進」「社会連携（地域貢献・国際交流）」「経営基盤・組織の強化」の5つの重点項目から構成する第4次5カ年計画（中期計画）を策定している。その進捗状況については、毎年度自己点検・評価委員会で進捗管理を行い（令和4年度末には中間評価）、その結果については全教職員が参画する教職員連絡会議で共有するなど、全学的に中期計画達成に向けた意識づけを行っている。

学生からの満足度調査については、関連する委員会等へ報告し、各委員会からは調査結果や意見に対する回答等を求め、各委員会から提示された回答は教学マネジメント会議に報告の上、学生に公表するなど、改善に繋げる取組を実施している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

現在、内部質保証に関するPDCA、並びにカリキュラム評価に関する申し合わせを作成しているが、これらも踏まえて、全学的（教学マネジメント会議以外を含め）な内部質保証に関する方針（責任体制を含む）として整備する必要がある。

学部評価委員会に関しては、社会全体の動向等を踏まえた広い視野での客観的評価に加え、看護教育や大学運営等を専門としている専門職者としての意見の取り入れについて検討する必要がある。

各部署が保有するデータを包括的に収集・分析し、各種改善へ結びつけることができるよう、データの一元化が課題として挙げられる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

内部質保証に関する全学的な方針を明文化し、役割や手順等を再確認する。また、学外からの客観的評価を得るために体制についても検証を行う。

データの一元化については検討には着手したが、最終決定には至っていない。継続して検討する。

学生満足度調査結果について、学生に回答した内容への取組状況を確認・評価するなど、改善に向けた活用方法の検討を行う。

自己点検評価結果の学外への公表について、改善の取り組み状況がより明確になるような公表方法について検討していく。

基準 3 . 学生

3-1. 学生の受入れ

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）、課題への改善状況、取組予定等

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

本学の教育理念に基づき、アドミッション・ポリシーについて、以下（図表 3-1-1）のとおり学部、大学院ともに策定がなされており、大学案内、入試案内、学生募集要項、本学ホームページ等に明示することで、受験希望者をはじめとするステークホルダーへの周知体制がとられている。なお、アドミッション・ポリシーは教育目的を踏まえた内容となっている。

（図表 3-1-1） アドミッション・ポリシー

<看護学部看護学科>

聖マリア学院大学は「カトリックの愛の精神」に基づく奉仕の精神について理解する姿勢を有し、いのちの支援者としてそれぞれの看護実践の場で活躍を志す皆様を心から歓迎いたします。

1. 暖かい開かれたところを持ちお互いを尊重し合うことに努力できる人
2. 幅広く学問を探究する姿勢を有している人
3. 人間の尊厳を尊重した看護ケアを探究することに意欲のある人
4. 地球環境と世界の全ての人々に関心を持ち、ヘルスケアのリーダーとなり行動する意欲のある人

上記に基づき、入学者選抜の基本方針を次の通り定めます。

〔総合型選抜〕

総合型選抜では、基礎学力テストにおいて知識・技能、及び思考力・判断力・表現力、面接において主体性・対話性・協働性等、志願理由書において思考力・判断力・表現力・意欲等を評価する。

〔学校推薦型選抜〕

学校推薦型選抜は「系属校」「指定校」「一般」の3方式で実施する。

小論文において思考力・判断力・表現力、面接において主体性・対話性・協働性等、志願理由書において思考力・判断力・表現力・意欲等、調査書において知識・教養・技能等を評価する。

〔特別選抜(学士・短期大学士)〕

特別選抜(学士・短期大学士)では、小論文において知識・技能、及び思考力・判断力・表現力、面接において主体性・対話性・協働性等、志願理由書において思考力・判断力・表現力・意欲等を評

価する。

〔特別選抜(社会人)〕

特別選抜(社会人)では、小論文において知識・技能、及び思考力・判断力・表現力、面接において主体性・対話性・協働性等、志願理由書において思考力・判断力・表現力・意欲等を評価する。

〔一般選抜〕

一般選抜では、学科試験において知識・教養・技能、面接・志願理由書において主体性・対話性・協働性や思考力・判断力・表現力・態度等を評価する。

〔大学入学共通テスト利用選抜〕

大学入学共通テスト利用選抜では、大学入学共通テストの成績において知識・教養・技能、面接・志願理由書において主体性・対話性・協働性や思考力・判断力・表現力・態度等を評価する。

<看護学研究科>

本学の教育理念に基づき看護学・看護実践に対する正しい基本姿勢をふまえて、看護の分野における高度かつ専門的な学術の理論および実践を研究し、高度実践看護の実践者、指導者、教育者、研究者、管理者等となるべき人材、また、国際的視野のもとに看護の教育・研究・実践を学際的に遂行できる優秀な人材の開発・育成を目標としています。入学者選抜においては、以下にあげるような学生を求めています。

1. 豊かな人間性と、人間の尊厳を基盤に置く高い倫理観を求める者
2. 本学看護学研究科の教育を受けるための基礎学力を有する者
3. 看護学に対する強い興味と探究心を持ち、自立性および向学の志が高い者
4. 修士課程を修了し、その研究成果の応用によって看護の分野における地域社会および国際社会の幸福と健康に寄与する意思を有する者。

<3-1-①の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

対応済み(課題なし)のため記載なし。

<3-1-①課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

対応済み(課題なし)のため記載なし。

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受け入れについては、入学者選抜規程に基づき、「入学者選抜委員会」(以下、「入試委員会」)において、入学者選抜の概要が策定され、教授会の意見を徴し、学長が決定している。なお、入試委員会については、「入試委員会(学部・専攻科)」「入試委員会(研究科)」がそれぞれ組織され、入学者選抜の計画、実施運営にあたっている。

また、入学試験の内容の検討や業務進捗状況について確認する「入試運営会議」を2023年度より発足させ、当該事項に係る意見を聴取した上で、入試委員会への提言等を行っている。なお、当会議はアドミッション・オフィサー2名を議長とし、学部・専攻科並びに

研究科の入試委員長（学部長、研究科長兼務）、専攻科教務主任、事務部長、入試担当職員並びに委嘱された職員により構成されている。

なお、本学オープンキャンパスや高校生向けガイダンス、高等学校教員向け説明会等において、アドミッション・ポリシーに言及し、受験生や保護者、高等学校教員等のステークホルダーへの周知に努めている。

入試問題作成にあたっては、一般選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜、特別選抜（社会人、学士・短期大学士）のそれぞれについて本学自ら作成している。入試問題作成委員の一部は外部委嘱であるが、各科目、必ず1人は本学もしくは系属校教員が担当し、本学のアドミッション・ポリシーに沿って作成されている。

入試の実施体制については、事前に担当者打ち合わせ会を実施し、実施要領の説明や実施に伴う注意事項の連絡等、実施についての体制を整えている。

学校推薦型選抜等で実施している小論文の採点については、正確な採点基準を設け採点担当者で共有し正確かつ公平に採点できるようにしている。また、面接実施前に面接評価表（ループリック）に基づき、評価の基準や質問内容について面接官相互に確認の上実施するなど、公正で適正な入試の実施に細心の注意を払っている。

看護学部看護学科では、アドミッション・ポリシーに基づき、面接評価基準等の評価方法について入試運営会議で検討・立案の上入試委員会に提出、そこで最終決定することとしている。

<入学試験の概要>

本学の入学試験の概要は以下のとおりである。特別選抜（社会人、学士・短期大学士）の実施等、社会経験者や高等教育経験者に対しても学び直しの機会を提供するなど、多様な学生の受け入れに努めている。

1) 看護学部看護学科

[総合型選抜]

総合型選抜は、特に本学での学修を強く望んでいる者に対し、受験機会を提供するもので、出願資格にあたっては特段成績の制限は設けていない。そのため、選抜においては基礎学力テスト（小論文、計算問題）を課し、看護学生として必要な文章力（読解、記述）並びに基礎的な計算能力の有無を問うものとしている。また、総合型選抜の特性（適性・意欲・マッチング等）を十分に評価するため、個人面接の比重を大きくしている。また、志願理由書でも同様に思考力・表現力・意欲等を評価している。

[学校推薦型選抜（系属校、指定校、一般）]

学校推薦型選抜は、本学での学修を強く望んでいる者に対し、出身学校長の推薦に基づき学科試験を免除し、小論文、面接及び調査書、志願理由書等の出願書類をもとに総合的に判断し、可否を決定している。一般型（公募制）については、出願資格に全体の学習成績の状況 3.5 以上という条件を定め、基礎学力の担保を行っている。なお、系属校、指定校の各選抜については専願で高等学校もしくは中等教育学校卒業見込みの者に限るが、学校推薦型選抜（一般）の選抜については、受験生の受験機会を多く確保するため、併願を認め、前年度高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者

にも出願資格を与えている。また、学校推薦型選抜（一般）は進学意欲の高い受験生を確保するため、前期、後期の2回実施している。

[一般選抜]

一般選抜（前期）は、学科試験に基づく選抜方法として2月上旬に実施している。試験科目は、国語（現代の国語、言語文化）、英語（英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ、論理・表現Ⅰ）、理科（「生物基礎」、「化学基礎」より1科目選択）である。本試験では学科試験の成績が重視されるが、面接の実施や志願理由書の提出を課すことで適性・意欲等を評価し、アドミッション・ポリシーに沿った学生の獲得に努めている。

一般選抜（後期）は、3月中旬実施で募集人員が若干名ということもあり、小論文、面接、志願理由書の3点で合否を決定している。こちらも面接や志願理由書を課すことで、アドミッション・ポリシーに沿った学生の獲得を図っている。

[大学入学共通テスト利用選抜]

大学入学共通テスト利用選抜は、学力試験（大学入学共通テスト）の成績を重視するが、一般選抜と同様に面接を実施や志願理由書を課すことで適性・意欲等を評価し、アドミッション・ポリシーに沿った学生の獲得に努めている。なお、同試験区分については、前期（2月下旬）、後期（3月中旬）の2回実施している。

[特別選抜（社会人）]

特別選抜（社会人）は、高等学校もしくは中等教育学校卒業後、3年以上の社会経験を有し、入学時に満21歳以上である者に出願資格を認め、学修意欲の高い社会人を受け入れることを目的とする。また、社会人経験者に学修の機会を提供するだけではなく、社会人経験者を受け入れることで他の学生に刺激を与え、大学全体が活性化されることも期待する。選抜方法は小論文、面接の結果及び志願理由書等の出願書類をもとに総合的に判断し合否を決定する。

[特別選抜（学士・短期大学士）]

特別選抜（学士・短期大学士）は、大学もしくは短期大学を卒業・卒業見込みの者に出願資格を認め、基礎学力が高く、将来を見据え学び直しの意欲が高い学生の獲得を目的とする。社会人入試と同様、学び直しの機会を提供するだけではなく、他の学生との相乗効果で学内が活性化されることも期待している。選抜方法についても、特別選抜（社会人）同様、小論文、面接の結果及び志願理由書等の出願書類をもとに総合的に判断し合否を決定する【資料3-1-7】。

2) 看護学研究科

大学院入試については、秋期（10月下旬）、春期（2月下旬）の2回実施している。試験科目は、英語、専門科目、面接であり、その結果と研究計画書等の内容を精査し、合否を決定している。なお、両日程とも一般選抜、社会人特別選抜（看護職として3年以上職務経験がある者が対象）を実施している。試験科目は同じであるが、社会人特別選抜は専門科目加重配点とし、社会人でも受験しやすい状況を整え、受験機会を確保している。また、出願にあたっては、志望分野の担当教員と事前相談を必ず行い、研究の方向性を定めた上で出願するように求めている【資料3-1-8】。

以上のことから、アドミッション・ポリシーに基づいた適正な学生の受入れが行われていると言える。

<3-1-②の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

現時点で検証は行っていない。前述した入学者選抜の方式へ変更してから3年目ということもあり、現3年生が卒業するのに合わせて、ディプロマ・ポリシーに対する達成度や入学試験区分等と大学の成績の相関性などについての検証を予定している。

<3-1-②の課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

上に記した検証結果による。

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

入学定員・入学者数・入学定員充足率等は以下（図表1）のとおりである。

看護学部看護学科については、大学を設置（短期大学からの改組）した平成18（2006）年度以降、入学定員を満たしてきたが、18歳人口の減少や県内看護大学の増加等の影響により、受験者数については、減少傾向にあり、令和4（2022）年度入学生において初めての入学定員を下回る結果となった。令和5（2023）年度入学生では定員を充足したが、令和6（2024）年度は、全国的に受験対象となる高校3年生が少ない年度であったことも影響し、大幅な定員割れとなった。

大学院看護学研究科については、開設当初、定員に近い入学生が確保できていたものの、入学者数は減少傾向にあり定員を確保できていない状態が続いている。

（図表1）入学定員、入学者数、収容定員、在籍者数の推移（令和6年5月1日現在）

学部	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学 科 看 護 学 部 看 護	入学定員	110	110	110	110	110
	入学者数	110	110	99	110	62
	入学定員充足率	1.00	1.00	0.90	1.00	0.56
	収容定員	410	420	430	440	440
	収容定員充足率	1.04	1.02	0.98	0.98	0.86
研 究 科 大 学 院 看 護 学	入学定員	12	12	12	12	12
	入学者数	6	2	4	2	1
	入学定員充足率	0.50	0.17	0.33	0.17	0.08
	収容定員	24	24	24	24	24
	収容定員充足率	0.54	0.50	0.46	0.42	0.33

※大学院看護学研究科の入学定員充足率に対して収容定員充足率が高いのは、長期履修の学生が在籍しているためである。

<3-1-③の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

看護学部看護学科については、学校数増加による学校間の学生獲得競争の激化に伴い、

福岡地区からの志願者が漸減傾向であることは判明している。また、高校生の年内入試志向の高まりに対応する必要にも迫られている。これを元に、より詳細な検証と対応策を検討し、適切な学生数の受入れを目指すものである。

大学院看護学研究科については、学部からの進学率の低迷が一つの要因となっている。但し、大学院の入学者の大半は社会人であり、その層にどのようにアプローチするかが課題である。

＜3-1-③の課題などに対する改善状況と今後の取組予定＞

前項の課題への対応として、看護学部看護学科については、高校生の年内入試志向（早期の進路決定）を踏まえ、次年度（令和7年度入試）より総合型選抜の導入を決定した。また、広報においても地元を中心に Web DM やバナー広告の掲出など、露出を増やす試みを実施した。

大学院においては、今後、学部学生へのガイダンスの強化など、学部学生の進学意欲を喚起するための対策を行うとともに、入学者の大半を占める社会人へ、これまで以上に教員からの個別アプローチを通して定員確保に努めるものとする。

3-2. 学修支援

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

3-2-② TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）、課題への改善状況、取組予定等

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備ができている。

学生個人の成績評価のうち、当該学年における教育課程全体を通じた評価に関しては年度末に成績表（各科目の優良可、GPA、順位等を含む）を配布しており、その結果を受けて、学生とチューター教員間での面談が行われ、適宜、チューター教員より学生に対する学修ならびに生活への支援が継続的になされている。またチューター教員は、学生の状況に応じて他者・他部署（カウンセラーならびにソーシャルワーカー、健康管理センター、教務課、学生課等）と連携し、さらにチューター教員自身が学生を支援する上での疑問や困難感を抱える場合には、アドバイザーやアカデミックアドバイザー（学生部長・教務部長）に報告・相談ができる体制を整備している。

さらに、教育の質向上委員会にて全学生の評価を確認・審議した結果、今後の学修において支障が生じる可能性が高く、重層的かつ継続的な支援が必要と判断した学生に関しては、先のチューター教員に加えて、「学生委員会」、「学生支援センター（学修支援部門、インクルーシブ教育支援部門）」等の多部署また学生の家族（保護者）とも連携し、4年間を通じた切れ目ない支援を計画・実施している。また、インクルーシブ教育支援部門の対象となる学生においては、特に臨床教育において各看護専門領域の教員並びに先述した多部署さらに家族とも連携し、重層的かつ継続的に支援を実施している。

<3-2-①の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

特に課題はなし。現状の取組みを継続する。

<3-2-①の課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

対応済み（課題なし）のため記載なし

3-2-② TA(Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実

TAの活用をはじめとする学修支援の充実が図られている。

TAは、PC操作の支援が必要となるデータヘルスサイエンス入門プログラム関連科目における演習補助や、臨地実習前に看護実践能力を評価する技術試験（OSCE）における演習補助を行っている。TA以外では、学部学生間の学修支援体制（ピア・サポート活動）が整えられており、上級生から下級生への学修支援が行われている。

オフィスアワーについては、学部・研究科共に「履修の手引き/Syllabus」冊子巻末に一覧表を掲載し、学生が利用しやすいように周知している。

卒業率、留年・休学・退学者数については、「学生委員会」及び「学生支援センター」において協働し組織的な結果の分析と課題抽出、改善策の検討がなされている。

過年度において、過去のデータ（2017年度～2021年度）を分析した結果、入学年次別の卒業率は9割を超えており、一方、主に進路再考を理由とする留年者および休学者が一定数、認められた。これについて、さらに経年的に分析した結果、学業不振・単位未修得・学修意欲の低下が留年や休学に繋がり、さらに退学にまで繋がるというケースが認められた。

上記の分析結果を受けて、学生支援（学修支援および生活支援を含む）における課題として、“真に支援を必要とする学生の早期把握と支援強化”と“一人ひとりの学生の個性と多様性に寄り添った支援”が必要であると判断し、令和2年度より学生支援体制を再構築した。

そこで新たに「学生支援センター」の設置を行い、その下位部門である“学修支援部門”と“インクルーシブ教育支援部門”において、入学後早期からの学修支援の在り方の見直しを行い、チューター教員と連携して学生支援に取り組み、約3年が経過した現在、その成果が徐々に認められている。

こうした学生支援の今後の展望としては、近年の保健医療福祉を取り巻く環境変化によって看護職の役割が拡大している状況を踏まえ、本学の教育理念に基づき一人ひとりの学生が自らの個性を生かした看護専門職としての将来を入学後早期より描けるように、キャリア支援部門と連携して4年間を通した切れ目ない学生支援に取り組みたいと考えている。

(3) 3-2-②の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

対応済み（課題なし）のため記載なし

(4) 3-2-②の課題などに対する改善状況と今後の取組予定

対応済み（課題なし）のため記載なし

3-3. キャリア支援

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

3-3-② キャリア支援体制の整備

(1) 3-3の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）、課題への改善状況、取組予定等

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

教育課程におけるキャリア教育の実施が行われている。

本学の教育課程は、学士課程として相応しいディプロマ・ポリシーを設定し、その達成に向けて教育課程を編成しており、卒業時到達目標を達成することで自ずと看護職の免許取得が可能な教育内容で構成されている。

主として、ディプロマポリシーに挙げる「専門職者として継続した能力の向上」を担う科目として、1年次に「専門職入門Ⅰ・Ⅱ」、3年次に「リーダーシップとデリゲーション」「看護管理学」「看護研究Ⅰ」、4年次に「看護研究Ⅱ」「適応促進統合実習」を配置し、段階的に、適切に実施している。

学生の進路からみた教育理念の具現化（教育理念との一致）に関しては、本学は教育理念として「カトリックの愛の精神」に基づく教育・研究を行い、豊かな人間性と深い教養を具え、高度の看護知識と技術に基づく科学的な看護実践能力を養い、広く人間社会の健康に寄与できる篤実有能な人材を育成することを目的としており、その具現化に向けて、学院長・学長ならびに学部長の主導のもとで教職員一丸となり、日々の教育に取り組んでいる。

こうした理念のもとで看護基礎教育の学士課程を修めた学生は、卒業時には理念に沿った看護専門職者としてのコンピテンシーを具え、就職希望者の殆どが看護専門職として就職し、看護専門職者としての使命、役割・責務を果たすべく相応しい進路を選択している。また特に、本学と設立理念「カトリックの愛の精神」を共有する聖マリア病院へは、毎年度一定数の学生が就職しており、これがより一層、教育理念の具現化に繋がっていると考えられる。

進学者としては、助産専攻科等への進学者率が卒業生のうち約1割、養護教諭と大学院（職務経験を経た後の進学を含む）への進学者も少数ながら一定数を維持している。よって、この点についても、生涯を通して自己研鑽に努め、広く社会の健康に寄与できる人材育成を目標とする教育理念と一致していると言える。

<3-3-①の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

対応済み（課題なし）のため記載なし

(4) 3-3-①の課題などに対する改善状況と今後の取組予定

対応済み（課題なし）のため記載なし

3-3-② キャリア支援体制の整備

キャリア支援体制の整備が行われている。

キャリア支援については、キャリア支援の専門組織である「学生支援センターキャリア支援部門」及び各学生の担当チューター教員による支援体制を整えている。キャリア支援部門では、部門員が進路選択への相談対応や就職活動への個別支援を行っている。令和5年度の個別支援件数は、のべ92件であり、就職関係資料閲覧件数はのべ372名であった。また、担当チューター教員においても、学生ひとりひとりの個性や適性、ニーズに応じ、相談対応や助言、履歴書添削や面接練習などの個別支援を行っている。

教育課程外でのキャリア支援講座は、学内の学生支援組織である「学生委員会」及び「キャリア支援部門」により以下に述べる講座の企画や運営を行っている。

各学年（1～4年生）に対しては、毎年4月の新年度オリエンテーション時に、進路ガイダンスを実施しており、学生が自身のキャリアを具体的に考え、主体的な進路選択を支援する機会としている。就職活動が本格化する3年次においては、実習病院である聖マリア病院と連携し、先輩看護師による講話や病棟別ブース別説明会を実施している。説明会では、身近なキャリアモデルと触れ、各病棟での働き方を理解することで、学生が自身のキャリアプランを具体的にイメージする機会となっている。この他、学外専門講師による就職対策講座として、「就活スタート講座、自己分析講座、履歴書・小論文・面接対策講座」を看護学部3年生対象に実施した。

学生のニーズにそったキャリア支援の充実を図ることを目的として、「キャリア支援・学生生活支援に関する実態調査」を無記名で実施している。調査結果における「教職員による進路支援についての満足度」は、大変満足49名（50%）、満足27名（27.6%）普通18名（18.4%）、やや不満4名（4.1%）との回答が示された。

<3-3-②の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

対応済み（課題なし）のため記載なし

<3-3-②の課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

対応済み（課題なし）のため記載なし

3-4. 学生サービス

3-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 3-4の自己判定

基準項目3-4を満たしている。

(2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）、課題への改善状況、取組予定等

3-4-① 学生生活の安定のための支援

学生サービス、厚生補導のための組織として、学生生活の充実を図るうえでの必要な

事項を審議、調査又は処理するため、「学生委員会」を設置し、毎月2回定例で会議を開催している。学生委員会では、学生の「課外活動、健康管理、奨学金・授業料の減免、賞罰、就職、生活指導、カウンセリング、その他学生の厚生補導」に関する審議、調査を行っている。

本学における主な学生支援体制として、ひとりひとりの学生に教員を配置する「チューター制度」を設けている。チューター教員の役割は、学修、生活、進路などの学生生活全般を支援することであり、チューター教員は、定期的な面談を実施しながら、気がかりな学生に対しては、学内の学生支援組織や学内カウンセリング、各部署と連携しながら継続した支援を行っている。また、チューター教員の学生支援に関する相談先として「アドバイザー教員」を配置しており、チューター教員は適宜助言を受けながら、学生支援を行っている。更に、教学・生活全般を側面からサポートするアカデミックアドバイザー（教務委員長・学生委員長）を配置しており、チューター、アドバイザー、アカデミックアドバイザーの教職員が連携しながら、学生生活の安定のための支援に取り組んでいる。

学生支援のための専門組織として、「学生支援センター」が設置されている。学生支援センターは、真に支援を必要とする学生の支援体制強化を目的に、2020年度より、「学修支援部門・生活支援部門・キャリア支援部門・インクルーシブ教育支援部門（2021年度より設置）」の4部門により設置され、学生の学修や生活面での支援の取り組みを行っている。

学生の心身に関する健康相談として、「健康管理センター」を設置し、学生が健康を保持増進し、健康問題や保健の課題に対処するため、健康診断の企画運営や検診後のフォローアップ、健康相談対応を行っている。また、心身の健康維持・管理への支援の1つとして保健室を設置し、体調不良時や怪我等の際には学校医が診察し、昼休み時間は看護師免許を取得している教員が交代で待機し、適宜、対応している。

学生の心的支援として、「学生相談室」が設置されており、学生の学業の悩み、心身の健康、家庭での心配事、対人関係等様々な問題へ対応している。公認心理士・臨床心理士の資格を有するカウンセラーにより、毎週水曜日13時～17時の時間帯で相談業務に対応している。

多様性に配慮した取り組みとして、関わりに工夫が必要な学生に関しては、教職員の面談対応時に「学生状況シート」を活用し、学生の「状況・課題・支援内容・今後の方向性と支援計画」を把握しながら、学生の背景や心身の状況に応じた支援を行っている。また、インクルーシブ教育支援部門では、学修の苦手さがみられる学生、演習や実習に困難感のみられる学生、不安や緊張が強い学生、精神疾患を有する学生等に対し、演習・実習時の教育的配慮や個々の困り事の内容を聞き取りながら、学修継続に向けての支援の提案や学修環境の整備を行っている。また、修学支援申請（合理的配慮）を検討している学生に対し、困りごと聴取を行いながら、個々の学生の特性の理解及び環境を整えるための方法を学生とともに検討している。

奨学金などの学生に対する経済的な支援については、学生支援センター生活部門及び学生課職員により、経済不安を有する学生や保護者に対し、積極的で細やかな情報提供、申請に向けての支援を行っている。令和5年度は、学費延納分納希望者（26

件)及び奨学金受給者(学部生の6割強)に対し、個別の家計状況の聞き取りを行い、申請に向けての支援を行っている。また、本学独自の奨学金制度として、前年度の成績優秀・品行方正な学生に対して授業料の減免を行う特待生奨学金制度、家計の急変に対応する緊急時奨学金制度、関係者の子弟等である学生に対しての子弟奨学金制度を設けている。

学生のニーズにそった学生生活支援の充実を図ることを目的として、令和5年度看護学部卒業生を対象とした無記名調査「教職員による学生生活支援についての満足度」は、大変満足(22名22.4%)・ほぼ満足(43名44%)、やや満足3名(3%)、普通30(31%)であり、概ね7割の学生から満足との回答が得られた。

<3-4-①の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

対応済み(課題なし)のため記載なし

<3-4-①の課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

対応済み(課題なし)のため記載なし

3-5. 学修環境の整備

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

3-5-② 図書館の有効活用

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5の自己判定

基準項目3-5を満たしている。

(2) 3-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)、課題への改善状況、取組予定等

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

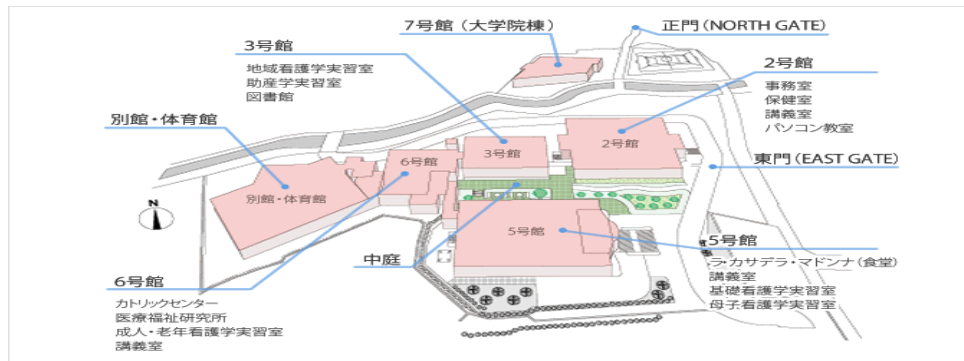
1) 設置場所

本学の校地・校舎は福岡県久留米市のほぼ中央部に位置しており、西日本鉄道大牟田線の聖マリア病院前駅より徒歩7分、更に主な実習施設である聖マリア病院と隣接した場所にあり、学生にとっては通学並びに実習において利便性の良い位置に立地している。



2) 校地・校舎等

校舎は、主に看護学部が利用する2号館、3号館、5号館、6号館、主に大学院が利用する7号館、更に大学・大学院共用として図書館・別館・体育館を有している。



校地・校舎面積は以下に示すとおり、大学設置基準を上回り看護の単科大学としては十分な校地・校舎等の面積を有している。

本学の校地面積		大学設置 基準上の面 積	本学の校舎面積		大学設置 基準上の面 積
校舎等面積	14,599 m ²	4,400 m ²	校舎等施 設	14,181 m ²	5,157 m ²
運動場敷地	2,746 m ²				
合計	17,345 m ²				

<看護学部看護学科>

1) 講義教室

講義教室に関しては、看護学部の入学定員である 110 名以上が収容可能な講義教室を 5 教室（521 教室、522 教室、651 教室、652 教室、221 教室）、中教室を 1 教室（231 教室）を有している。

521 教室・522 教室は各教室 162 名の収容が可能であり、521 教室は看護学部 1 年、522 教室は看護学部 2 年が主に利用する。651 教室・652 教室は各 110 名程度の収容が可能な教室であるが、通常は両教室の中央仕切りを外し看護学部 3 年が主に利用する。651 教室・652 教室は可動式の机を配置しており演習方式の授業にも対応可能である。651 教室・652 教室を主に利用する看護学部 3 年生は後期から実習期間となり原則講義教室を利用しない。その期間においては、他学年において演習形式の科目を行う際は、実習室の他、651 教室・652 教室の利用も可能とし有効に活用している。

221 教室は 120 人収容可能な教室であり主に看護学部 4 年が利用する。231 教室は 50 人程度の収容が可能で特に学年を定めず多目的に活用している。

収容定員が 160 名を超える 521 教室・522 教室には各教室 3 台のプロジェクター及びスクリーンを配置することにより、学生がより良い環境で学修できるよう整備している。

651 教室・652 教室に関しては、各教室 1 台のプロジェクター及びスクリーンを設置する他、両教室に各 2 台のテレビモニターを設置することで、特に教室後方に座る学生の学修環境に配慮した。221 教室、231 教室にも各教室 1 台のプロジェクター及びスクリーンを配置している。

講義教室名	面積 (m ²)	収容人員 (人)	主な利用学年
521 教室 (5 号館 2 階)	251.65	162	1 年
522 教室 (5 号館 2 階)	250.57	162	2 年
651 教室 (6 号館 5 階)	140.40	※110	3 年
652 教室 (6 号館 5 階)	132.60	※110	3 年
221 教室 (2 号館 1 階)	140.60	120	4 年
231 教室 (2 号館 3 階)	99.48	※50	指定なし

※の教室は可動式機のため、機の配置状況により収容人数は変動する。

2) 実習室

看護技術指導に必要な実習室については、4 室（基礎看護学実習室、母子看護学実習室、成人・老年看護学実習室、地域看護学実習室）を有している。各実習室を利用する領域は図表のとおりであるが、複数領域で使用する実習室については、利用が重複しないよう時間割作成時に調整を行っている。実習室には、シミュレーション教育が可能となるよう、プロジェクター及びスクリーンを設置し演習で活用している。

実習室名	面積 (m ²)	利用領域
基礎看護学実習室 (5号館3階)	345.82	基盤臨床看護学(基礎看護学・成人看護学)
母子看護学実習室 (5号館3階)	139.83	母性看護学、小児看護学
成人・老年看護学 実習室(6号館4階)	320.32	基盤臨床看護学(基礎看護学・成人看護学) 老年看護学
地域看護学実習室 (3号館1階)	294.40	在宅看護学 地域看護学

更に、令和5(2023)年度より、聖マリア・クリティカルシミュレーションラボ(聖マリア病院)と協働し、聖マリア病院内シミュレーション施設を活用した実践的な臨床演習も開始している。

3) カンファレンス室

カンファレンス室(10~20人程度が利用可能)を9室(大学院との併用を併せ15室)有し、各カンファレンス室には移動式白板を配置し、学生の主体的学修や少人数教育に対応している。

4) 学生ラウンジ(自修室)

学生ラウンジとして3号館2階(旧図書室)、7号館2階(フランシスコラウンジ)及び4階(テレサラウンジ)を有している。学生ラウンジは予約なく利用が可能であり、静かな環境で学修したい、学生同士で会話しながら学修したいなど多様な学生要望に応えるため、3号館ラウンジは食事・会話が可能なスペース、7号館学生ラウンジは静かな環境で学修したい学生向けのスペースとして多様な学生要望に応える設定とした。

5) 情報処理室(パソコン室)及びICT環境

情報処理室を2教室(241教室<99.48 m²>・242教室<99.48 m²>)有し、各教室にインターネット利用可能なパソコンを2教室合計で90台配置している。

241教室に関しては予約を必要とせず、学生が多目的に利用可能としている。242教室は原則としてパソコンを利用する講義教室として活用するが、241教室が満室の場合などは、利用を許可するなど有効に活用している。

なお、パソコンを利用する科目については、前述のとおり242教室で実施するが、2クラス制で実施するため学生数のパソコン台数は確保されている。更に大学院棟に共同データ処理室1室(パソコン7台)を有している。共同データ処理室は原則として大学院生のみ利用可能としている。

この他、全館にWi-Fi設備を導入しており、LMSを活用した講義・演習、出席管理、研究活動など多目的に利用可能としている。但しセキュリティの都合上、フリーWi-Fiとはしておらず、また、利用にあたっては「ネットワーク運用規程」の遵守を前提としている。

本学におけるネットワークサービスとしては、LMSとして日本データパシフィ

ック株式会社の「WebClass」、学内連絡ツールならびにビジネスツールとしてマイクロソフト社の「Microsoft365」を主に活用している。

WebClass は平成 19(2007)年より事業推進のための組織体制チームにより、一部の専門分野で展開していたが、後に正式な委員会組織として ICT (Information and Communication Technology) 委員会が設置され、同委員会所轄の下で全学活用を推進することとなった (ICT 委員会は令和 2 (2020) 年度より教育の質向上委員会に統合)。現在では、語学関連分野を含むほぼすべての分野で利用されており、厳重な管理体制の下で WebClass を用いた単位認定試験を実施した分野もある。WebClass のサポート体制としては、学生には全員ユーザー登録を行った上で入学直後に実施する新入生ガイダンスにて概要を説明しており、また、担当事務職員がヘルプデスクとして適宜対応している。

Microsoft365 は、平成 29(2017)年より本格運用を開始したマイクロソフト社のクラウドサービスである。平成 18(2006)年の大学開学後より本学独自のポータルサイトを運用していたが、機能面で不都合が多かったことや、Microsoft365 は他の看護大学でも導入実績があることから、約 1 年の準備期間を経て移行する形で運用を開始した。マイクロソフト社のビジネスソフト「Office」を踏襲したサービスとなっていることから、メール機能を通じた学生との直接の連絡が可能のほか、時間割変更や施設予約などの情報共有がスムーズにできる点で利便性が向上した。Microsoft365 のサポート体制も WebClass 同様に入学直後の新入生ガイダンスにて初期設定を行いながら概要を説明しており、また、担当事務職員がヘルプデスクとして適宜対応している。

6) 図書館 (※大学院共用)

平成 29 (2017) 年 10 月に、アクティブ・ラーニングに対応するためのラーニングコモンズ機能を備えた図書館 (3 階建て) を開館した (詳細は 3-5-②に記載)

7) 体育施設 (※大学院共用)

本学では体育館及びグラウンド (フットサルコート) を有しており、正課科目 (体育実技) 及び課外活動に活用している。また体育館は入学式、卒業式においても活用している。

8) 厚生施設 (※大学院共用)

5 号館 1 階に学生食堂 (ラ・カサ・デラ・マドンナ) を有しており、学生の昼食の場でもあり、学食営業時間以外は自己学修スペースとしても有効活用している。また、同階に書店 (毎週水曜日営業) を設定し、学生及び教職員が学内において図書の購入ができる配慮している。

また、学内敷地内には、定員 20 名の学生寮 (Villa Maria II) を有し、主に県外からの入学者を対象とし、遠方からでも本学での学びを希望する学生への配慮を行っている。

9) 実習環境 (教育モデル病棟等)

本学の主たる実習施設は、理念「カトリックの愛の精神」を共有する聖マリア病院並びに聖マリアヘルスケアセンターである。学生は同じ理念のもと臨床実習

を学ぶことができ、更に同施設は大学に隣接しており、学生は当日のうちに大学で学びのフィードバック（調べものや実習記録記入等）が出来るなど、最適な実習環境を整えている。更に同施設とは、三者が協働し質の高い看護実践と教育が行われると評価される病棟を「教育モデル病棟」として設定する仕組みがある。その選考基準として「実践、研究、教育における理念の具現化と継承」「理念に基づく看護実践がスタッフの実践に反映されていること」「研究等の自己研鑽を行い、看護専門職者としての使命に基づく倫理的かつ学術的な看護の探求に向けた取組が行われていること」とし、また要件として「学生、教員、病院看護部より最適な臨床教育/学修環境であると評価された病棟」「病棟管理者は看護学学士、又は看護学修士を有している、又はそれと同等と評価されるものが望ましいこと」「病棟内に『臨床看護教授、臨床看護准教授、臨床看護講師』のいずれかが所属している、又は上記職位者からの支援を受ける体制が整っている」ことを定めている。更に聖マリア病院とは、聖マリア・クリニカルシミュレーションラボと協働し、同病院内で臨床の場を想定した演習を行う環境を整えている。

上記実習施設とは、毎月、連絡協議会を開催し、教育・研究等に関する協議を行うなど、理念を共にする実習施設との協働により、学外学修環境においても建学の精神に基づく教育が可能な体制を整えている。

<看護学研究科>

平成 22 (2010) 年 4 月の大学院開設に伴い、平成 22 (2010) 年 3 月に 7 号館（大学院棟：5 階建）を建築し、大学院の講義・演習及び教員研究室を中心に活用している。

1) 講義・ゼミ室 (Class Room)・セミナールーム・テレビ会議室

講義・ゼミ室 (Class Room) を 9 室配置している。

2 階・3 階・4 階の各階に 18 名程度収容可能な部屋を 1 室、12 名程度収容可能な部屋を 2 室配置している。全領域共通の基盤教育は 727 室を利用し、各専門領域については、当該年度の各領域の院生の在学状況に応じ、授業重複が生じないように教室を配置している。

看護学研究科の講義・ゼミ室の面積・収容人員・利用領域

講義・ゼミ室名	面積 (m ²)	収容人員 (人)
Class Room 727 (7 号館 2 階)	48.22	18 程度
Class Room 726 (")	26.01	12 程度
Class Room 725 (")	26.01	12 程度
Class Room 737 (7 号館 3 階)	48.22	18 程度
Class Room 736 (")	26.01	12 程度
Class Room 735 (")	26.01	12 程度
Class Room 747 (7 号館 4 階)	48.22	18 程度
Class Room 746 (")	26.01	12 程度

Class Room 745 (")	26.01	12 程度
----------------------	-------	-------

※収容人員は機の配置状況（可動式機）により変動する。

※上記教室の一部については、大学院授業がない時間帯において学部生も利用

また、上記のほか、7号館1階にセミナールーム4室（15.88 m²、15.60 m²、15.60 m²、20.21 m²）、テレビ会議室2室（34.78 m²、34.96 m²）を配置している。

2) 共同実験スペース・共同データ処理室（パソコン室）・学生ラウンジ

共同実験スペース1部屋（80.51 m²）、共同データ処理室（46.08 m²、パソコン7台）を配置している。また、学生が自修を行うスペースとして学生ラウンジを2・4階に配置している（学部共用）。

3) 院生研究室

別館1階にネット環境を備えた個人机（30台）や給湯室を配置した院生研究室（118.46 m²）を配置、24時間の利用を可能とし、研究に集中できる環境を整えている。

<運営、管理/看護学部・研究科共通>

学内施設・設備の管理運営は、施設管理については事務部総務部課、各教室の機器等については教育の質向上委員会並びに事務部教務課が中心となり、相互に連携し実施している。

<3-5-①の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

対応済み（課題なし）のため記載なし

<3-5-①の課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

対応済み（課題なし）のため記載なし

3-5-② 図書館の有効活用

図書館の座席数は208席でフロア別に学修環境を整えており、より主体的な学修ができるようになっている。1階のフロアはラーニングコモンズとなっており、グループ学修に対応した座席42席のほか、パソコン・視聴覚ブースなど39席を設置している。2階のフロアは、専門書を配置した閲覧席や静かに学修ができる個人学修室など79席を配置している。3階のフロアは、研究ブースや個人学修室など48席を配置し、個人で静かに学修できる環境を整えている。また、館内では無線LANを整備しており、館内で自由に使えるノートパソコンの貸出も行っている。

開館時間については、平日20時まで開館しており、講義や実習後にグループ学修や自己学修をすることが可能である。また、大学院生に限り時間外開館を実施しており、平日の夜間や休館日である日祝日も利用することが可能である。

<3-5-②の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

図書館の入館者数は増加傾向にあるものの、コロナ禍により図書館の利用制限等を

実施していた期間が長かったことから、コロナ禍前と比べると依然として減少している。

(4) 3-5-②の課題などに対する改善状況と今後の取組予定

多くの学生に図書館を活用してもらうため、学生図書委員による利用案内やおすす
め図書展示について、SNSを活用し定期的に情報発信を行う。

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

1) 安全性

耐震対策については、本学におけるすべての建物について、新耐震基準に基づく建築
もしくは既存建物への耐震補強がなされており、耐震化率 100%となっている。また、
体育館 2 階アリーナは久留米市から避難所の指定を受けており、近隣住民を最大で 260
名収容できるほか、防災無線や備蓄品を備えている。

2) 利便性（バリアフリーについて）

3 号館と体育館を除くすべての建物において、車椅子利用者用操作盤付きのエレベーター
を設置している。3 号館へは 2 号館から、体育館へは 6 号館から、それぞれ連絡通
路でつながっているため、車椅子のままですべての建物・フロアへ移動することができ
る。また、2 号館と体育館を除くすべての建物において、車椅子のまま入ることができ
る多目的トイレを設置している。

<3-5-③の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

対応済み（課題なし）のため記載なし

<3-5-③の課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

対応済み（課題なし）のため記載なし

【基準 3 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受け入れに関しては、入学者選抜規程に基
づき、「入学者選抜委員会」において、入学者選抜の概要が策定され、教授会の意見を徴し、
学長が決定している。また、入学試験の内容の検討や業務進捗状況について確認する「入
試運営会議」を 2023 年度より発足させ、当該事項に係る意見を聴取した上で、入学者選
抜委員会への提言等を行うなど、入学者選抜の適切、公正かつ妥当な方法の検証体制を強
化した。

学生支援策の充実に関しては、教育理念に基づき、ひとりひとりの学生の個性に寄り添
う支援を目標に定め、全学的な学生支援に取り組んでいる。個別性に応じた学生支援とし
て、チューター教員の支援があげられる。チューター教員は、学生の最初の相談窓口とし
て、学修、学生生活、対人関係、健康、進路等について、定期的な面談で状況を確認しな
がら、個々に応じた支援を行っている。また、真に支援を必要とする学生への支援も中期

計画の一つとして定めており、重層的かつ継続的な支援が必要と判断した学生に関しては、先のチューター教員に加えて、「学生支援センター（学修支援部門、生活支援部門、キャリア支援部門、インクルーシブ教育支援部門）」、「教育の質向上委員会」、「学生委員会」、「健康管理センター」、「学生相談室」等の各部署、また学生の家族（保護者）とも連携し、4年間を通した切れ目ない支援を計画・実施している。支援が必要と判断した学生（学修に苦手さを有する学生、演習や実習時に困難感のある学生、不安や緊張が強い学生、精神疾患を有する学生、サポートシステムを活用できない学生等）に対し、先述した各部署より積極的に介入し、個々の困り事を聞き取りながら、困難な事柄を明確にし、修学継続に向けての支援の提案や学修環境の整備を行っている。また、令和3年度より学生支援センターに設置された「インクルーシブ教育支援部門」においては、修学支援申請（合理的配慮）を検討している学生に対し、学生の特性への理解を促しながら、個々のニーズに合わせ、継続して修学できる環境を整えるための方法を学生とともに検討している。

学修環境に関しては、学内施設のみならず、本学の主たる実習施設であり理念「カトリックの愛の精神」を共有する聖マリア病院並びに聖マリアヘルスケアセンターと協働し、「教育モデル病棟」を設定するなど、学外実習環境においても、理念に基づく高度な学びが可能な体制・環境を整えている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

3-1③に記載のとおり、看護学部看護学科については、18歳人口の減少や学校数増加による学校間の学生獲得競争の激化に伴い、令和6年度入学生については、大幅な定員割となっている。福岡地区からの志願者が漸減傾向であることは判明しており、また、高校生の年内入試志向の高まりに対応する必要にも迫られている。これを元に、より詳細な検証と対応策を検討し、適切な学生数の受入れを目指すものである。

大学院看護学研究科については、学部からの進学率の低迷が一つの要因となっている。但し、大学院の入学者の大半は社会人であり、その層にどのようにアプローチするかが課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

前項の課題への対応として、看護学部看護学科については、高校生の年内入試志向（早期の進路決定）を踏まえ、次年度（令和7年度入試）より総合型選抜の導入を決定した。また、広報においても地元を中心にWeb DMやバナー広告の掲出など、露出を増やす試みを実施した。

大学院においては、今後、学部学生へのガイダンスの強化など、学部学生の進学意欲を喚起するための対策を行うとともに、入学者の大半を占める社会人へ、これまで以上に教員からの個別アプローチを通して定員確保に努めるものとする。

基準 4 . 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）、課題への改善状況、取組予定等

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

<看護学部看護学科>

本学看護学部では、建学の精神である「カトリックの愛の精神」に基づく教育理念に沿った人材を育成するために教育目標を設定しており、この目標に沿って教育を受けた学生が卒業時に修得すべき能力をディプロマ・ポリシーとして明示している。

ディプロマ・ポリシーは、「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」により、学生並びに教職員、非常勤講師等に周知しており、上記（履修の手引き・SYLLABUS 授業概要）に記載する、カリキュラムマップを通して、卒業要件を満たすことでディプロマ・ポリシーに記された能力を身に付けることができるように教育課程が編成されていることを解説している。

更に学生に対しては、入学時のオリエンテーションにおいても、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラムマップの説明を行い、学外に対してはホームページで広く周知を行い、受験生には大学案内（冊子）においても周知している。

令和 4（2022）年度以降入学生カリキュラムにおいては、教育目標とディプロマ・ポリシーの関連性をより詳しく示し、更にディプロマ・ポリシーの下位項目までを知識・技能・態度・創造的思考力に区分し、関連科目を含めて表記するものとしている（下位項目に関しては現段階では教職員にのみ公開）。

<研究科看護学専攻>

研究科看護学専攻では、本学の教育理念、建学の精神、教育目標を実現することを意図して編成されたカリキュラムの内容について、修了までに以下にあげる到達目標に達するとともに、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、本学の行う修士論文の審査および最終試験に合格した学生に修士（看護学）の学位を授与する。とし、これらを踏まえた 8 つの項目（到達目標）からなるディプロマ・ポリシーを定めている。

ディプロマ・ポリシーは、「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」により、学生並びに教職員に周知しており、学生に対しては、入学時のオリエンテーションにおいても説明を行っている。また学外に対してはホームページで広く周知を行い、更に受験生には大学案内（冊子）において周知している。

<4-1-①の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

対応済み（課題なし）のため記載なし

<4-1-①の課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

対応済み（課題なし）のため記載なし

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用が行われている。

<看護学部看護学科>

単位認定については、学則第 25 条（単位の授与）、第 26 条（学習の評価）及び「試験および評価規程第 4 条（評価の基準）」に規定している。

学則第 25 条において、「授業科目を履修し、その試験またはこれに代わるべきものに合格した者には、所定の単位を与える」と定めている。試験は各学期末に行われる定期試験を指すが、科目によってはレポート等を定期試験に代えることがある。成績評価をどの方法で行うのかについては各科目の担当者がその割合と共にシラバスに明記し学生に周知している。なお、科目責任者に対し、シラバスにおける「成績評価方法・基準」を記載するにあたり、学生に公表するシラバスとは別様式において、当該科目内における到達目標及び成績評価方法・割合の記載を依頼し、ディプロマ・ポリシーを意識した科目内容及び単位認定基準を求めている。

単位認定に関わる追試験・再試験や追実習・再実習、不正行為等については「試験および評価規程」において詳細に定めている。

単位認定については、各科目の責任者があらかじめシラバスに明示した成績評価方法に則って行っており、進級判定、実習・科目の履修要件、卒業認定については、科目責任者から提出された評価に基づき、教育の質向上委員会において審議を行い、教授会の意見を徴し、学長が決定している（大学学則第 31 条）。

進級基準については、「科目の履修および進級に関する規程第 5 条（進級及び仮進級）」に規定している。

本学の進級基準は看護学を体系的に学ぶことを目的に、当該学年に開講される全ての必修科目の単位修得を要件としている（仮進級制度<科目の履修および進級に関する規程第 5 条>を適用する 1 年を除く）。進級判定の審議の際は、未修得科目のある学生については、科目責任者及びチューター教員からの報告、他の科目の成績状況等を勘案しながら総合的に判断し、厳正な審議を行っている。

また、本学では、GPA（Grade Point Average：グレード・ポイント・アベレージ）制度を適用している。進級基準が前述のとおり看護学を体系的に学ぶことを前提として規程された内容ではあるが、仮進級制度においてのみ GPA による緩和措置が設けられている。

なお、GPA が 1.3 以下の学生に対しては、留年者と共に修学指導の対象としており、度重なる修学指導にも関わらず学修意欲の向上が見受けられない場合は、（2 年連続して在籍年次開講必修科目 GPA が 0.5 以下）、原則として退学勧告を行うものとしている（科目の履修および進級に関する規程第 5 条の 2）。なお、GPA 制度導入以降、チューター教員、アカデミックアドバイザー教員等の事前指導（面談）により、学業継続の意思が

ある学生に関して退学勧告に至った者はいない。

進級要件とは別に、各臨地実習及び一部科目を履修するにあたっては、履修を開始するまでに修めておくべき授業科目を定めており、「臨地実習の履修要件」「科目の履修要件」として、「履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2023」に明示している。

卒業認定に関しては、学則第 31 条（卒業）に規定している。また、看護学部では、選択コースとして、「保健師コース」「国際看護コース」「グローバル・スタディーズコース」を設けているが、それぞれのコース修了要件については、学則第 31 条別表第 2 において規定している。

単位認定、進級基準、卒業認定に関しては、「履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2023」において明示し、更に、年度始めの履修ガイダンスで学生に説明している。

<看護学研究科>

単位認定については、大学院学則第 33 条（単位の授与）、第 34 条（学習の評価）及び研究科規則第 8 条（成績の評価及び判定）に規定している。大学院学則第 33 条（単位の授与）において、「授業科目を履修し、その試験またはこれに代わるべきものに合格した者には、所定の単位を与える」と定めている。成績評価は、シラバスに学修到達目標に対する達成度を、どのように測るかについて、評価種別、割合、基準について記載し周知している。

修了認定については、大学院学則第 38 条（修了の要件）、第 39 条（修了の認定）及び研究科規則第 10 条（修了要件）に規定している。

大学院学則第 38 条には、「修士課程の修了の要件は、本大学院に 2 年以上在学し、第 30 条第 2 項に規定する授業科目について 32 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。」と規定し、修士論文の審査及び最終試験については、学位規程第 4 条（学位論文提出手続）、第 5 条（学位論文の審査）、第 6 条（最終試験）に規定している。

また、研究科においては修士論文コース及び専門看護師コースを設置するが、それぞれのコース修了要件については、「履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2023」に記載し学生に周知している。

単位認定については各科目の責任者があらかじめシラバスに明示した成績評価方法に則って行い、修了の認定については科目責任者から提出された評価に基づき教育の質向上委員会において審議を行い、教授会の意見を徴し、学長が決定している（大学院学則第 39 条）。

単位認定、修了認定、学位論文の提出手続きについては「履修の手引き SYLLABUS 授業概要 2023」に記載し、また、年度始めの履修ガイダンスで学生に説明している。

<4-1-②の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

学部における単位認定について、一部の科目ではあるが、再試験対象となる学生が多く出るために、他の科目と比較した際に評価の平均値が低いものが見受けられる。

<4-1-②の課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

教育の質を保つためには、学生への学修支援だけでなく、科目の教授内容などカリキュラム側からの検証も必要と考える。

4-2. 教育課程及び教授方法

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

4-2-④ 教養教育の実施

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）、課題への改善状況、取組予定等

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学看護学部並びに看護学研究科においては、前述のディプロマ・ポリシーを達成しうるためのカリキュラムを編成する方針として、カリキュラム・ポリシーを定めている。

カリキュラム・ポリシーは、「履修の手引き・SYLLABUS 授業概要」により、学生並びに教職員に周知しており、学生に対しては、入学時のオリエンテーションにおいても説明を行っている。また学外に対してはホームページで広く周知を行い、更に受験生には大学案内（冊子）において周知している。

<4-2-①の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

対応済み（課題なし）のため記載なし

<4-2-①の課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

対応済み（課題なし）のため記載なし

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

<看護学部看護学科>

本学のカリキュラム・ポリシー冒頭には「聖マリア学院大学看護学部では、ディプロマ・ポリシーに沿ってカリキュラムを編成している」と明記するなど、両ポリシーは一貫性ある内容で策定されている。また、カリキュラム・ポリシーに沿って設定している各科目と各ディプロマ・ポリシー、教育目標の関連性については、カリキュラムマップを作成することで明示し、更に科目レベルでは、各科目のシラバスにおいて、当該科目の学修の到達目標を明示し、これらを達成することでディプロマ・ポリシーのどの項目の能力を修得できるかを明記している。

<看護学研究科>

看護学研究科においても、カリキュラム・ポリシーに沿って設定している各科目

と各ディプロマ・ポリシーの関連性をシラバスに明記しており、一貫性のあるポリシーとなっている。

＜4-2-②の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など＞
大学院におけるカリキュラムマップ作成の必要性について検証。

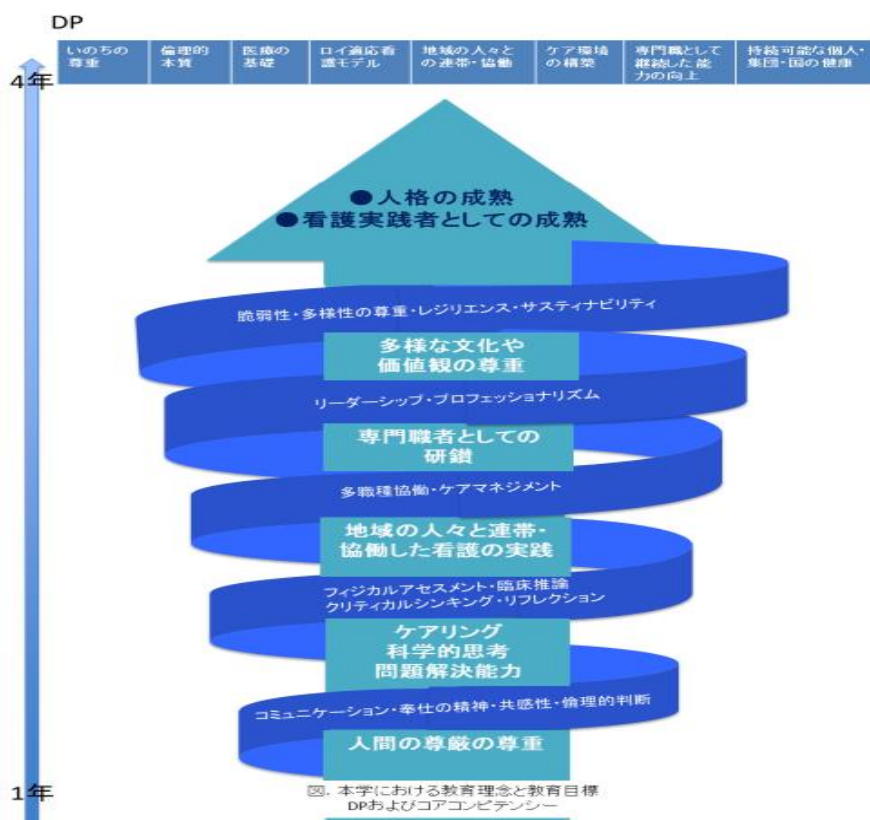
＜4-2-②の課題などに対する改善状況と今後の取組予定＞
上記について必要と判断された場合はその対応

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

＜看護学部看護学科＞

看護学部看護学科では、教育課程を体系的に学ぶため、令和3（2021）年度以前入学生カリキュラムにおいては「基礎分野（共通基礎・看護の基礎）」「実践分野」「発展分野」の3分野により構成している。

令和4（2022）年度以降入学生については、前述のカリキュラム・ポリシーに基づき、「生命・健康基盤分野」「基盤臨床・適応看護システム分野」「グローバル・コミュニティ適応看護システム分野」から成るカリキュラムを構成、以下のカリキュラム概念図、分野別科目配置表（学年毎の配置状況）並びにカリキュラムマップで示すとおり、建学の精神である「カトリックの愛の精神」に基づく教育目標及びディプロマ・ポリシー達成に向けた体系的編成としている。



また、教育課程を体系的に学修していく観点から、前述の進級要件とは別に、当該

科目を履修する上で、特に関連性のある科目（当該科目の履修に当たり必須となる基礎的内容を学修するための科目）を前提科目とみなし、当該科目または実習科目の履修要件として、事前に修得すべき科目を設定している（資料：臨地実習の履修要件、科目の履修要件）。

本学では、ディプロマ・ポリシー並びにカリキュラム・ポリシーに基づく教育を実施するために、各科目担当者への意識づけを図る取組とそれが実行されていることを点検する仕組みがある。

各科目担当者への意識づけのための取組としては、各担当科目の教育内容はカリキュラム全体としての繋がりを有しており、4年間を通して全科目の学修が統合されることで、その成果としてディプロマ・ポリシーの達成がなされることをFD・SD研修会や建学の精神に基づく体系的な教育の構築を図ることを目的とした「カリキュラム研修会（令和4（2022）年度カリキュラムの施行に向けて令和3（2021）年度に6回開催）」で周知するとともに、シラバス作成要領にも記載し、これらを通して意識づけの促進・強化を図っている。

シラバスの整備に関しては、本学では教員間でシラバスチェックを実施しており、これを通して教員は、自他の担当する科目の教育内容がディプロマ・ポリシーとの関連が明確であり、ディプロマ・ポリシーを達成する上で相応しい教育内容であるかを確認することが可能となり、先述した意識がさらに促進されることを図るとともに、科目の到達目標、ディプロマ・ポリシーと科目の関連性、予習・復習の内容と時間、評価方法・基準等、大学が記載すべきとした事項が適切に記載されているかどうかを確認する機会となっている。

更に、単位制度の実質を保つために全ての学年において年間登録単位数の上限を設けており、適切な学修時間を担保した上で単位認定を行っている。なお、前年度履修した必修科目のGPAが2.5以上の場合は上限を緩和する制度も設けており、学生の学修意欲を妨げない工夫も行っている。

<看護学研究科>

研究科のカリキュラム・ポリシーには、大項目4項目と、その大項目と教育課程との関連性を示した小項目を記載しており、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程となっている。また、領域・分野ごとの履修モデルに示すとおり、体系的な編成及び実施を行っている。

シラバスは、看護学部と同様に「教育の質向上委員会」において、各科目の記載内容を教員間にて確認を行うシステムを構築しており、シラバスに記載する内容については、ディプロマ・ポリシーと科目の関連性、予習・復習の内容と時間の明記を徹底するなど、適切な整備が行われている。

なお、研究科については、入学時に、指導教員へ相談の上、学修時間等を考慮しながら修了までに履修する科目を決定しており、十分に単位の質が保たれていることから、履修登録単位数の上限は設けていない。

<4-2-③の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

大学院において、カリキュラムマップ作成等の必要性について検証

＜4-2-③の課題などに対する改善状況と今後の取組予定＞

上記について必要と判断された場合はその対応

4-2-④ 教養教育の実施

＜看護学部看護学科＞

本学の教養教育は、旧カリキュラムにおいては「基礎分野（共通基礎）」に科目配置がなされていたが、新カリキュラムにおいては分野を「生命・健康基盤分野」・「基盤臨床・適応看護システム分野」・「グローバル・コミュニティ適応看護システム分野」に改め、主に「生命・健康基盤分野」・「グローバル・コミュニティ適応看護システム分野」に配置された科目において適切に実施されている。

「生命・健康基盤分野」には、教育目標のうち「人間の尊厳の尊重」を身に付ける科目として、「カトリックの愛の精神」「キリスト教概論」「生命倫理」「サービスラーニング」「多様性の尊重」など17科目を1年次から4年次に渡り段階的に配置している。

「グローバル・コミュニティ適応看護システム分野」には、教育目標のうち「多様な文化や価値観の尊重」を身に付ける科目として、「地球環境と共生社会」や、「英語」を始めとする語学系科目を5か国・7科目配置している。

＜看護学研究科＞

看護学研究科では、「基盤教育」に配した科目によって適切に実施されている。生命・医療倫理教育の基盤科目として「生命倫理」「看護倫理」「看護研究」を配置し、高度専門職業人養成の基盤科目として、「看護理論」「看護管理論」「看護政策論」「看護教育論」「コンサルテーション論」等を配置している。更に、専門看護師コースの基盤科目として「臨床病態生理学」「臨床薬理学」「ライフスパンフィジカルアセスメント」を配置している。

＜4-2-④の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など＞

看護学部については新カリキュラム移行期であるため完成年度に検証を行う。

看護学研究科については、開学以降、CNSコース関連科目や新設分野（データヘルスサイエンス看護学分野）に係るカリキュラム改正は行ってきたが、全体的なカリキュラム改正は行っていない。検証を行い、必要な改正に繋げていく。

＜4-2-④の課題などに対する改善状況と今後の取組予定＞

検証結果により、改正が必要と判断される場合は、取組を実施していく。

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

＜看護学部看護学科＞

教授方法の工夫と効果的な実施がなされていると判定できる。

本学では、建学の精神に基づく教育目標及びディプロマ・ポリシーの達成を念頭に

置き、当該科目の目的と目標に沿って教育方法を決定している。また在学中に主体的に学ぶ方法を身に付けることで、卒業後、生涯にわたり自己研鑽する力を身に付けることを意図して様々な教育法の工夫をしている。各教科目の開講時ガイダンスでは、当該科目の到達目標を説明すると共に、「授業区分」の欄には教育方法（講義、演習、実習の別）を、各回の授業「方法」の欄には更に具体的な方法（グループワーク、プレゼンテーションなど）を明記することで、学生が、目標達成に相応しい教育方法の適切性を理解した上で主体的かつ意欲的に学修に取り組むことができるように図っている。更に、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業科目も多数あり、グループワークやプレゼンテーション他、課題学習、スキルラボ、ゼミナールといった授業方法を採用している科目は全体の5割程度となっている。

特に、3年次の「臨床看護実践学」「スキルラボ臨床レベル3 ;OSCE」においては、聖マリア病院の実習教育担当者も含めた一貫した教育体制を構築しており、実習教育担当者（候補者）も参加して授業内容を把握する等の事前準備を徹底している。また、3-5①に記載のとおり、本学の主たる実習施設であり、理念（カトリックの愛の精神）を共有する聖マリア病院、聖マリアヘルスケアセンターとは、三者が協働し質の高い看護実践と教育が行われると評価される病棟を「教育モデル病棟」として設定、更に聖マリア病院とは、聖マリア・クリニカルシミュレーションラボと協働し、同病院内で臨床の場を想定した演習を行うなどの取組も行っている。

このような取り組みを通して、臨地実習における大学と実習施設間の連携・協働の強化を図り、延いては学生が主体的に学び、学修を積み上げることで学修目標を達成できるように工夫している。

教育方法の工夫と創出は、多面的な教育評価を通して教員間で絶えず語り、よりよい教育法の探求が教員個人・各看護専門領域・大学組織の各レベルにおいてPDCAサイクルを稼働しながら不断になされている。

併せて、授業を行う学生数（クラスサイズ）についても、2クラス編成から数名ずつの少人数編成を採るなど、科目の特性に応じ最適な人数で実施している。

<看護学研究科>

大学院教育においては、プレゼンテーションやディスカッションを積極的に授業に採り入れ、講義・演習科目を段階的・重層的に学修することでケアリングの実践能力の育成と看護の質向上に寄与できる高度専門職の育成に繋げている。

また、修士論文・課題研究の指導には指導教員2名を配置し（主指導教員・副指導教員各1名）より研究が円滑に進むような支援体制をとっている。

更に、OSCEや病院における医師や専門看護師のクリニカルラウンドに同行し臨床推論の技術・能力を修得し、実習では、専門看護師の役割機能の習得に加えて、専門看護師において将来必要となる、薬剤調整、組織の改善について、医師や薬剤師、専門看護師、担当教員の指導のもと修得できる構成にしている。

<4-2-⑤の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

看護学部については新カリキュラム移行期であるため完成年度に検証を行う。

<4-2-⑤の課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

特記事項なし（上記への対応）

4-3. 学修成果の把握・評価

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）、課題への改善状況、取組予定等

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

本学では、各科目のシラバスに、当該科目とディプロマ・ポリシーの関連性を示した上で、当該科目における「授業の概要・目的（何を教えるのか）」「学修の到達目標（どのような能力が身に付くのか）」を明確に記している。更に、カリキュラムマップを通じ、カリキュラム全体における当該科目のディプロマ・ポリシー並びに教育目標達成に向けた位置づけを示している。

各科目の学修を通じ、教育課程全体として身に付けるべき能力については前述、ディプロマ・ポリシー並びに教育目標に示しており、これらの学修の成果（大学レベル・教育課程レベル・科目レベル）については、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを含めた3つのポリシーを踏まえた、学修成果を可視化、査定する方法として、アセスメント・ポリシーを定め、各種アンケートや単位修得状況、就職状況等、多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を把握・評価するものとしている。

<4-3-①の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

令和4年度入学生カリキュラムからは、各ディプロマ・ポリシーの下位項目（知識・技能・態度・創造的思考）を定めており、これら内容を踏まえて、学生自身により、履修した科目においてディプロマ・ポリシー達成に向け、何を身に付けたかなどを記載・把握していくこと（学修ポートフォリオ／仮称）の必要性が課題として挙げられている。

また、アセスメント・ポリシーについては平成30（2018年）に策定以来、改正が行われていない。アセスメント・ポリシー記載内容の検証を行い、必要と判断される場合は、より学修成果の可視化、教育活動の改善に繋がる内容への見直しを検討する。更に、内部質保証の機能性を高めるため、アセスメント・チェックリストの作成を検討する。

<4-3-①の課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

上記課題について、前者については、カリキュラム検討会において検討し、学修

成果の把握及び履修指導等へ活用するとともに、後者については、教学マネジメント会議において検討し、学修成果に基づく内部質保証の機能性強化を図るものとする。

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

アセスメント・ポリシーに記載する評価指標に関しては、2-1①に記載する内部質保証体制に基づき、各指標に関連する委員会（教育の質向上委員会、学生委員会、学生支援センター等）並びに IR・SD 推進本部による調査・分析・改善方策の検討を実施、その結果を自己点検・評価総括委員会において点検評価し、外部評価委員会、教学マネジメント会議等へ報告している。

原則的には各委員会自ら課題とした事項については、各委員会が主体的に改善に取り組むものとし、その上で学長を長とする教学マネジメント会議において、大学方針としての改善要請を示す必要があると判断される場合は、担当委員会へ指示を出すことで改善に繋げている。

学生並びに教職員、各組織・部署等への学修成果の把握・評価結果のフィードバック例は以下のとおりである。

①学生、指導教員（チューター教員）等へのフィードバック

・授業科目の成績

各学年の年度末（又は年度初め）に、当該年次までの評点（素点）並びに順位（又はランク付）を学生並びに保護者に通知している。学生の成績・順位については、学内サーバーに保管しており、教員はチューター学生の成績状況を把握することが可能であり履修指導等に活用している。

・学年末実力テスト結果

看護学部1年・2年・3年次末には学年末実力テストを実施し、当該学年までに学修した内容の理解度を把握する機会としている（業者試験を活用）。結果については、学生本人の他、チューターへもフィードバックし、学修指導に活用している。

②科目責任者へのフィードバック

・授業評価アンケート

本学では全科目について授業評価アンケートを実施しており、科目責任者には、当該科目の結果を学年及び学科全体平均と比較可能な様式で返却している。

質問項目には、「シラバスに記載されている目的をあなたは達成できたと思うか」などの設問もあり、当該科目における学生の自己評価による学修成果の状況把握にも繋がっている。

科目責任者には、結果を踏まえた「考察と課題」の提出を求め、授業改善へと繋げている。また、科目責任者より記載された内容のうち「学生への公表可」とした内容については、学生に公表している。

③委員会等組織、部署へのフィードバック

- ・学修行動調査：

学生の学修行動（学年ごとの学修時間、学修動向等）の傾向を踏まえ、学生支援センター（学修支援部門）において学修支援策等の検討に活用している。
- ・単位修得状況：

各科目の成績評価状況を踏まえ、極端に GPA が低い（再試対象者が多い）科目については、教育の質向上委員会等において科目責任者と授業内容、成績評価等に関し面談を実施した。
- ・卒業生・卒業時（学部4年生）アンケート

卒業生に対し「各ディプロマポリシーの理解度」「仕事への活用度」「本学での学修が看護師としての実践や成長にどのように活かされているか」等について調査、教育の質向上委員会、カリキュラム検討会等において教育成果の検証に活用している。

学部4年生に対しては、自己評価における各ディプロマポリシーの達成状況を問う調査を実施し、同様に活用している。
- ・学年末学力テスト

上記①に記載する学年末実力テストに関しては、学生支援センター（学修支援部門）が主となり実施しており、学年末時点の学修理解度・学修成果を把握し、今後の学修支援の方針検討に活用している。

なお、学修成果の結果については、外部評価委員会へ報告し、付された意見を教学マネジメント会議、カリキュラム検討会等へ報告するなど、学外からの客観的視点も取り入れている。

<4-3-②の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

- 1) 学修成果のフィードバックに関しては、令和4年度に受審した分野別評価（看護学教育評価）において、作成している各科目評点によるディプロマ・ポリシー達成度を示すディプロマ・サプリメント（レーダーチャート）の活用については、就職試験用の証明書としての活用に留まっており、今後、各学年の年度末でのチューター面談での活用計画が着実に実施され、学生自身が自己の成長を確認できる活用方法の検討が望まれること挙げられている。また、学内での点検評価として、4-3①の課題として記載している学修ポートフォリオ（仮称）についても同様に活用することが課題として挙げられている。
- 2) 看護学教育評価（分野別評価）において、授業評価アンケートに関し、学生・教員への公表方法や、改善に活用する取り組みについて検討課題として挙げられている。

<4-3-②の課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

- ・上記1) の学修ポートフォリオについては、カリキュラム検討会において具体的様式や活用方法等を検討する。上記2) については、授業評価アンケート結果の公表の目的・意義等を踏まえ、改善への活用方法も含め教学マネジメント会議において

検討を行う。

【基準 4 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学の教育における特色としては、理念を共有する聖マリア病院との協働・連携がある。昨今、医科学技術の進歩により医療・看護のケアにおいては、人間のいのちと人格の尊厳を尊重することがますます求められている。このような、社会からの看護への要請を受けて本学の看護教育においては「建学の精神」を具現化し、人間のいのちと健康に奉仕するケア者を育成する上で、聖マリア病院との教育における連携と協働を更に強化する取組みが必要と思われる。

以上のことから、これまでの本学と聖マリア病院との教育上の連携・協働による学修成果を、3つのポリシーを踏まえて点検・評価し、これにより教育の質改善・向上を図りたいと考える。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

まず、2021年度以前の旧カリキュラムにおける学修成果の評価と、その評価結果を吟味することで得られた示唆を、今後の教育の質改善・向上に向けて、新カリキュラムに反映することが必要と考える。

加えて、既に開始から2年が経過した、2022年以降の新カリキュラムにおける学修成果に関しては、3つのポリシーを踏まえた体系的な点検・評価をするための評価方法の確立と運用を早急に進めることが喫緊の課題と考える。

また学修成果の評価という点では、学士課程では学修者が主体的に学ぶ力を育成することが望まれることから、昨今の若者の特徴や、若者を取り巻く環境の影響も踏まえて、学生自身が自らの学修成果を把握して学修に能動的に取り組めるように、学修成果の評価方法と評価結果を利活用する方策を、十分に検討することが必要と考える（例：「学修ポートフォリオ／仮称」の目的とそれに応じた活用方法の検討、また目的と活用方法に関する学生及び教職員の理解促進 他）。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

(各関連部署における具体的な取組状況は、前述「基準 4-3」参照)

基準 5 . 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）、課題への改善状況、取組予定等

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学では、組織規程第 22 条に「学長は、所属教職員を統括して校務を掌理し大学の教
学を代表する」とし、学則第 38 条 3 項においては「学長は校務を掌り、所属職員を統括
する」と規程上に学長の責任と役割を明確にしている。また、学長は、教育課程の編成
及び教学運営に関し全学的な方針の策定等を行う教学マネジメント会議（構成員は学長、
学部長、研究科長、教務部長、教学マネジメント担当事務職員）の議長となり、原則と
して月 1 回会議を開催、同会議での決定事項は教授会及び全教職員を対象とした教職員
連絡会議の冒頭において、今後の大学方針として報告（学長が意見を徴するとして事項
は教授会審議事項として提示）するなど、円滑な運用が図られている。

更に、理事長並びに学長を補佐する体制としては、プロボスト並びにプロボスト補
を発令するなど、学長が適切にリーダーシップを発揮できる環境を整えている。

<5-1-①の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

対応済み（課題なし）のため記載なし

<5-1-①の課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

対応済み（課題なし）のため記載なし

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

本学では、学則第 41 条及び教授会の運営に関する規程第 5 条（大学院に関しては
大学院学則第 11 条及び研究科教授会の運営に関する規程第 5 条）において、教授会
は、決定権者である学長に対して意見を述べる関係にあることを規定し、両者の役割及
び関係性を明確にしている。また、学長が決定を行うに当たり教授会に意見を聴くこと
を必要とする教育研究に関する重要な事項についても上記規程において明示している。

なお、教授会のもと、各種委員会が設定されており、当該委員会における議事は教授
会において報告又は審議に諮っている（大学学則 41 条第 2 項、大学院学則第 11 条 2
項）。

学生の懲戒（退学、停学、訓告）に関しては、教授会並びに教授会に置く各種委員会
において調査・審議した結果を踏まえ、学長が懲戒することとしている（大学学則第 47
条、大学院学則第 49 条）

上記及び 5-1-①に記載のとおり、大学の意思決定における権限の適切な分散と責任

の明確化を図り、且つ規程上でも明確化している。

<5-1-②の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

学生の懲戒については、現状の学長により定められた処分手続き内容を確認し、見直し必要性について検証する。(学校教育法施行規則第 26 条関連)

<5-1-②の課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

上記について確認し、必要な対応を行う。

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

本学の職員組織については、「組織規程」並びに「事務分掌規程」により、職員の配置とその役割が定められ、これらを基に、業務状況に応じた職員体制の組織化、構築がなされている。また、有限な人的資源を効果的に活用する点においては、部局毎の過度な分業細分化を抑制するため、法人部門、大学部門、これらの管理責任者としてそれぞれに担当の事務次長を配置し、横断的な業務管理体制化を講じている。

現時点での職員配置は次のとおり。なお、嘱託職員は除き、(兼)は、部門兼務者。

法人部門／事務次長管下 ○総務・人事 2 名(兼) ○管財・営繕 1 名(兼)

大学部門／事務次長管下 ○企画・庶務 3 名 ○会計・出納 2 名 ○入試 2 名

○教務・学生 6 名 ○大学院 1 名(兼) ○図書館 2 名

大学における教育研究支援のための職員体制としては、特に学生の修学支援に直接的に関わる学内委員会を中心に、担当職員を委員会構成員として配置し、委員会組織と大学事務部門組織との有機的連携を図ることとしており、委員会単位での予算編成をはじめ、年度計画、種々の施策立案の実務等、包括的な支援体制を整え、業務のより円滑な運営を可能にしている。一方で、定例の教育研究業務とは別に、臨時的或いは時限的業務等への対応については、学長直下、いわゆる教職協働によるプロジェクトチーム形式で学長を補佐し、機動的に業務(入試制度改革、看護教育 50 周年記念催事 他)を遂行、一定の成果を挙げているものと認められる。

職員の採用方針については、「就業規則」や「行動規範」等の規程により、本学の教育理念に沿った服務規律や、あるべき職員像が示されており、職員採用時の依るべき指針として運用している。また、職員の昇任に関する取扱いについては、これまで、人員配置の必要性の都度、業務実績に照らした人事発令としていたところ、令和 3 年度に「(事務組織所属)職員の昇任に関する規程」を制定し、本学における管理職員の役割責任を明確化した。本件、昇任規程の制定経緯や内容については、以下の項で記載する。

<5-1-③の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

前記、職員の昇任に関する取扱いについては、これまで、個別の明文化された規程はなく、各部局単位での人員配置の必要性の都度、業務実績に照らした人事発令としていたところ、平成 30 年度、大学機関別認証評価の受審に際しての自己点検評価報告書の作成過程、及び評価員との意見交換に際し、職員の昇任基準について検討が必要であることの課題認識受け、翌年、平成 31 年度より 3 年間、職員個人を対象に考課制度を意

識した自己評価を試行的に実施、それを経て、令和3年度、所期の目的であった「(事務組織所属) 職員の昇任に関する規程」の制定に至った。

昇任規程の制定に際しては、組織の経営計画に基づく将来的な人材投資戦略を前提とする一方で、所属職員個々人の成長を促す動機付けを趣旨とした規程として位置付け、次の3つの管理職階層別に、それぞれに役割責任の基準と、昇任評価の視点を定めた。

- ①レベル1 [係長・主任・主査／業務管理職層]
- ②レベル2 [室長・課長／組織管理職層]
- ③レベル3 [次長部長／経営管理職層]

<5-1-③の課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

これまで、職員組織の構築における採用人事に関しては欠員補充の考え方で運用していたところ、経年的に若年～中堅層の空洞化懸念あり、近年、一定の年度間隔での職員採用を行うこととし、また、前記のとおり昇任の取扱いに関しても、組織規模に照らした規定化を行い、組織課題への対応策、改善策を講じてきた経緯がある。

経営体としての大学職員組織の構築、という視点においては、一般論としての合理化、つまりは労働集約型から資本集約型への転換を促す人事制度改革の必要性がありつつも、また他方で、現実的には、専門化、多様化する現場業務に適応出来得る人的資源、組織力の必要性も否めない。大学経営時代における必須条件、経営力を下支えする職員力を高めること、この点において、より戦略的、政策的な手法を立案し、実践できる職員組織への脱皮、旧態依然とした“事務処理型業務”から、経営環境の変化に対応し、大学の目的や学長方針を強力に推進するための“企画提案型業務”への転換を啓蒙、推進する手段のひとつとして、前記の職員昇任規程を効果的に活用することとし、組織構築の考え方としては、量(職員の数)を維持することで、緩やかな世代交代を担保し、かつ、質(職員の能力)を高めることで、組織内に適度な競争意識を醸成し経営力を担保する、これらの取組みを基本的方針とし、引き続き職員組織力の向上に努めることとする。

5-2. 教員の配置

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2の自己判定

基準項目5-2を満たしている。

(2) 5-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)、課題への改善状況、取組予定等

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

本学の教員採用及び昇任については、「教員選考基準」「教員選考規程」「教員の採用及び昇任に係る選考基準細則」に規定している。

教員選考基準第1条1号には、教員の基礎要件として、「本学の目的、使命を十分に理解し、この達成に誠実である者」とし、教育目的に即した教員の採用を行っている。

また、同基準2条に「本学の教授、准教授、講師、助教、及び助手の資格は、学校教育法並びに大学設置基準の他、関係法令に定める資格基準を満たし、かつ別に定める「教員の採用及び昇任に係る選考基準細則」における各資格基準を満たすこととする。」と定め、法令に基づく採用を行っている。

教員の採用及び昇任に係る選考基準細則では、各職位の詳細の資格を明記している。更に、各職位の資格に関し、資格内容の透明性と採用・昇任の公平性確保の観点から、論文・学会発表などの研究成果等について数値的な基準を教員昇任採用基準に関する申し合わせ事項として定めている。

採用手順については、聖マリア学院大学教員選考規程第4条に基づき、原則として公募により行い、同5条において学長が候補者適任者を選出するための組織を指定、第6条により選考組織は審査の過程並びに結果を教授会に報告、教授会は、同規程及び教授会の運営に関する規程第5条並びに研究科教授会の運営に関する規程第5条に基づく審議ののち、学長に対し意見を述べるものとしている。学長は教授会の意見を聴いて任用を判断し、適当と認める場合は理事長に当該任用を申し出る。

上記選考組織としては、教育課程の編成及び教学に係る全学的な運営方針を示す「教学マネジメント会議」を指定し、教育課程を展開するための適切な教員配置となるよう採用・昇任計画を審議している。

昇任手順に関しては、教員の採用及び昇任に係る選考基準細則第7条により教科領域長の推薦を得ることを原則とし、聖マリア学院大学教員選考規程を準用し同規程第5条の選考組織（教学マネジメント会議）にて適任の可否を判断し、結果を教授会に報告している。教授会においても採用時と同様、教授会の運営に関する規程第5条及び研究科教授会の運営に関する規程第5条に基づく審議ののち、学長へ意見を述べ最終的に学長が昇任の採否を決定している。

令和6(2024)年5月1日現在の教員数は、以下に示すとおりであり、大学設置基準及び大学院設置基準を上回る。また、本学看護学部は保健師学校・看護師学校、専攻科助産学専攻は助産師学校としての指定を受けており、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づく専任教員数を上回り、教育課程に即した教員の確保と配置がなされている。

専任教員配置数と大学設置基準及び指定規則との比較

(看護学科、専攻科)

学部・専攻科名 (指定規則上の 指定)	専任教員数					助手	設置基準上 必要数		保・助・看 指定規則 必要教員 数
	教授	准教授	講師	助教	計		教員 数	教授 数	
看護学部看護学科 (保健師・看護師学校)	13	5	7	4	29	4	21	11	看護師 8 保健師 3
専攻科助産学専攻 (助産師学校)	-	3	-	-	3	1			助産師 3
大学合計	13	8	7	4	32	37	21	11	14

(研究科)

研究科名	専任教員数			助 手	設置基準上必要数	
	研究指導教員 (うち教授)	研究指導 補助教員	計		研究指導教員 (うち教授)	研究指導補助教 員
大学院看護学研究科	18 (10)	7	25	0	6(4)	6

※大学院教員は学部との併任

本学では、前述のとおり、教育課程の編成及び教学に係る全学的な運営方針を示す「教学マネジメント会議」において、教育課程を展開するための適切な教員配置を検討している。具体的領域配置では、専門領域ごとに、その領域を教授できる教授又は准教授を配置し、また臨床教育に関しては、専門領域ごとに看護職の免許を有する教員（助手を含む）を複数配置することで（選択制である国際看護学領域を除く）各領域において専任教員による臨床教育を可能としている。

更に、実習等協力機関である聖マリア病院並びに聖マリアヘルスケアセンターの医師・看護師等に対し、「聖マリア学院大学臨床教授等の称号付与に関する規程」に基づく、臨床教授、臨床看護教授等の称号を付与し、実習等協力機関との連携強化を図ることにより、臨床看護教育における学修環境並びに教育体制の整備等、臨床教育の質向上に取り組んでいる。（令和6年4月時点；臨床教授19名、臨床看護教授1名、臨床看護准教授1名、臨床看護講師9名）

<5-2-①の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

対応済み（課題なし）のため記載なし

<5-2-①の課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

対応済み（課題なし）のため記載なし

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

5-3-① FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

5-3-② SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）、課題への改善状況、取組予定等

5-3-① FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、「カトリックの愛の精神」に基づく教育理念および教育目標を実現するために、求める教職員像を踏まえた、教員の教育研究能力の向上を目的とした全学レベルでの組織的なFD活動を推進し、教育の質保証並びに質向上を図っている。

FDについては、主に教育の質向上委員会が担当し、同委員会内にFD担当を置いてい

る。FD 担当は、教員 2 名、事務職員 2 名で構成し、企画・実施・評価に渡り教職協働で実施している。FD 担当で検討した内容は教育の質向上委員会における審議に諮り、更に参加状況や参加者からの評価（アンケート結果等に基づく）を報告し、次年度以降の FD 活動に繋げている。令和 5（2023）年度においては、委員会における意見を踏まえ、以下に記載する授業公開（授業参観）の実施目的を、公開者の授業改善から、参観者の授業改善に重きを置くことへ変更し、その目的に応じた実施方法へ変更するなど、適宜、見直しを行いながら FD 活動を実施している。

なお、FD に関しては教育の質向上委員会の他、カトリックセンター、研究倫理審査委員会等の部署においても実施しており、その参加状況については、教育の質向上委員会においても把握している。

【令和 5 年度の主な FD】

内容	主催	対象者・参加者 ※参加数は教員のみ
学修成果と内部質保証並びに認証評価基準・判断事例を踏まえた大学運営の在り方・留意点に関する研修会（講師：日本高等教育評価機構）	・教育の質向上委員会 ・IR・SD 推進本部	全教職員 参加者：34 名
教育イノベーション大会（生成 AI の大学運営への活用、業務支援 DX 等）への参加（私情協主催）	・教学マネジメント会議 ・教育の質向上委員会 ・IR・SD 推進本部	右記委員会等所属者及び希望者 参加者 16 名
授業公開（授業参観）	・教育の質向上委員会	教員（希望制） 参観者 6 名
研究倫理に関する研修会	・研究倫理審査委員会	全教員 参加者 32 名
上記の他、毎年度、カトリック研修会（カトリックセンター主催）、本学実施の履修証明プログラムの受講推奨（大学にて費用負担）を実施しているが、今年度は講師都合や履修証明プログラムへの応募がなかったため実施に至らず、次年度実施するものとしている。		

上記の他、本学では全教員を対象にティーチング・ポートフォリオの作成を求め、作成の過程を通して自身の教育活動について自己省察する機会とし、更に学内サーバーにおいてティーチング・ポートフォリオを共有することにより、他の教員の取組状況を参考に各教員が自身の取組改善に取り組むことができるシステムを構築、大学全体の教育の質向上を図っている。また、全科目において学生による授業評価アンケートを実施、科目責任者には結果を踏まえた「考察と課題」の提出を求めることで教育内容や教育方法の改善を図っている。

設立理念を共にし、実習等協力施設である「聖マリア病院・聖マリアヘルスケアセンター」との取組として、理念教育・人材開発の共同プログラム「看護職のユニフィケーション」を設け、聖マリア病院看護職員が本学教員（現状は助手）として出向、当該看護職員の教育力育成の他、本学における臨床教育の質向上にも資するものとしている。更に、令和 5（2023）年度からは教員の実践能力向上（教育研究への反映）を目的とした

聖マリア病院等における臨床研修制度（前述と異なり出向等を伴わない研修）を開始、10名が実施した。全研修終了後には、教職員連絡会議（全教職員を対象とした会議）において、各研修者からの評価や今後の展望についての報告会を実施、研修先である聖マリア病院からも参加いただき、次年度実施に向けた振り返りの場とした。

<5-3-①の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

対応済み（課題なし）のため記載なし

<5-3-①の課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

上記に記載のとおり、求める教職員像並びに実施目的に基づき適切に FD 活動を実施している。令和 6 年度には新たに実施方針を定め、その方針に基づき適切に FD 活動を実施していく。

5-3-② SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では、職員が大学の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための研修及び必要な取組（SD<Staff Development>）を推進するため、IR・SD 推進本部を設定している。IR・SD 推進本部では、SD 実施方針並びに求める職員像を定めた上で SD を実施するなど、組織的・計画的な SD を実施している。

実施した内容に関しては、原則としてアンケート調査を実施し、次年度以降の SD 計画に反映させている。

なお、SD に関しては IR・SD 推進本部以外の部署においても実施しており（例えば、カトリックセンター主催による建学の精神に関するカトリック研修会等）、その参加状況については、IR・SD 推進本部においても把握している。

【令和 5 年度の主な SD】

<p>学修成果と内部質保証並びに認証評価基準・判断事例を踏まえた大学運営の在り方・留意点に関する研修会（講師：日本高等教育評価機構/対象：全教職員）※FD と合同開催</p>
<p>教育イノベーション大会（生成 AI の大学運営への活用、業務支援 DX 等）への参加（私情協主催/対象：教学マネジメント会議、教育の質向上委員会構成員、事務職、他希望者） ※FD と合同開催</p>
<p>私学経営研究会主催セミナー（DVD 視聴、現地見学会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特色ある私学経営につき現地見学会（対象：管理者） ・ 大学ブランド戦略成功のドライバーとは（対象：学生募集・広報戦略委員会担当） ・ 人事院勧告と私学の賃金問題講座（対象：人事課） ・ 学校法人におけるリスクマネジメント（対象：衛生委員会担当者） ・ 寄付行為・就業規則及び諸規定の作成と再検討（対象：管理者） ・ 大学における IR の取組み（対象：IR・SD 推進本部構成員）

更に本学では、新入教職員は、「カトリックセンター」又は「地域・国際連携センター」の何れかの組織に所属するものとしている。「カトリックセンター」は、建学の精神を継承し、本学院の教育に浸透させ、カトリックの愛の精神に基づく人間の尊厳を

尊重し、その具現化を図ることを目的とし、また「地域・国際連携センター」は、建学の精神及び教育理念に沿って行われる地域貢献や社会連携、国際交流等に関する事業を所轄し、開かれた大学としての取組を推進する組織である。新入教職員がこれら組織の活動に参画することで、新入教職員の建学の精神並びに建学の精神を具現化する取組の理解促進を図っている。

<5-3-②の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

令和4年度以前は、教育面を含めた求める教職員像に基づきSDを実施していたが、より大学運営に特化した求める教職員像の設定並びに実施方針の設定が課題となっていた。

<5-3-②の課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

上記記載のとおり、令和5年度に、従前のFDを含めた求める人材像に加え、大学運営に特化した求める職員像並びにSD実施方針を設定した。今後、実施方針に基づき、SDを実施し、更に内容改善に努めていく。

5-4. 研究支援

5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

5-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 5-4の自己判定

基準項目5-4を満たしている。

(1) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）、課題への改善状況、取組予定等

5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

<研究施設・設備の充実>

本学は講師以上の専任教員は1人1部屋個室の研究室が与えられており（助手・助教は共同研究室）、研究に必要な備品類（パソコン・プリンター・保管庫等）はひととおり大学から貸与されている。

不足する備品や物品は全教員へ支給される教員研究費から購入することも可能としており、個別のニーズに応じた環境整備が可能である。

また、図書館では専門書や学術雑誌を重点的に収集しており、研究活動において必要となる専門的知識や最新の情報を、学内外から入手できる環境を整えている。令和5年度の受入は、図書1,509冊、学術雑誌2,460誌（冊子142誌、電子ジャーナル2,318誌）であった。

研究に必要な文献を収集するために、国内データベースの医学中央雑誌Web版、メディカルオンライン、最新看護索引Web、国外データベースのCINAHL Plus with Full Text、Cochrane Libraryを契約している。これらの電子情報については、学外からもアクセスできるよう整備している。

<研究時間の確保>

本学では「教員の研修日に関する申し合わせ」に基づき、学外における実験・調査文献収集等において研修日を取得することを可とする制度を設けている。また、研修に要する経費を研究費から支出することを可としている。

これらのことから、研究環境の整備と適切な管理運営はなされていると評価する。

<5-4-①の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

現状の研究環境に対する評価・改善を組織的に実施できていないことが課題である。まずは研究環境に対する満足度調査を実施し、それを踏まえ研究環境向上の方策を検討するべきである。併せて研究支援組織の整備・充実が必要である。

本学教員は総じて教育に対するエフォートが高いことから、バイアウト制度等の活用も含め、研究時間確保に向けた仕組みづくりが課題である。

<5-4-①の課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

令和6年度中に「研究環境に関する満足度調査」を行い、今後の整備方針・計画を立てる。同時に研究活動に対する人的支援に関する方策を検討する。

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

<研究不正防止への取り組みと厳正な運用>

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン」および「研究活動における不正行為の対応等に関するガイドライン」に基づき各種規程等を整備・運用している。「研究活動における不正防止に関する基本方針」に基づき、機関内の責任体系の明確化、不正防止計画の運用、コンプライアンス教育、研究倫理教育、不正防止啓発活動等を行い学内の研究倫理意識向上を図った。全学的な取組みとする為に、研究倫理審査委員会が主導し、啓発活動は年度内に4回実施することで、定期的に構成員の倫理観を刺激した。

コンプライアンス教育では恒常的に問い合わせが多いルールを中心に説明を行った結果、研究者からの問い合わせが減少した。このことは、研究者側の理解が向上した結果と言える。

研究倫理教育については、毎年度内容を更新している。令和5年度はJST映像教材「倫理の空白」を活用し、事例を踏まえた研修を実施した。新任教員には日本学術振興会eラーニングコース(eLCore)の受講を義務付けている。映像教材やeラーニングを活用することで、各自の都合の良い時間に研修を受けることが可能となり、受講率の向上に繋がった。

これらの研究不正防止に関する取り組みは、法人の理事会・評議員会にて報告・審議をしており役員からその評価を受けている。

また、最近のトピックである「研究インテグリティの確保」に関しても規程の整備や管理体制の明確化にいち早く取り組み学内外へ公表している。

<定期的な研究倫理審査と研究計画管理>

月に1回研究倫理審査委員会を開催し、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に基づき、各研究者（教職員および大学院生）からの申請に基づく審査を実施している。

審査委員は、学内委員6名、学外委員2名（令和5年度）で構成されており、中立的かつ公正な審査を行っている。審査は対面で行われ、申請された研究計画に対して倫理的な側面を中心に可能な限り具体的に提言・助言を行っている。審査意見を纏めた書面を迅速に申請者へフィードバックし、修正申請が容易となるよう運営をしている。審査の実施状況は月1回の教職員会議で共有し、審査状況を公開している。

研究計画の変更に関しては、変更届けを提出することを義務付けており、変更届けは事務局で随時受け付け、迅速な審査を行っている。

年度末には研究計画の進捗点検（書面での報告書提出）を一斉に実施しており、計画遵守状況を点検している。

これらのことから、研究倫理の確立と厳正な運用がなされていると評価する。

<5-4-②の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

対応済み（課題なし）のため記載なし

<5-4-②の課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

対応済み（課題なし）のため記載なし

5-4-③ 研究活動への資源の配分

<教員研究費配分>

大学の自己資金から、職位に応じた教員研究費を配分している。これは専任教員に対して配分されるものであり、研究活動に必要な経費に広く使用可能としている。

学会の年会費、参加費、出張旅費、物品購入費、文献購入費、データ収集時の郵送費等に充てられ、研究活動を資金面から支援している。

令和5年度は、教授35万円、准教授30万円、講師・助教25万円、助手20万円を基本額とし、研究実施状況に応じて最大30万円が加算される制度にて運用した。Ⅰ) 研究実施責任者として倫理審査を申請し承認を得た課題がある Ⅱ) 筆頭で学会発表を行った Ⅲ) 筆頭で論文が掲載された、これらに該当する場合に加算されるもので、研究への積極的な取組みを助成した。

配分額としては、他の私立看護系大学と比較しても同程度、もしくはそれ以上配分されており、十分な助成がなされていると言える。

<論文投稿費用支援>

論文投稿を費用面から支援する為に、前述の教員研究費とは別に論文投稿（筆頭執筆）に係る投稿料・英文校正料・別刷り代等を大学が負担する制度を設けている。

<研究支援人材>

事務部に1名、研究支援を行う職員を配置している。研究倫理審査に係る事務、各種申請書・報告書の作成支援、外部研究費の応募支援、資金配分機関と研究者との橋渡し、不正防止ガイドラインへの対応、規程の整備、コンプライアンス教育、啓発活動、研究費の管理等をシームレスに行い、研究者を支援している。

また、研究費から研究補助員の雇用を可としており、資料整理やデータ入力等の業務を行う者の雇用を認めている。

<外部研究費獲得支援>

外部研究費獲得支援を実施している。特に科研費については、全学的に獲得を支援している。令和5年度は下記の取り組みを実施した。

- I) 教員間での指導体制（ピアレビュー）への働きかけ
- II) 学内教員の採択課題申請書を開示
- III) 事務局による各種情報へのアクセス仲介・紹介
- iv) 事務局による申請書点検
- V) 科研プレ研究等を推進するための研究費配分制度構築

令和5年度は新たな支援として、学内教員の採択申請書5課題を開示し、獲得支援の一助とした。また、前述のとおり、研究への取り組み状況に応じて教員研究費を加算する制度を設けた。倫理審査を経て研究中の課題がある場合、筆頭での学会発表・論文投稿をした場合に加算される制度であり、科研プレ研究の支援、研究活動の活性化に繋げることを目的とした。

<5-4-③の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

対応済み（課題なし）のため記載なし

<5-4-③の課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

対応済み（課題なし）のため記載なし

[基準5の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

学長の適切なリーダーシップの確立・発揮に関しては、本法人並びに本学における将来構想、経営計画等に係る総合的、戦略的な企画立案、若しくは調整等に際し、理事会、評議員会又は教授会からの意向を受け、理事長並びに学長を補佐し、各種政策等の執行について統括責任を担う「プロボスト（プロボスト補）制度」を設け、更に、学長を長とした、教学運営に関する方針策定等を行う「教学マネジメント」会議を設置するなど、学長が適切なリーダーシップを確立、発揮できる体制を整えている。教学マネジメント会議における議題については、「今後の大学方針」として、教授会並びに全教職員を対象とした教職員連絡会議の冒頭で報告し共有している。

教員人事に関する特色ある取組として、設立理念を共にし、実習等協力施設である「聖マリア病院・聖マリアヘルスケアセンター」との協働により、理念教育・人材開発の共同プログラム「看護職のユニフィケーション」を設け、聖マリア病院看護職員が本学教員（現状は助手）として出向、当該看護職員の教育力育成の他、本学における臨床教育の質向上にも資するものとしている。更に「聖マリア学院大学臨床教授等の称号付与に関する規程」に基づき、病院医師、看護職等に対し、臨床教授、臨床看護教授等の称号を付与、実習等協力機関との連携強化を図ることにより、臨床看護教育における学修環境並びに教育体制の整備等、臨床教育の質向上に取り組んでいる。また、FDの一環として、本学教員の聖マリア病院における臨床研修（人事交流を伴わない研修/10名）を開始、最新の臨床での研修を本学教育や研究に反映させることを目的とし、終了後には、聖マリア病院看護部にも参加いただき、全教職員を対象とした教職員連絡会議において、研修報告会（病院看護職の教員としての出向制度を含む）を実施、成果の共有を行った。

FDに関しては、研修の他、毎年度、ティーチング・ポートフォリオの作成を依頼し、作成されたティーチング・ポートフォリオを学内サーバーで共有することにより、他の教員の取組状況を参考に各教員が自身の教育改善に取組み、牽いては大学全体の教育の質向上に資する制度を構築している。

教職員の建学の精神の理解に繋がる取組（FD・SD含）としては、カトリックセンター主催により、毎年度、カトリック研修会を実施（令和5年度は諸事情により未開催）、更に、新任教職員は、特に建学の精神の理解や具現化に向けた取組を推進する「カトリックセンター」「地域国際連携センター」の何れかに所属するなど、全教職員が建学の精神を理解した上で、教育・大学運営活動に取り組む体制を整えている。

研究に関し、研究への取組み状況に応じて教員研究費を加算する制度を設けている。倫理審査を経て研究中の課題がある場合、筆頭での学会発表、論文投稿をした場合に加算される制度であり、科研プレ研究の支援、研究活動の活性化に繋げることを目的としている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

・学生の懲戒に関し、現状の学長により定められた処分手続き内容を確認し、見直し必要性について検証する。

・研究支援に関し、現状の研究環境に対する評価・改善を組織的に実施できていないことが課題である。まずは研究環境に対する満足度調査を実施し、それを踏まえ研究環境向上の方策を検討するべきである。併せて研究支援組織の整備・充実が必要である。

また、本学教員は総じて教育に対するエフォートが高いことから、パイアウト制度等の活用も含め、研究時間確保に向けた仕組みづくりが課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

・学生の懲戒に関する処分手続きについては、検証の結果、必要と判断される場合は、新たな規程・内規等の制定を行う。

・研究に関しては、令和6年度中に「研究環境に関する満足度調査」を行い、今後の整備方針・計画を立てる。同時に研究活動に対する人的支援に関する方策を検討する。

基準 6 . 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）、課題への改善状況、取組予定等

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人聖マリア学院（以下、「本法人」）は、その寄附行為の第 3 条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、カトリックの愛の精神を基調とした学校教育を行い、篤実有能な人材を育成することを目的とする。」と定めており、関係法令に則り、規律ある運営を行っている。また、自主行動規範である「ガバナンス・コード」を定めており、大学の主体性を重んじながら、公共性を高める自律的なガバナンスを確保しつつ、時代の変化に対応した大学づくりを進めている。

情報公開については、法令の他、教学マネジメント指針も参考に、学修・教育成果に関しては積極的にホームページにて公開している（情報公開の例：学修時間、GPA 分布、平均取得単位数、学部 4 年生を対象とした卒業時到達目標達成度アンケート結果、国家試験合格率、卒業生を対象としたディプロマ・ポリシー達成状況及び業務への活用状況アンケート結果、就職先からの卒業生評価アンケート結果、等）。

<6-1-①の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

平成 7 年 4 月の私立学校法改正施行に対応した本法人の寄附行為の改正が必要である。

<6-1-①の課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

私立学校法改正施行に合わせた本法人の寄附行為改正については、遅滞なく進捗している。また、ガバナンス・コードも、その遵守状況の確認と併せ、定期的な見直しを実施する予定である。

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

本学では、学生が安全に大学生活を送り、また教職員が教育研究、管理業務に専念できるように、関連委員会や部署が連携し、環境保全、人権、安全への配慮を行っている。

①環境保全に関しては、学内に太陽光パネル（2 号館、5 号館、7 号館）を設置し CO₂削減を図り、また Eco ネットシステム（デマンド監視装置）の導入により、電気の「見える化」を図り、省エネにも繋げている。

②人権に関しては、ハラスメント防止について「聖マリア学院大学ハラスメント防止等に関する規程」により、各種ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切かつ迅速に対応し、解決するための措置を定めている。

上記規程に基づき、「ハラスメント防止委員会」を設置し、同委員会においてハラスメント防止に

に向けた取組(教職員向け研修会等)を実施している。

学生に対しては、学生便覧に上記規程並びに「ハラスメント防止に関する指針」を掲載し、ハラスメントの相談担当窓口等について周知している。更に学生に配布する Mpas においてもハラスメント担当窓口を周知している。

③安全への配慮

本学では、労働安全衛生法に基づき、衛生委員会を設置し、職場巡視などにより、職場の環境保全(照度確認等)や危険防止に努め、教職員が安全に業務を遂行できるよう対応している。

全学的危機管理体制としては、リスク管理委員会を設置、また、リスク管理及び災害対策等に関し、基本となる事項を定めることにより、様々な事象に伴うリスクに迅速かつ的確に対応する事並びに学生、教職員の安全を図ること等を目的に「リスク管理規程」を定め、更に火災等の災害予防に関しては「消防計画」を定めている。

なお、本学では、消防計画に基づき、年 1 回(コロナ禍を除く)、消防署の協力を得た上で、学生・教職員等を対象とした消防訓練を実施、また新年度の学生オリエンテーションでは防災に関するガイダンス(防災掲示板の周知、大震災時対応マニュアルの配布、等)を行い、防災に対する意識づけ等を図っている。

その他、学内 2 か所の AED(自動体外式除細動器)を設置し、緊急時対応を可能としている。

<6-1-②の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

対応済み(課題なし)のため記載なし

<6-1-②の課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

対応済み(課題なし)のため記載なし

6-2. 理事会の機能

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)、課題への改善状況、取組予定等

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

私立学校法に基づき、「学校法人聖マリア学院寄附行為」第 16 条に「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と規定しており、最終的な意思決定機関としての権限を明示している。

令和 6 年度 3 月 31 日現在、理事現員は 6 名であり、その半数が外部理事となっている。本年度は、5 月、12 月、3 月に理事会を開催した。

<6-2-①の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

令和 7 年 4 月の私立学校法改正施行に対応した理事会運営体制の改編が急務である。

<6-2-①の課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

私立学校法改正施行に則った理事会の運営体制への準備を加速させる。

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

理事会資料には、毎回、「建学の精神」、「聖マリア学院大学の教育理念」、及び本法人の「行動規範」を明示しており、役員がそれらを認知した上で理事会審議に臨めるよう取り計らっている。その反復は使命・目的の達成への継続的努力に資していると言える。

<6-2-②の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

令和7年4月の私立学校法改正施行に対応した理事会運営体制の改編が急務である。

<6-2-②の課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

私立学校法改正施行に則った理事会の運営体制への準備を加速させる。

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3の自己判定

基準項目6-3を満たしている。

(2) 6-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）、課題への改善状況、取組予定等

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

現在、法人の理事長が大学の学長を兼務しており、法人・大学間、及び経営・教学間の意思疎通は非常に明瞭な状態であり、法人の意思決定の円滑化に寄与している。

また、「本法人及び聖マリア学院大学（以下、本学という。）における将来構想、経営計画等に係る総合的、戦略的な企画立案、若しくは調整等に際し、理事会、評議員会又は教授会からの意向を受け、理事長並びに学長を補佐し、各種政策等の執行における総括責任を担う」者として、プロボスト及びプロボスト補を任命し、また各種政策執行の連携又は調整等を行うため「プロボスト会議」を置いており、最高意思決定機関である理事会の意思決定を効率的かつ円滑に遂行するための機能も果たしている。

<6-3-①の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

法人と大学は適切な連携が保たれていると考えられ、意思決定の円滑化にも大きな課題はないと思われる。

<6-3-①の課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

「プロボスト会議」等の法人補佐機能を充実させ、法人の意思決定の円滑化をさらに推進したい。

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

評議員会は、寄附行為第20条に基づき理事長が招集し、また、寄附行為第22条に規定する予算、事業計画をはじめとする法人の業務に関する重要事項について、理事長より諮問されている。私立学校法及び寄附行為に則り、決算及び事業の実績について理事会の議決ののち、評議員会に意見を求めており、評議員会は諮問機関として有効に機能している。

監事は、寄附行為の規定に則り適切に選任されている。全ての理事会及び評議員会に出席し、決算や事業の実績についての監査報告を行うとともに、学校法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況について意見を述べるなど、法人の監査役としての実効性を発揮している。

<6-3-②の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

私立学校法改正施行にも対応した、評価委員会及び監事の機能強化が必要である。

<6-3-②の課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

特に監事機能の強化については、監査内容の明確化等を行い、サポート体制を整えるなど、一層の充実を図りたい。

6-4. 財務基盤と収支

6-4-① 財務基盤の確立

6-4-② 収支バランスの確保

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4の自己判定

基準項目6-4を満たしている。

(1) 6-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）、課題への改善状況、取組予定等

6-4-① 財務基盤の確立

令和5(2023)年度3月末で総資産66億40百万円（内、特定資産4億81百万円、流動資産25億15百万円）、そして負債3億61百万円と、小規模法人ながら財政基盤は安定していると言える。また、本学の主要財源である学生生徒等納付金収入の安定的確保のため、看護学部の令和5年度受験者（令和6年度新入生）の学納金につき、13年ぶりの値上げを実施した。

<6-4-①の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

看護学部の次年度（令和6年度）入学生につき、大幅な定員割れとなった。

<6-4-①の課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

当面は支出超過が続くため、財務基盤の再構築に向けた実効性のある方策を検討する。

6-4-② 収支バランスの確保

過年度においては、基本金組入前当年度収支差額が支出超過になったことは一度もなく、安定した収支バランスを確保していると言える。

<6-4-②の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

看護学部の次年度（令和6年度）入学生が大幅な定員割れとなったこともあり、今後の収支バランスは注視しなければならない。

<6-4-②の課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

定員割れによる学生生徒等納付金収入の減収を少しでもカバーするため、安全性を担保しつつもより積極的な資産運用を検討するものとする。

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

中長期計画である「第四次5ヶ年計画」に基づいて実行される教育計画や事業計画に合わせ財務運営を行っている。6-4-②で述べたように、過年度において支出超過がなかったことから、適切な財務運営を行っていると言える。

<6-4-③の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

平成31年度を最後に実施できていない「第2号基本金」の新たな組入計画の検討。

<6-4-③の課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

次期5ヶ年計画にリンクした財務の中長期計画の立案に着手し、その中で将来構想実現に向けた「第2号基本金」の新たな組入れ計画も検討する。

6-5. 会計

6-5-① 会計処理の適正な実施

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5の自己判定

基準項目6-5を満たしている。

(1) 6-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）、課題への改善状況、取組予定等

6-5-① 会計処理の適正な実施

本法人の会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人聖マリア学院経理規程」などの経理業務に係る学内諸規定に則り、適正に実施している。

また、財務課は月次報告を作成・供覧し、当月末現在の財務状況について学内で情報共有を図っている。

<6-5-①の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

会計監査で指摘のあった事項の中で、ケアレスミスなどの防げるエラーをどのようにして減らすかなどが課題として上げられる。

<6-5-①の課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

経理・会計担当者の会計知識の向上を図りながら、学校法人会計基準、及び学内諸規定を遵守し、引き続き厳正な会計処理に努めるとともに、今後も一層の研鑽に励む。

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人の会計監査は、公認会計士による監査及び法人監事による監査、そして経理規程に基づく内部監査を実施している。公認会計士による監査は、私立学校振興助成法に基づき、年間約13日で会計関連証憑をはじめ、理事会等議事録の確認など行っている。

監事は、監事監査の実施のほか、理事会及び評議員会に出席し、業務執行が適切に行われているかなどを確認している。

また、公認会計士と監事の連絡会を開催しており、理事長も参加した意見交換の場となっている。

<6-5-②の自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など>

改正私学法において、監事の役割がさらに重要視されていることに鑑み、監事機能の充実やそれに資するサポート体制の拡充が課題の一つと考える。

<6-5-②の課題などに対する改善状況と今後の取組予定>

監事監査をより実効性のあるものにするため、公認会計士との連携強化などの方策を検討していきたい。

[基準6の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

理事会機能においては、理事会資料に毎回「建学の精神」、「聖マリア学院大学の教育理念」、及び本法人の「行動規範」を明示しており、役員全員がそれらを認知した上で理事会審議に臨めるように取り計らっている。その反復は、使命・目的の達成への継続的努力に資していると言える。

現在、法人の理事長が大学の学長を兼務しており、法人・大学間、及び経営・教学間の意思疎通は非常に明瞭な状態であり、法人の意思決定の円滑化に寄与している。また、「本法人及び聖マリア学院大学（以下、本学という。）における将来構想、経営計画等に係る総合的、戦略的な企画立案、若しくは調整等に際し、理事会、評議員会又は教授会からの意向を受け、理事長並びに学長を補佐し、各種政策等の執行における総括責任を担う」者として、プロボスト及びプロボスト補を任命し、また各種政策執行の連携又は調整等を行うため「プロボスト会議」を置いており、最高意思決定機関である理事会の意思決定を効率的かつ円滑に遂行するための機能も果たしている。

また、令和5(2023)年度3月末で総資産66億40百万円（内、特定資産4億81百万

円、流動資産 25 億 15 百万円)、そして負債 3 億 61 百万円と、小規模法人ながら財政基盤は安定していると言える。本学の主要財源である学生生徒等納付金収入の安定的確保のため、看護学部の令和 5 年度受験者(令和 6 年度新入生)の学納金につき、13 年ぶりの値上げを実施した。過年度において基本金組入前当年度収支差額が支出超過になったことは一度もなく、安定した収支バランスを確保していると言える。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和 7 年 4 月の私立学校法改正施行に対応した理事会及び評議員会の運営体制確立と監事機能の強化が急務である。

また、看護学部における令和 6 年度入学生が大幅な定員割れとなったこともあり、財政基盤の安定化については、今後、慎重な対応を要する。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

理事会及び評議員会については、私立学校法改正施行に則った運営体制への準備を加速させる。また、監事の機能強化については、監査内容の明確化等を行い、サポート体制を整えるなど一層の充実を図りたい。

定員割れによる学生生徒等納付金収入の減収の影響により、今後数ヶ年度は支出超過が続くと予測されるため、安全性を担保しながらもより積極的な資産運用を検討するなど増収方策を推進する。

2. 看護学教育評価受審時の「検討事項等」への取組状況評価

本学では、積極的に学外からの評価を受けるため、令和4年度に任意受審である分野別評価（看護学教育評価）を受審し、評価基準に対し「適合」判定をいただきました。

今回の評価結果では「改善勧告」はありませんでしたが、今後の検討課題、取組が望まれる事項についての評価もいただきました。その改善に向けた取組進捗状況について自己点検評価を実施しましたので報告いたします。

令和5年度末時点（一部令和6年度取組含む）

※取組評価欄 A：対応済、B:具体的検討段階、C：検討予定（議題提示済）D：未対応

提言及び総評並びに概評に記載された検討課題	改善への取組状況	取組評価 (A～D)
<p>看護学教育責任者である学部長の選考については、学部長候補者選考規程において「本学に勤務する専任教授の中から学長の推薦により理事長が選考する」(資料5)という記載のみである。適切に学部の運営を統括できる能力を有している学科長の選任は慣習にとどまっており、選考基準を明確に示しているとはいえない。看護学教育の責任者である看護学部長の選考基準を規定等に明記する必要があるとともに、学部教員の意向が反映される選考手続きを整備する必要がある</p>	<p>学部長候補者選考において、選考基準の明確化並びに教員の意向が反映される選考手続きを整備することを目的に、学部長候補者選考規程を改正した。</p> <p>具体的には、選考基準の明確化として、学部長は「本学の建学の精神である「カトリックの愛の精神」に基づく教育に理解を有するものであって、かつ学部の運営に識見を有する者と認められる者」と基準を明確化し、また、学部教員の意向が反映される選考手続きとして「理事長は学長の挙げた候補者について教授会の意向を踏まえたと上で候補者を選定し任命する」ことを明記した。</p>	<p>A</p>
<p>科目評価（授業評価）の結果については、科目責任者にのみ結果が通知され、科目責任者が可とした内容のみが学生に公表されており、きわめて限定的である。授業評価の結果は学部として学生や学部教員全体に公表し、共有することにより教育の改善に活用する仕組みを積極的に検討する必要がある。</p>	<p>学外公表に関しては評価受審時においても公表済みであることを確認した。</p> <p>学生や学内教員への公表方法については今後検討を予定している。</p> <p>教育の改善に活用する仕組みに関しては、科目レベル（科目責任者レベル）では、科目責任者からの「考察と課題」の提示を求め、改善への活用を実施しているが、更なる改善（結果共有等による課程レベルでの改善活用や科目責任者への組織としての改善依頼の可否等）については今後検討予定である。</p>	<p>C</p>

概評のみに記載された取組が望まれる事項	改善への取組状況	取組評価 (A～D)
<p>「グローバル・スタディーズコース」と「国際看護コース」を看護学部教育の特色とするには、教育理念・教育目標との一貫性を明示し、その位置づけにふさわしい教育内容の充実が望まれる。</p>	<p>令和4年度以降カリキュラムにおいては、科目一覧表において「グローバル・コミュニティ適応看護システム分野（上記コース科目を含む分野）」と教育目標の5「多様な文化や価値観の尊重に関連する科目」との関連性を学生に明示しており、全学生を対象とした科目（必修科目）として、国際看護・国際保健・地球環境等の科目も設定、更にアドバンスコースである「グローバル・スタディーズコース」「国際看護コース」としての科目についても体系的（講義、演習に加え、建学の精神を具現化する国際看護実習等の実施）に設定していることから、一貫性の明示及び教育内容の充実は十分に行われていると判断した。（本学の教育の特色としては、左記コースのみでなく、国際看護教育全体を教育の特色としている） (必要に応じ「シラバス・授業概要等」においてコースと教育理念・教育目標との関連性・一貫性を追加説明)</p>	(A)
<p>「基盤臨床看護学領域」は基礎看護学、成人看護学が統合された領域で、専門領域の統合による効果的な教育の工夫が行われている一方で、教員の定数が明記されていない。専門領域・職位別構成が教育課程を展開するために適切な配置となっていることを保証するために、教員の定数等を実習指導の配置も考慮して検討することが望まれる。</p> <p>臨地実習に関しては、聖マリア病院、聖マリアヘルスケアセンターの看護職員を対象に臨床看護教員の発令をするなどの教育体制がとられているが、専任教員の確保へのさらなる努力が期待される</p>	<p>令和6年度に向けての基盤臨床看護学領域の教員配置検討においては、基礎看護と成人看護の必要数を明確にした上で検討を実施した。</p> <p>※書面上（内規等）での各領域（基盤臨床看護学領域以外を含む）の定数設定には至っていない。各領域の定数を定めることの是非を含め、継続的に審議し、適切な教員数の確保に努める。</p>	B

<p>ディプロマ・サプリメントは、就職先への証明書としての活用にとどまり、学生からの希望もなかった。今後各学年の年度末でのチューター面談での活用計画が着実に実施され、学生自身が自己の成長が確認できるような活用方法を検討することが望まれる。</p>	<p>ディプロマ・サプリメントとは別に学生ポートフォリオを新たに検討しており、各学年の何れかの時点で学生ポートフォリオを活用した学生指導を行う予定で進めている。ディプロマ・サプリメントも同時に配布することで、学生の自己評価と成績による客観的評価の両視点による学生指導が可能となるよう検討している。</p>	<p>B</p>
<p>看護実習室の「看護学実習室運用方針」（資料14）は、授業の開講時ガイダンスで学生に周知されている。看護実習室での医療安全管理対策については、感染対策、医療廃棄物の取り扱い、薬液の使用・保管方法、アレルギーを有する学生への対応等に関して取り決められているが、資料14の記載内容は感染対策に関してのみであり、今後はその他の内容について文書化し、教員および学生に周知することが期待される。</p>	<p>看護学実習室運用方針の改訂については現時点では検討に至っていない。</p>	<p>D</p>
<p>教学に必要な予算については、各専門領域へのヒアリングにもとづき、「教育の質向上委員会」で予算案が作成されている。学部長は、「教育の質向上委員会」の委員として参画し、予算編成に関与している。一方で、学部長の関与が規程等で明文化されていない(資料8)ことから、当該教育課程の責任者の位置づけおよび役割として、予算決定への関与について明文化を図ることが望まれる。</p>	<p>実際的には看護学部長は教学に必要な予算編成に適切に関わっていると判断されるが、今後、学部長の予算への関わりが明確化できるよう明文化（予算編成に関する内規策定、教育の質向上委員会規程改正、稟議規程改正等）する方向で検討中である。</p>	<p>C</p>

<p>卒業生へのアンケート調査が実施されているが、回答数が少ない現状にある。調査時期や調査方法および調査対象者への実施目的の理解の促進などの改善が検討されており、今後、改善案に沿った着実な取り組みが望まれる。</p>	<p>実施目的の理解促進については、従前より、アンケート様式に目的を明記することで対応済みである。調査方法については、前年度から卒業生が多数勤務する聖マリア病院への協力（病院メールボックスへの投函）、更に従前は郵便での依頼後、締切後に365メールでの再依頼を行っていたが、365メールの利用頻度が少ないことも踏まえ、再依頼を郵送及び病院メールボックスで行うことへ変更した。結果、再依頼による回答が一定数あり（締切前の回答者数と同程度）、最終的な回収率は12.1%から16.4%に上昇した。しかし現状として、前述の対応を行った場合でも、卒業生対象ということもあり、大幅な回収率向上は厳しい現状もある。</p>	<p>A</p>
--	---	----------

3. 第4次5カ年計画（令和2年度～令和6年度）進捗状況評価

本学では、「建学の精神」「教育理念」「教育の特色」を以下のとおり定め、その基本理念に基づき、諸活動に取り組んでいます。

建学の精神：「カトリックの愛の精神」

主イエス キリストの限りなき愛のもとに、常に弱い人々のもとに行き、常に弱い人々と共に歩むことです

教育理念：聖マリア学院大学は「カトリックの精神」に基づく教育・研究を行って、豊かな人間性と深い教養を具え高度の看護知識と技術に基づく科学的な看護実践能力を養い、広く人間社会の健康に寄与できる篤実有能な人材を育成することを目的としています。

教育の特色：「生命倫理教育」「ロイ適応看護モデル」「国際看護教育」

また、令和5年度に看護教育50周年（昭和48年の聖マリア高等看護学院開設以降）を迎えることを踏まえ、「50年目の原点回帰～理念継承のための変革～」をテーマとした中期計画（第4次5カ年計画／令和2年度～令和6年度）を策定しています。

以下に、中期計画のうち、令和5年度に実施した、特に本学の基本理念に基づき実施した代表的取組を記載します。

— 経営基盤・組織の強化（建学の精神の具現化に係る原点回帰と理念継承） —

1. ローマ教皇庁管下バンビーノ・ジェズ小児病院との交流協定に基づき、聖マリア病院との協働により、
 - ①生命倫理に関する研修と企画立案のため、聖マリア病院との合同会議を定例開催、研修実施に向けた体制を整備。教皇庁保健医療従事者評議会が出版する「NUOVA CARTA DEGLI OPERATORI SANITARI」（医療従事者のための新しい憲章、2016年）を「生命倫理についての新しい指針—いのちと健康に奉仕するすべての人に向けて—」の表題で、翻訳出版。
 - ②カンボジアへの視察（病院職員4名、大学教員1名）後、ソニアキルメモリアル病院、バンビーノ・ジェズ小児病院、聖マリア病院合同オンライン症例検討会が始まり、大学教員もオブザーバー参加。
2. 看護教育50周年を記念し「看護教育の50年（冊子）」「フォトブック（Our St.Mary's Heritage）」を作成、関係者へ配布した。また、12月に聖マリア病院（開設70周年）との合同にて、感謝のミサ、記念式典・講演を開催、これまでの支援への感謝を伝えるとともに、理念の周知の機会とした。
3. 建学の精神を具現化する活動として、クリスマスバザーによるフィリピンの子どもたちへの就学支援金、カリタス南相馬へのボランティア派遣等

－教育の質向上－

4. 建学の精神に基づく、学生一人ひとりの人格の成熟と看護実践者としての成熟を目指した、新たな教育目標、3つのポリシー、並びにカリキュラムの検討を終え、令和4年度入学生からの授業開始を受けて
 - ・カリキュラムの中核をなす「ロイ適応看護モデル」に基づく教育の構築を目指した取組（学内：教育改革推進助成事業として採択）を開始。
 - ・ディプロマ・ポリシーの下位項目の達成度を学生自身が自己評価し、次年度に向けた学修目標を明確にする仕組みの構築に向けた検討を開始。

－学生支援策の充実－

5. 引き続き、「ひとりひとりの学生の個性と多様性に寄り添う支援」として、チューター教員をはじめ、各支援部署が連携し、学修・生活・健康・経済と多方面における、ひとりひとりの学生の個性、背景、心身の状況に応じた支援を実施。
6. 「召命のつどい」（看護学部1年）では、対面での実施を工夫し、他者のために自分を生かす「カトリックの愛の精神」のもと、看護の道を歩むための祈りの時間とした。

－入試改革と戦略的學生募集・広報活動の推進－

7. 「アドミッション・ポリシー」に基づく入学試験の実施、及び入試実施方法の検討を開始
※アドミッション・ポリシー（冒頭文）：
「カトリックの愛の精神」に基づく奉仕の精神について理解する姿勢を有し、いのちの支援者としてそれぞれの看護実践の場で活躍を志す皆様を心から歓迎いたします。

－社会連携(地域貢献・国際交流)－

8. バンビーノジェズ小児病院との国際交流協定に基づく活動（詳細：「経営基盤・組織の強化（建学の精神の具現化に係る原点回帰と理念継承）」に記載）
9. 建学の精神を具現化する取組として、新規及び継続的取組として地域貢献活動（田主丸災害ボランティア、シニア世代スマホ教室、健康相談、公開講座、等）及び国際交流活動（対面式による姉妹大学等との交流、JICA 青年研修の受け入れ、小学生対象「国際交流」授業、等）の実施

中期計画中間進捗評価（令和4年度末時点）で継続課題ありとした項目への対応状況評価

前年度（令和4年度取組評価）自己点検評価においては、令和2年度からの第4次5カ年計画（中期計画）も折り返し地点を迎えたことを踏まえ、例年の単年度を取組評価に加え、中期計画全体の取組状況（令和4年度末時点）の点検評価を実施しました。

令和4年度末時点での取組状況が△（取組中であるが更なる推進が必要／取組達成度10～59%）、×（取組が行われていない／取組達成度0～9%）とした事項の令和5年度末時点での取組状況評価は以下のとおりです。

－教育の質向上－ ※2-iv等の数値は、第4次5カ年計画(中期計画)における行動計画の数値

継続課題（△・×）とした項目	継続課題への取組状況／今後の取組
2-iv：保健師・助産師教育の教育課程の在り方（学部選択、別科、大学院）及び大学院におけるクリティカルケア看護における専門看護師課程の検討 ※後者について継続的課題あり（令和4年度末時点の評価：△）	大学院の在り方に関する検討会を実施し、その方向性を確認し、継続審議としている。 なお、左記課程設定も踏まえた教員配置を検討、採用を学修実施。クリティカルケアは聖マリアの特色であることも踏まえた上で、検討を継続する。（令和5年度末時点の評価：△）

－学生支援策の充実－

課題（△・×）とした項目	継続課題への取組状況／今後の取組
2-ii：学修支援ピア・サポートを中心とした学年横断型グループワーク学修を確立し、学生の主体的・能動的学修スタイルの形成、学修コミュニティの形成を醸成し、受講学生の基礎学力の向上を図るとともに、指導学生の理解度向上並びに指導を通じた成長を促す。 ※支援が必要な学生の参加を促す必要があることの継続的課題 （令和4年度末時点の評価：△）	3年生は実習期間中であっても時間を調整しピア・サポート活動が継続できグループ活動の年間実施回数平均は9回、参加率74%であった。2年生は実施回数が徐々に減少傾向が見られ、グループ活動の年間実施回数平均年4回、参加率76%。1年施の定期学修会への参加率は前期80%、後期32%であった。 引き続き、各学年の学習委員と協力し学生主体のピア・サポート活動による学修を支援していく。（令和5年度末時点の評価：○）
2-iii：学修行動調査を分析し、結果を踏まえた支援体制を検討・実施する。 ※主体的な学修行動ができるよう支援する必要があることの継続課題 （令和4年度末時点の評価：△）	学修行動調査結果を基に、自己学修時間が延長できる支援について検討を実施、学修行動が伸びない学生の理由を含めた調査を依頼。個々の理由にあわせた指導の必要性を確認。引き続き、ピア・サポート活動への定期的な参加による学修行動時間の延長を図る。 （令和5年度末時点の評価：○）

<p>2-iv：国家試験合格を見据え、特に学修理解が困難な学生や留年生に対して低学年からの学修支援体制を充実させ、また4年進級後の支援体制づくりを行う。</p> <p>(令和4年度末時点の評価：△)</p>	<p>4年生に対し、3年次末学力テスト結果にて支援が必要な学生に対し補講を実施、また模試毎の成績が伸びない学生へ面談を実施し学修行動の見直しを実施。引き続き国家試験合格率100%を目指し、各種取組を実施していく。</p> <p>(詳細別頁)(令和5年度末時点の評価：○)</p>
---	---

－入試改革と戦略的學生募集・広報活動の推進－

課題(△・×)とした項目	継続課題への取組状況/今後の取組
<p>1-i</p> <p>重点的ターゲットとなる地域、学力層への戦略的アプローチの実施と取組実績評価に基づく改善</p> <p>(令和4年度末時点の評価：△)</p>	<p>広報活動については、高校訪問、進学説明会等、全学的に実施、また高校教諭向け学内説明会も4年ぶりに実施。オープンキャンパス参加数は前年度比減となったが、参加者へのフォローアップを実施。</p> <p>SNSについては画像編集などの工夫を行い、閲覧者、高校からの反響も増加しつつある。一方で、入学者数の状況としては学部、大学院とも定員を下回る結果となった。</p> <p>引き続き、募集活動はオープンキャンパスへの参加を軸に、それに向け、効果的な広報活動を実施していく。(令和5年度末時点の評価：△)</p>
<p>1-iv</p> <p>大学院においては、内部進学者を増やすための取組強化</p> <p>(令和4年度末時点の評価：△)</p>	<p>在学生へのガイダンス、各教員によるリクルーティング、大学院説明会、病院職員報への掲載等を実施、新たに大学院オープンキャンパスを実施。但し、内部進学には繋がっていない状況。引き続き上記取組を実施していく。(令和5年度末時点の評価：△)</p>

－社会連携(地域貢献、国際交流)－

課題(△・×)とした項目	継続課題への取組状況/今後の取組
該当なし	-

－経営基盤・組織の強化－

課題(△・×)とした項目	継続課題への取組状況/今後の取組
<p>2-i</p> <p>外部評価や監事監査を活用した内外両面のガバナンスチェックなどによって組織運営機</p>	<p>外部評価委員会及び監事監査を実施し、内部統制に関する議論も一部実施。但し時間的制約もあり内部統制については十分な検討には</p>

<p>能の適正化を図る。 (令和4年度末時点の評価：△)</p>	<p>至っていない。組織機能の適正化の具現化やガバナンスチェックの実行化に向けては、他の組織等での対応なども踏まえた柔軟な方策を検討する。(令和5年度末時点の評価：△)</p>
<p>3-i 収支構造の再構築による安定的な内部留保を継続する。 (令和4年度末時点の評価：△)</p>	<p>決算においては内部留保が確保できる(収入超過)見込みながら、安定的とは言い難い。支出超過を抑えるべく収支双方で最大級の努力を行う。(令和5年度末時点の評価：△)</p>

全項目(令和4年度取組評価の△・×以外を含む)の中期計画の進捗評価(令和4年度末時点)並びに、それらを踏まえた令和5年度計画、令和5年度取組状況、令和6年度計画(概要)については以下のとおり。

第4次5カ年計画に基づく中間報告並びに令和5年度報告・令和6年度計画（概要）

※【 】は中期行動計画及び令和5年度計画の達成度を示す。◎：達成済（100%）、○計画通り進行中（60～99%）、△取組中であるが更なる推進が必要（10～59%）、×取組が行われていない（0～9%）
 中期計画達成しているものの、更に進展させるための新たな取組を令和5年度計画とした場合、中期計画達成度より令和5年度計画達成度が低くなる場合がある。

重点項目1：教育の質向上

中期目標・計画	中期行動計画 【 】は令和4年度末時点の達成度	中期行動計画中間報告（令和2～4年度）	令和5年度事業計画（上段）／令和5年度事業報告及び令和6年度計画（下段） 【 】は令和5年度計画の達成度、【 】以降の文章は令和6年度計画
1. 教学マネジメント体制及び組織的教育展開の強化による学修者本位の教育への転換	i > 教育目標、三つのポリシー並びにアセスメント・ポリシーの戦略的見直しと質向上のための PDCA サイクルの機能化を図る。 【○】	令和4年度入学生からを対象とした、建学の精神に基づく、学生一人ひとりの人格の成熟と看護実践者としての成熟を目指した、新たな教育目標、3つのポリシー並びにカリキュラムを検討し、その完成に至り、運用（授業）を開始した。また大学・教育課程レベルの学修に関する PDCA サイクルについては、各種委員会からの報告を受け、大学方針を示し、さらに改善に繋げるサイクルを機能させている。	新カリキュラムにおける学修成果の評価指標となる「アセスメント・ポリシー」の見直しを行う。改正にあつては、本学の特色を踏まえた改正を行うことにより、本学の特色を踏まえた学修成果の把握評価、改善に繋げる。 <令和5年度報告・令和6年度計画> 現行アセスメント・ポリシー等に基づき適宜学修成果等に関する評価を実施【○】。一方、本学の特色を踏まえたアセスメント・ポリシーへの改正に至らなかった【△】。引き続き、本学の特色を踏まえたアセスメント・ポリシーの見直しを実施し、同ポリシーに基づく評価を行っていく。
	ii > ディプロマ・ポリシーを基点とした科目編成・教育の実施を図る。【○】	2022年度以降カリキュラムについては、カリキュラムマップを作成、学生には履修の手引きへ掲載し、学生自らが学修課程を常に意識しながら辿ること、学修の積み上げ確認に活用した。また、教職員については研修会での活用等を通じ、ディプロマ・ポリシーを基点として、各授業科目の相互関係、履修順序の再認識を図った。	①ケアの文化を創造する人材育成を目指し構築された新カリキュラムにおいて、その中核をなすロイ適応看護モデルに基づく教育の構築を目指した取組を推進する。 ②ディプロマポリシー（以下 DP）の下位項目の達成度を学生自身が自己評価し、次年度に向けた学修目標を明確にする仕組みを構築・実施する。4年間を通じた DP の達成に向け、DP を常に意識しながら科目履修や、年間を通じての自己の学修目標を設定することを促す。 <令和5年度報告・令和6年度計画> 上記①②についての取組を開始した【△】。①については令和5年度～令和6年度に渡る取組（学内：教育改革推進助成）であり、継続して取り組んでいく。②については、入力データシート等の作成を実施、実際の運用に向け、令和6年度継続して取り組み、科目履修と DP の到達度について学生が振り返る機会を提供する。
	iii > 学修成果の把握・可視化と結果を踏まえた改善への取組を図り、その前提となる成績評価の信頼性確保に向けた学内基準・共通認識を図る。【○】	・学修成果の把握・可視化については、各種調査を実施、学生の成績に基づく学修成果については、各科目間・各 DP 間の GPA 比較を実施した。結果として恒常的に GPA が低い（又は高い）科目が生じており、教員間の成績評価に対する認識差を無くすこと、該当科目の評価方法の検討の必要性等に意見が出されているが、現状では全学共通の成績評価ガイドライン作成の必要性確認、実際の作成には至っていない（従前より、標語（優・良・可・GPA）の基準点、到達目標を踏まえたシラバスへの評価方法・割合等は記載） 一方で、成績評価の信頼性確保の観点から、学生に対する成績評価に関する異議申し立て制度の運用を開始した。 また、科目と DP の関連性と各科目の成績に基づく各 DP 毎の達成状況をレーダーチャート等で示す、ディプロマ・サプリメントの運用を開始したが、より有効に活用するためには継続した検討が必要である。	・成績評価の信頼性確保・平準化に向け、現状、成績評価基準の設定（優・良・可・GPA の点数基準）、到達目標を踏まえたシラバスへの評価方法・割合等の記載等を実施している。これらを踏まえた適切な成績評価が実施されているかどうか、成績分布等に基づく検証を継続し、上記以外の全学的基準の策定必要性の検証、必要とした場合は具体的内容を検討する。 ・ディプロマ・サプリメントの各学年への配布 <令和5年度報告・令和6年度計画> ・成績評価基準については適切に設定し公表している。成績評価の信頼性確保に向けては、著しく再試験対象者が多い科目等については、科目責任者に当該成績評価に至った経緯（評価基準等）を確認するなどの対応を実施したが、継続検討が必要。【○】。令和6年度も著しく他科目との乖離が見られる科目については科目責任者と連携を図り成績評価の信頼性確保と平準化への取組を継続する。大学としての更なる成績評価基準の詳細設定必要性については継続的に検討する。 ディプロマ・サプリメントの各学年への配布については、その実施に至らず（就職用を除く）【△】、引き続き準備を進める。

	iv > 教学マネジメントを支える基盤の強化としての FD・SD の高度化と教学 IR 体制の確立【○】	<p>・学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像(求める教職員像)を定義した上で、必要な FD/SD を実施。</p> <p>・教学を始めとした学内各種データを改善につなげるための分析手法及び分析視点を身に付ける教育プログラムを実施し、学内の IR 体制の基盤づくりを実施。</p>	<p>引き続き、求める教職員像を踏まえた、教育改善に繋がる FD 活動を実施するものとし、学修成果・教育成果の把握・可視化により得られた情報の共有、課題の分析、改善方策の立案等、実際に教育を改善する活動としての FD を検討・実施する。</p> <p>・データ収集方法を一元化する仕組みづくりを行う。</p> <p>・データ分析のスキルが必要な人がそのスキルを習得できる体制も構築する。</p> <p><令和5年度報告・令和6年度計画></p> <p>実際の学修成果の把握・可視化により得られた情報をもとにした改善方策の立案に関する FD の実施には至らなかったが、学修成果と内部質保証をテーマとした研修会を実施、高等教育政策の中で求められる内部質保証の在り方を理解する機会とした (FD/SD 合同)。また、公開授業については目的を公開者の授業改善を主から、参観者の授業改善を主とした目的へ変更し、継続実施した【○】。令和6年度も実施内容検証の上、実施する。</p> <p>分析データの収集方法については、引き続き検討中であるが、データを取り扱う事務職員(本部長以外)にも陪席してもらい対象データの具体的分析方法等の検討実施、また分析方法に関する教育プログラムについては継続的に実施した【○】、令和6年度は教学 IR に関し、IR・SD 推進本部としての他の委員会との連携方法、データ収集方法等を検討する。</p>
	v > 教育成果や教学に係る取組の積極的公開を図る。【○】	毎年度、ホームページ上に学修成果に関する各種情報 (GPA 分布、単位修得状況、卒業時到達目標アンケート結果、資格取得状況等) を公表した。	<p>引き続き学修成果に関する情報を HP に公表する他、授業評価の学生・社会・教職員に対する公表の在り方を検討する。</p> <p><令和5年度報告・令和6年度計画></p> <p>学修成果に関する情報は HP に公表。授業評価についても必要最低限の情報については従前より HP に公表していることを確認【○】、更に詳細の分析結果を掲載するかについて、継続的に検討する。</p>

中期目標・計画	中期行動計画 【 】は令和4年度末時点の達成度	中期行動計画中間報告 (令和2～4年度)	令和5年度事業計画(上段) / 令和5年度事業報告及び令和6年度計画(下段) 【 】は令和5年度計画の達成度、【 】以降の文章は令和6年度計画
2. 本学の特徴と社会動向を踏まえた教育課程の再編成	i > カトリックの愛の精神を基盤とした看護専門職を育成する教育課程を編成する。【◎】	令和4年度入学生からを対象とした、建学の精神に基づく、学生一人ひとりの人格の成熟と看護実践者としての成熟を目指した、新たな教育目標、3つのポリシー並びにカリキュラムを検討し、その完成に至り、運用(授業)を開始した。(1-i)の再掲)	中期計画達成済み。今後の学修成果の評価等については1-i)に記載
	ii > Society5.0 に向けた人材育成を可能とする教育課程を編成する。【◎】	データヘルスサイエンス教育を再編・強化し、看護学部においては、「データヘルスサイエンス入門プログラム(文科省:数理・データサイエンス・AI教育プログラム・リテラシーレベル認定)」、大学院においては「データヘルスサイエンス看護学領域」を設定。	<p>学部認定プログラムについては、数理・データサイエンス・AI教育プログラムにおける、次の認定レベルの可能性について検討を始める。</p> <p><令和5年度報告・令和6年度計画></p> <p>学部上記プログラムについては、履修生から実施、学修成果について良好な評価を得た【◎】。次の認定レベル申請については、令和6年度実績が必須となるため、継続して検討、令和7年5月申請を目指す。大学院において新たに領域設定したデータヘルスサイエンス看護学領域に学部生から1名入学【◎】</p>
	iii > 保健医療福祉の動向を反映する保健師助産師看護師養成所指定規則改正の意図を踏まえた教育課程を編成する。【◎】	1-i)に記載 指定規則改正に踏まえた改正としては、成人看護学と老年看護学、地域看護学と在宅看護学を統合し、社会の動向を踏まえた教育内容の充実を図った	中期計画達成済み。今後の学修成果の評価等については1-i)に記載

	iv > 保健師・助産師教育の教育課程の在り方（学部選択、別科、大学院）及び大学院におけるクリティカルケア看護における専門看護師課程の検討【△】	検討の必要性の確認に留まり、具体的検討に至っていない。	<p>大学院教育の在り方（学部教育から大学院教育への繋がり、専門看護師課程等）について検討する</p> <p><令和5年度報告・令和6年度計画></p> <p>大学院の在り方に関する検討会を実施し、その方向性について確認したが、継続審議としている。なお、今後のクリティカルケア看護の専門看護師課程設定に向けた教員配置を検討、採用の実施。【△】、クリティカル専門看護師については、聖マリアの特色でもあることから設定を前提に検討を継続。</p>
--	--	-----------------------------	--

中期目標・計画	中期行動計画 【 】は令和4年度末時点の達成度	中期行動計画中間報告（令和2～4年度）	令和5年度事業計画（上段）／令和5年度事業報告及び令和6年度計画（下段） 【 】は令和5年度計画の達成度、【 】以降の文章は令和6年度計画
3. 学生個々人の可能性を最大限に伸長する教育への転換と予測不可能な時代で新たな価値を創出できる人材の育成	i > 幅広い総合的知識を応用し、現代社会の問題解決に必要な力、課題発見能力等を身につけるリベラルアーツ教育の充実を図り、更に、看護大学として、また本学の強みを活かした STEAM 教育の在り方を検討する。 【◎】	カリキュラム全体を通じて、キリスト教的人間観に基づく、生命の価値、人間の尊厳について理解するカリキュラムを編成している。また、看護専門職を目指す者として、講義、演習、実習を通じて、看護実践の基盤となる倫理的判断力、論理的・科学的思考力を養い、看護実践の場における諸問題を発見し、解決するための力を養っている。新カリキュラムにおいては、分野を改め、建学の精神・DPにも記載するロイ適応看護モデルも念頭においた分野配置、また、従前の教養科目群と専門科目群を明確に区分するのではなく、目的に応じた文理横断的分野配置への改正、更にデータヘルスサイエンス教育の強化を図り、保健・医療・福祉の分野における新たな価値の創造に向け、データ・AI を利活用する思考、健康課題を分析し解決に役立てる思考を身に付ける教育を強化している。	中期計画達成済み。今後の学修成果の評価等については1 - i)に記載
	ii > 情報通信技術 (ICT) を活用した新たな手法の導入により、学生の主体的学びへの転換を図り、個々の能力や適性に応じた教育の提供を図る。【○】	<ul style="list-style-type: none"> ・中期計画策定段階において、covid - 19 が流行し、感染対策としての ICT 活用（オンライン授業等）が中心となった。オンライン授業に関するマニュアル作成・FDの実施、周辺機器の整備等の対策を講じ、学生からの満足度も高いものとなった。また、対面授業を実施しつつ、陽性・濃厚接触により出校停止となった学生には、自宅よりオンラインで参加できる体制（ハイブリット）を整えるなど感染下においても学生の学修機会を確保した。 ・Webclass を活用した主体的学修支援は継続して実施し、更に専門職入門 I などの科目内において、図書館における基礎的検索スキルを身に付けるガイダンスを実施、主体的学びのための手法とその意識を高めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度も、感染拡大時の対応を踏まえて全学生がオンライン講義の受講体制を整えることが出来るよう支援を行っていく。また、感染収束後の ICT を活用した授業・学修の在り方については継続して検討していく。 <p><令和5年度報告・令和6年度計画></p> <p>covid - 19 が感染症法で5類になったことに伴い、全対面授業となったが、コロナ中に構築した ICT を用いた教授法（Webclass、動画配信、オンライン講義等）については、各科目の学修を助ける方法として活用が継続された【◎】。引き続き、構築した講義や ICT の活用システムについては、継続して検討し、学生の学修支援として有効に活用していく。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・図書館のオンラインサービスを拡充し、自己学修に対応できるサービスの提供を行った。具体的には、Webclass に公開する資料を整備、図書館のオンライン貸出機能を整備、リモートアクセスサービスを拡充、授業と連携しオンラインガイダンスを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己学修に必要な資料を作成し、利用者がいつでもアクセスできる環境を整える。また、資料の入手方法についてオンラインガイダンスを実施する（図書館）。 <p><令和5年度報告・令和6年度計画></p> <p>上記環境を整備を実施した【○】。教育・研究及び学修に必要な資料や最新の情報を効率よく提供するため、学内外からのアクセスできる電子コンテンツの拡充を検討する。</p>

中期目標・計画	中期行動計画 【 】は令和4年度末時点の達成度	中期行動計画中間報告（令和2～4年度）	令和5年度事業計画（上段）／令和5年度事業報告及び令和6年度計画（下段） 【 】は令和5年度計画の達成度、【 】以降の文章は令和6年度計画
<p>4.カトリックの愛の精神に基づく大学における看護基礎教育と聖マリア病院における看護実践の質向上</p> <p>【2020.5 修正】</p>	<p>i >教育モデル病棟構築の継続と実習指導者(学内教員を含む)の質向上を図る。【○】</p>	<p>・聖マリアヘルスケアセンター4階に続き、聖マリア病院タワー棟4階も教育モデル病棟として稼働することができており、継続的な構築が行われている。</p> <p>実習指導者の質向上についても、看護管理者に行われる計画的・継続的な理念教育の実施や、令和4年度に新たに実施したロイアカデミア看護学研究センター主催によるロイ適応看護モデルに関するワークショップへの臨床スタッフや教員の参加、更に、継続教育の中でRAMを用いたケーススタディを定期的実施し成果を聖マリア医学会研究会で発表する、など、継続的に様々な取り組みが行われている。</p> <p>併せて、令和4年度より、聖マリア病院と看護職のユニフィケーション事業をスタートし、2名の看護職員が本学助手として着任した。</p>	<p>・前年度までの評価とそれを踏まえた上での事業の継続を行う。</p> <p>令和4年度に受審した日本看護教育評価機構による看護学教育評価において、主たる実習施設である聖マリア病院と教員・実習教育担当者が有機的に連携する共同指導体制を確立している点について「優れた取り組み」として高く評価されていることを踏まえ、前年度までの事業内容を精査・評価し、今後も事業の継続に取り組む。更に、臨床の実践家がこれまで以上に教育の場へ参画できるよう、聖マリア病院シミュレーションセンターの協働運用実現に向けた検討も継続する。</p> <p><令和5年度報告・令和6年度計画></p> <p>①理念教育、継続教育の評価、取組継続について、バンビーノ・ジェズ小児病院との生命倫理教育（チームバイオエシックス）内容を注視しながら検討継続中</p> <p>②教育モデル病棟の評価、選考基準を用いた教育モデル病棟の再検討について、評価・選考基準については、令和6年度実施に向け継続検討中</p> <p>③新カリキュラムに基づく臨床教育の検討について、3月開催のカリキュラム検討会に聖マリア病院看護部より参加いただき、新カリキュラムスタートから2年間の学修状況について情報共有</p> <p>④実習教育における臨床講師等の積極的活用について、本学の教育目的等を理解した上で、継続的に教育的な関わりを行っていただいている。次年度は、その活動評価を行う予定。また、病院と大学による聖マリア・クリニカルシミュレーションラボの協働運用が始まり、学生は臨床看護教授等より教育的サポートをうけることができた。</p> <p>⑤CNSの組織横断的活動・教育の継続について、引き続きOSCEに参加いただき学生にとって有益な示唆を得た。更に、CNSを中心とした看護外来（多職種協働ケア外来）開設に向けた検討を開始。</p> <p>⑥ユニフィケーションについては、5. i >に記載【①～⑥総合で○】。</p> <p>令和6年度も事業内容を精査・評価し、それを踏まえた上で事業を継続する。更に、今後、大学で予定されている大学院クリティカルケア看護 CNS 課程構築やカリキュラム検討は卒業継続教育にも関わってくることから、当協議会としても検討を継続し、大学・病院の双方のニーズ等がカリキュラムに反映されるように働きかけを行う。</p>
		<p>・建学の精神に基づいた教育及び看護実践の質を向上させるために必要な資料を収集した。</p> <p>令和3年度は回勅「ラウダート・シ」に対する理解を深めるため、地球環境や国際情勢など最新の動向が分かる資料を重点的に収集、令和4年度は新カリキュラムの授業科目を理解するために必要な資料を重点的に収集、展示を行い、利用者に対し通知を行った（図書館）。</p>	<p>・新カリキュラムを理解するために必要な資料を重点的に収集する。</p> <p><令和5年度報告・令和6年度計画></p> <p>キリスト教に関して興味・関心を持ってもらうため、漫画版聖書シリーズを購入、また、キリスト教関連図書については、より検索しやすいように書架別に配架コードを設定し、検索結果から書架へのアクセスを用意にした【◎】。令和6年度は、専門的知識を得るために必要な資料を収集する。また、白書・統計資料等のタイトル見直しを行う。</p>

中期目標・計画	中期行動計画 【 】は令和4年度末時点の達成度	中期行動計画中間報告（令和2～4年度）	令和5年度事業計画（上段）／令和5年度事業報告及び令和6年度計画（下段） 【 】は令和5年度計画の達成度、【 】以降の文章は令和6年度計画
5. 教育目標・将来構想実現に資する教員組織の再構築と適切な人事制度・支援体制による教育研究活動の活性化	i > 大学の将来構想を踏まえた教員組織の構築を検討する。【○】	<ul style="list-style-type: none"> ・2022年度からの新カリキュラムにおいては、指定規則改正の趣旨等も反映させ、科目における領域を統合、また、より教育目標やディプロマポリシーを意識した分野配置とするため、「基礎分野」「実践分野」「発展分野」から「生命・健康基盤分野」「基盤臨床・適応看護システム分野」「グローバル・コミュニティ適応看護システム分野」へ改正、これに伴い、新たな分野を踏まえた教員配置について検討、確定した。 ・病院・学院の理念教育・人材開発の共同プログラムである「看護職のユニフィケーション制度」を設け、病院看護職から助手職としての雇用を開始した。 	<p>看護職のユニフィケーション制度に基づく、本学教員の聖マリア病院への研修制度の運用を開始・検証する</p> <p><令和5年度報告・令和6年度計画> 上記、本学教員の聖マリア病院における研修制度については10名が参加、病院看護職の本学教員（助手）としての出向は3名、内2名が今年度末で終了した。年度末には病院看護部からも参加いただき、実施報告実施、本制度の有効性を確認できた【◎】。引き続き、制度を継続し、教員の実践能力向上、教員組織・教育内容の活性化を図る。</p>
	ii > 教育面を中心とした教員活動状況評価を通じ、教員自らが教育研究活動の状況を点検・評価し、質向上を目指すことにより、大学全体の能力向上、活性化を図る。【○】	「教育」「研究」「社会貢献」「大学運営」の4項目からなる教員活動状況評価については、評価項目・返却方法の見直しを実施、教員自らが点検・評価し、質向上を目指すことができる制度への改善を図っている。また、ティーチングポートフォリオ（TP）については、各教員のTPを学内サーバーで閲覧可能とし、情報共有による教育の質向上を図り、本取組は日本看護学教育評価機構における評価において高い評価を得た。	取組制度の検証と継続【◎】
	iii > 研究成果の更なる促進に向け、大学・領域内における研究支援を強化【○】	<ul style="list-style-type: none"> ・研究に取り組む環境という点では、不正防止の体制整備、研究倫理審査の定期的な開催、研究倫理に関する研修機会の提供、必要な研究費の配分等、整備を進めてきた。科研費獲得支援としても令和4年度は多様な支援を行ったが、目標とする採択件数には至らず、研究活動活性化が採択件数の向上に繋がるという考え方のもと、研究活動活性化への動機づけ、制度設計を次年度実施する。 ・本学の教育研究に関わる学術情報の体系的な収集、蓄積、提供を行うことで、教育研究に対する支援機能を充実させた。学術情報の体系的収集を行うため、蔵書構築の見直しを行い、不足している分野の収集を行い、回勅「ラウダート・シ」に対する理解を深めるため必要な資料、及び新カリキュラムの授業科目理解に不足している分野の図書を重点的に収集。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究実施環境の継続的な整備（定期的な研究倫理審査開催、研修機会の提供、研究への取組みを支援する研究費配分） ・科研費獲得支援の継続（研修機会の提供、申請書類の作成サポート他） <p><令和5年度報告・令和6年度計画> 上記取組を実施【◎】、令和5年度の科研費新規採択件数は、研究代表3件、研究分担4件となった。令和6年度も研究環境の継続的な整備、研究費獲得支援を継続する。</p> <p><令和5年度報告・令和6年度計画> 新刊不足分野であった経済学関連図書を保健医療経営大学より寄贈された図書305冊を受入【○】 旧版資料や重複所蔵タイトルを精査し、不要資料を選定、除籍を行う。</p>

中期目標・計画	中期行動計画 【 】は令和4年度末時点の達成度	中期行動計画中間報告（令和2～4年度）	令和5年度事業計画（上段）／令和5年度事業報告及び令和6年度計画（下段） 【 】は令和5年度計画の達成度、【 】以降の文章は令和6年度計画
6. 教育の質に関する内部質保証の機能性・有効性の向上 (学外者からの意見の積極的活用)	i > 点検評価の実施においては、法的に義務化された機関別認証評価（日本高等教育評価機構）の他、自治体を始めとした地域社会・産業界等の意見、更に任意受審である分野別認証評価（日本看護学教育評価機構）を受審し、積極的に客観的意見を取り入れる。【◎】	<ul style="list-style-type: none"> ・日本看護学教育評価機構による看護学分野別評価については、令和4年度に受審、学部長を中心に、教学マネジメント会議・自己点検評価総括委員会において、取組状況の点検評価を実施し、結果、適合の判定を得た。なお、検討課題とされた事項については、関連委員会等にその対応を依頼。 ・外部評価委員会（自治体・産業界）において、本学のカリキュラム・教育活動等に関し、意見を聴取、次年度教育課程編成検討の参考とした。 	<p>自己点検評価結果、並びに日本看護学教育評価機構、受審結果を踏まえた課題については、各委員会・部署等に対応（各中期行動計画の年次計画にも反映）</p> <p><令和5年度報告・令和6年度計画> 看護学教育評価では改善勧告は付されなかったが、総評における検討課題、本文における期待される事項が付されており、適宜、改善に向けた取り組みを実施したが、継続して検討すべき事項も残されている【○】 引き続き、上記内容については改善への取組を行い、改善状況については公表を行う。</p>

重点項目 2 : 学生支援策の充実

中期目標・計画	中期行動計画 【 】は令和4年度末時点の達成度	中期行動計画中間報告（令和2～4年度）	令和5年度事業計画（上段）／令和5年度事業報告及び令和6年度計画（下段） 【 】は令和5年度計画の達成度、【 】以降の文章は令和6年度計画
1. ひとりひとりの学生の個性と多様性に寄り添う支援	i > チューター教員、科目担当教員、学内学生支援部署、学生支援センター（生活支援部門）が適切に連携し、一人ひとりの学生の個性、背景、心身の状況に応じた支援を行う。 【○】	<ul style="list-style-type: none"> ・チューター教員を中心に、アドバイザー教員、アカデミックアドバイザー教員、学内学生支援部署（学生委員会、教育の質向上委員会）、学生支援センターが連携し、学生の課題を共有し、学生の背景や心身の状況に応じた支援を行った。 ・曖昧であったアカデミックアドバイザー面談と保護者面談基準をチューターの役割をもとに学生委員会の中で確認、共有し運用していくこととした。 ・各チューター教員、アカデミックアドバイザーは、スクールカウンセラーの助言を受けながら、各学生の支援を行った。 ・学生満足度調査結果における、チューター支援では、「安心して学生生活を送れる」等の意見が多く示された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・チューター教員を中心とし、学内学生支援部署、学生支援センターが連携し学生の背景や心身の状況に応じて、継続的な支援を行う。 ・課題を抱えた学生においては、学生の状態に応じて、学修が継続できるための支援を行う。 ・気がかりな言動や欠席が目立つ学生には早期に支援を行う。 ・休学中の・復学後の学生の継続支援として、「学生状況報告シート」を活用し支援を行う。 ・学生支援センター生活部門、キャリア部門による定例の「なんでも相談を年間10回以上（毎月定例）開催する。 <p><令和5年度報告・令和6年度計画></p> <p>上記に関しては、学生の状況に応じ、適切な支援を実施。「なんでも相談会」に関しては毎月第2水曜昼休みに開催【○】。引き続き、チューター教員による定期的面談を実施し、気がかりな学生に対しては早期に学生支援部署、学内カウンセリングへ繋ぎ、連携した支援を実施。</p>
	ii > 休学者、留年者、退学予備軍に対し、大学を継続するための学修及び学生生活支援 【○】	<ul style="list-style-type: none"> ・支援学生の学修継続のために、担当教員により個々の支援計画を立案し、チューター、アカデミックアドバイザー、学生課職員を中心に学内支援部署と連携し、支援に取り組んだ。 ・令和2年度から令和4年度の退学率は、3年間は1.4%、0.2%、0.2%であり、低い数値で推移した。 ・休学者者は、R2年度8名、R3年度8名、R4年度7名であり、内訳は学業不振と健康課題で見ると、R2年度は（5名、4名）、R3年度は（4名、4名）、R4年度は（4名、4名）で推移した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援学生（成績下位者、休学者、留年者、健康障害を持った学生）の学業継続の障壁となっている事情を聴取し、継続のため必要な個々の支援計画をたてる。 ・学生自身が目指す将来像を明確化し、学修と多様な経験ができるよう支援する。 <p><令和5年度報告・令和6年度計画></p> <p>上記支援を実施。退学は9名（約2%）と前年度より増加したが退学希望者一人ひとりに対し複数回の面談を実施、保護者とも連携を取り、今後の進路、将来の見通しについて共に考え学生自身のより良い進路選択をできるための助言やサポートを実施【○】</p> <p>引き続き、精神疾患を有する学生、発達の課題のある学生、欠席が目立つ学生、成績不振な学生等、保護者と連携しながら学生の状況を把握し個別の支援計画を立て支援を行う。</p>
	iii > 学生にとって身近で分かりやすい相談支援体制の構築【○】	<ul style="list-style-type: none"> ・年度初めの学生部ガイダンスで、学生部長より、支援体制を学生に周知（新入生へ MPASS、学生便覧を配布）、また保護者向け教育懇談会において、学内組織及び支援体制を説明した。 ・チューター教員による定期的な面談を行い、コロナ禍においてもチューター交流会を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生部ガイダンスや教育懇談会により支援窓口を学生に説明し、MPASS、学生便覧の配布により、学生支援体制、学生相談体制、相談窓口の案内周知を行う。 ・チューター教員による定期的な面談と、学内学生支援部署の教職員による面談を必要時に早期に行い継続的な支援を行う。 <p><令和5年度報告・令和6年度計画></p> <p>上記内容について適切に実施【○】。上記取組を継続する。</p>

中期目標・計画	中期行動計画 【 】は令和4年度末時点の達成度	中期行動計画中間報告（令和2～4年度）	令和5年度事業計画（上段）／令和5年度事業報告及び令和6年度計画（下段） 【 】は令和5年度計画の達成度、【 】以降の文章は令和6年度計画
2. 学生の理解度に応じた学修支援と主体的学修姿勢の醸成	i > リメディアル教育、初年次教育により大学教育への円滑な接続を図り、成績格差の是正を図る。【○】	<p>入学前課題の提示および入学時テストの実施により学修への支援が必要な学生を抽出し、個別学修支援を行った。</p> <p>「人体の構造と機能」が理解できるよう支援が必要な学生への支援を強化する必要がある。</p>	<p>入学前課題の実施状況および入学時テストの結果を元に、入学後早期に学修支援が必要な学生を抽出し、学修へのつまずきを解決する。</p> <p><令和5年度報告・令和6年度計画></p> <p>上記結果をもとに、学修支援が必要な学生を前期・後期各20名を抽出した。学生が入学後最初に触れる医療に関する専門科目である「人体の構造と機能」について学生同士が学びあうピア・サポート活動を実施。前期全てに参加した学生の成績は上昇したが、後期は参加者が少ない傾向となった【○】。入学前課題の継続。入学</p>

			時テストによる学修支援者の選出。併せて学修支援を希望する学生に対して支援を行う。学修委員と協力しピアサポート学習を計画し主体的に学修に取り組む姿勢の醸成を目指す。評価指標：3月実力テストが全国平均を上回る
ii > 学修支援ピア・サポーターを中心とした学年横断型グループワーク学修会を確立し、学生の主体的・能動的学修スタイルの形成、学修コミュニティの形成を醸成し、受講学生の基礎学力の向上を図るとともに、指導学生の理解度向上並びに指導を通じた成長を促す。【△】	学年横断型によるピア・サポート活動は時間の調整が困難なため学年毎のピア・サポート活動に変更し実施。支援が必要な学生の参加を促す必要がある		<ul style="list-style-type: none"> ・学年毎のピア・サポート活動による学修を継続する ・支援が必要な学生のピア・サポート活動への参加を増加する。 <p><令和5年度報告・令和6年度計画> グループ活動（ピアサポート）参加率・開催数は3年生 74%（平均9回）、2年生 76%（平均4回/減少傾向）、1年生（定期学修会）前期 80%、後期 32%であった。学年別での実施希望やスケジュール調整上、今年度は学年横断型について実施せず【○】 令和6年度も各学年の学修委員と協力し学生主体のピア・サポート活動による学修を支援。対象者参加率 30%以上を数値目標とする。</p>
iii > 学生行動調査を分析し、結果を踏まえた支援体制を検討・実施する。【△】	主体的な学修行動ができるよう支援する必要がある		<p>学修時間の増加を、支援が必要な学生への学修支援を主としたピア・サポート活動により実施する</p> <p><令和5年度報告・令和6年度計画> 学修行動調査結果を基に自己学修時間が延長できる支援について検討を実施。学修行動が伸びない学生の理由を含めた調査を依頼し、個々の理由にあわせた指導の必要性あり【○】 今後、ピアサポート活動への定期的参加による学修行動時間延長を図る。</p>
iv > 国家試験合格を見据え、特に学修理解が困難な学生や留年生に対しては低学年からの学修支援体制を充実させ、また4年進級後の支援体制づくりを行う。【△】	各種支援を実施しているが、国家試験合格率は100%に満たない状況が続いている。支援が必要な学生への低学年時からの支援および、4年次の学修支援強化が必要である		<ul style="list-style-type: none"> ・3・4年生に対し学修の進捗状況を随時確認し個別学修支援を早期に実施する ・4年生の支援が必要な学生への学修支援を4月から実施する ・看護師国家試験 100%合格 <p><令和5年度報告・令和6年度計画> 4年生に対し、3年次末学力テスト結果にて支援が必要学生に対し補講を実施、また模試毎に成績が伸びない学生に面談を実施、学修行動の見直しを実施した。国家試験の合格率は86.9%であり全国新卒合格率93.2%と比較すると低かった【○】。 看護師国家試験合格率100%に向け、 ・毎年度のガイダンスの一環として、各学年対象に国家試験出題基準、合格率、支援体制等を説明、またTeamsに「学びの広場」を作成し、卒業生からの勉強方法メッセージ等、国家試験対策に有用な情報を格納し、低学年からの試験対策を動機付けを行う。 ・1～3年次には学年末実力テストを実施、成績低迷者にはチューター又は支援部門員が面談、4年次には模試試験を5回実施、都度、面接対象者を抽出し、学修状況を確認し個別支援に繋げる。また成績低迷者には学内学修期間を設ける。 ・6月以降、保護者への成績通知や保護者面談も検討、家庭と大学が連携を図り双方に支援。</p>

中期目標・計画	中期行動計画 【 】は令和4年度末時点の達成度	中期行動計画中間報告（令和2～4年度）	令和5年度事業計画（上段）／令和5年度事業報告及び令和6年度計画（下段） 【 】は令和5年度計画の達成度、【 】以降の文章は令和6年度計画
3. 学生の適正や能力、可能性を活かし、よりよいキャリア選択を可能とする支援の充実	i > 低学年よりキャリアガイダンス実施し、キャリア形成の動機付けを行う。【○】	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の能力と大学での学修を地域に根差した実践に活かすことができるよう、聖マリア病院と連携し学生のキャリア選択支援と就職支援の充実を目指して実施した。 ・コロナ禍における就職支援として、オンラインによる進路ガイダンスやキャリア講座、病院説明会を実施した。低学年向けには、「ライフプランセミナー」を実施した。 ・進路ガイダンスの中で、身近なキャリアモデルである若手教員から、看護職としてのキャリアについて聴く機会を設けた。 ・保健師コース選択、助産師課程進学へ向けての進路ガイダンスを実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の能力と大学での学修を地域に根差した実践に活かすことができるよう、聖マリア病院と連携し学生のキャリア選択支援と就職支援の充実を目指し、病院説明会や先輩看護師講話などを複数回実施する。 ・学内外の講師によるキャリア支援講座、進学ガイダンス、病院説明会について、適切な時期及び内容について、再検討を行う。 <p><令和5年度報告・令和6年度計画> 上記取組を実施。実施アンケートにおいても学生からの評価は高かった【○】 今後、低学年次でのキャリア支援講座実施を検討する。また、学内外講師によるキャリア支援講座、進学ガイダンス、病院説明会について、適切な次期及び内容について再検討を行う。</p>
	ii > 個人の能力や大学での学修を実践に活かすことが出来るよう、一人一人に応じた適切なキャリア選択のための支援を行う。【○】	<ul style="list-style-type: none"> ・チューター（ゼミ）教員による個別面談及び個々の進路に応じた助言や支援（履歴書添削や面接練習）を行った。 ・キャリア支援部門職員により、進路個別相談、履歴書添削、面接練習などの支援を実施した。またオンライン相談会を定期的の実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・チューター（ゼミ）教員、学生支援センターキャリア支援部門による個別支援を継続する。 ・外部支援機関とも連携し、より細やかな支援を検討する。 <p><令和5年度報告・令和6年度計画> 上記取組を実施。卒業前に調査した「キャリア・学生生活に関する実態調査」アンケートでは学生の満足度が高い結果となった【○】。引き続き上記（令和5年度計画）取組を継続する。</p>
	iii > 地域社会の健康に寄与できる看護者の輩出を目指し、聖マリア病院との連携による就職支援を行う。【○】	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の能力と大学での学修を地域に根差した実践に活かすことができるよう、聖マリア病院と連携し学生のキャリア選択支援と就職支援の充実を目指して実施した（再掲）。 ・聖マリア病院への就職は、毎年約40～50%と一定数の学生（R2年度からR4年度）が志望し活躍している。 ・「召命のつどい」、看護学部1年生が揃い、自分がいただいている命の恵みに感謝するとともに、他者のために自分を生かす「カトリックの愛の精神」のもと看護の道を心新たに歩み始めるつどいの時間とした。 ・学院祭は、コロナ禍の2年間は、オンラインにより開催し、学生どおしのつながりや交流の機会とした。令和4年度には、2年ぶりの対面開催ができ、「繋ぐ 心をひとつに」をテーマとし、実行委員学生を中心とした充実した企画により、学生間の連帯の力を育む交流の場となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の能力と大学での学修を地域に根差した実践に活かすことができるよう、聖マリア病院と連携し学生のキャリア選択支援と就職支援の充実を目指し、病院説明会や先輩看護師講話などを複数回実施する（再掲）。 ・学校行事（召命のつどいや学院祭等）を通し、地域とのつながりを持ち、看護専門職を目指す者として、体験的学びを得る機会とする。「召命のつどい」は、対面での実施を工夫し、他者のために自分を生かす「カトリックの愛の精神」のもと、看護の道を歩むための祈りの時間とする。 学院祭についても、学生間のつながりや連帯を深め、体験的学びの機会となるよう、教職員の関りを工夫する。 ・連絡協議会（聖マリア学院大学と聖マリア病院の教育研究等の連携を協議する部門）において双方が連携し、学生のキャリア選択支援と就職支援を実施する。 <p><令和5年度報告・令和6年度計画> ・上記取組を実施。県内就職率は73%、聖マリア病院就職は看護学部42名（46%）、助産学専攻4名（40%）と数値目標を達成している【○】。引き続き、上記取組を継続する。</p>
	iv > 学修・研究意欲の高い学生に対し、大学院授業聴講機会の提供など、学びの意識を向上させる場を設け、進学も視野に入れたキャリア形成を可能とする。【○】	<ul style="list-style-type: none"> ・新年度オリエンテーションの際、大学院研究科長からの進路ガイダンスを各学年に実施し、大学院進学の際のキャリア像や奨学金制度等についてガイダンスを行った。 ・対面やオンラインによる個別説明の機会を複数回設けた。 ・教育懇談会において、多様なキャリア選択の可能性について、保護者に向けた説明を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院研究科長による進路ガイダンスを継続開催し、多様なキャリア選択の可能性を知る機会とする。 ・学修意欲が高い学生への支援方法の検討 <p><令和5年度報告・令和6年度計画> 上記取組の他、学院祭の中で大学院オープンキャンパス、教育懇談会（保護者対象）での大学院説明等を実施。また専攻科についてもオンライン説明会等を実施【○】。引き続き、上記取組を継続</p>

中期目標・計画	中期行動計画 【 】は令和4年度末時点の達成度	中期行動計画中間報告（令和2～4年度）	令和5年度事業計画（上段）／令和5年度事業報告及び令和6年度計画（下段） 【 】は令和5年度計画の達成度、【 】以降の文章は令和6年度計画
4. 真に支援を必要とする学生への適切な支援	i > 学生の正しい自己理解と人間的成長を促すための支援【○】	・学生支援センター各部門会議や学生委員会の中で、学生の情報を適宜共有し、実習時の教育的配慮や保護者との面談等、学生個々の状況に応じた支援を実施した。	学修の苦手がみられる学生、丁寧な関わりが必要な学生との面談のなかで、自己理解を促し、必要に応じ、配慮申請向けのサポートを行う。 <令和5年度報告・令和6年度計画> 上記学生に対し、演習・実習時の教育的配慮や個々の困りごとの内容を聞き取りながら支援を実施【○】引き続き、個々の学生の特性の理解、及び環境を整えるための方法を学生とともに検討。
	ii > 障害学生支援体制の構築を図るとともに、教職員の更なる理解を促すための取り組みを行う。 【○】	・インクルーシブ教育支援部門を設置し、支援計画の検討と実施内容の評価を行った。 ・インクルーシブ教育支援部門により、支援のフローチャートを策定。規程についても検討を行い、策定予定。 教職員に支援申請及び支援内容、フローチャートの周知を図った。	支援学生毎の支援計画の検討と実施内容の評価を行う。 規程の策定、関係様式の整備、検討を進める。 教職員の発達障害学生の理解を促すための研修会開催を検討する。 <令和5年度報告・令和6年度計画> 修学支援申請学生へ月1回の定期面談、修学支援を検討する学生への支援申請に向けての話し合いを実施。また、教職員向け、発達障害理解を促す研修会（学内1回、学外2回）では各回20名の教職員が参加【○】今後、評価シートを作成し、運用する。
	iii > 意欲と能力がありながら、経済的理由により修学を断念することがないよう、給付型奨学金等の正確な情報提供と適切な運用を行う。【○】	給付型及び貸与型奨学金の学生への積極的で細やかな情報提供を行った。 家計状況に応じ、奨学金の種類や具体的な内容などの情報を伝え、個別の家計状況への聞き取りを丁寧に行い、申請に向けての支援を行った。	給付型及び貸与型奨学金の学生への積極的で細やかな情報提供、申請に向けての支援を継続する。 <令和5年度報告・令和6年度計画> 奨学金、学費延納・分納希望者に対しては申請に向けての支援を実施【○】。引き続き、上記取組を継続。

中期目標・計画	中期行動計画 【 】は令和4年度末時点の達成度	中期行動計画中間報告（令和2～4年度）	令和5年度事業計画（上段）／令和5年度事業報告及び令和6年度計画（下段） 【 】は令和5年度計画の達成度、【 】以降の文章は令和6年度計画
5. 学生生活・学修環境の整備・充実	i > 学生生活満足度調査の結果等を踏まえ、学生が充実した学生生活を送り、また主体的学修を可能とする学内環境を整備する。【○】	図書館における取組 1) オンラインサポートの拡充 2) カリキュラムに即した検索ガイダンスを実施 3) 学生図書委員（LA）による図書館利用促進 ※教育の質向上委員会：ICT環境については、別項目で記載	図書館における取組 1) 学修環境を整備する。2) 図書館資料を活用した自己学修を支援する。3) 研究支援 4) 学生図書委員（LA）による図書館利用促進 <令和5年度報告・令和6年度計画> 1) に関し、Covid-19による利用制限もなくなり館内の自己学修利用者が増加、3階の研究ブース（院生専用）の一部を専攻科にも開放するなどの対応も実施。4) に関しては、学生図書委員による企画実施や選書の展示などにより、図書館利用頻度が低い学部1・2年生に向け図書館サービスの周知ができ、学部1・2年生の利用者数は前年度比6割増となった。その他の項目についても適切に実施できた【○】 令和6年度も研究及び学修に必要な資料を継続して提供できる環境を整備し、また最新の情報を効率よく提供するため図書館資料検索システム（OPAC）やデータベースをはじめとした各種サービスの利用方法、論文作成に必要な検索方法についてもガイダンスを実施する。

重点項目 3：入試改革と戦略的學生募集・広報活動の推進

中期目標・計画	中期行動計画 【 】は令和4年度末時点の達成度	中期行動計画中間報告（令和2～4年度）	令和5年度事業計画（上段）／令和5年度事業報告及び令和6年度計画（下段） 【 】は令和5年度計画の達成度、【 】以降の文章は令和6年度計画
<p>1. 戦略的學生募集活動の立案による安定的受験者数の確保</p>	<p>i > 重点的ターゲットとなる地域、学力層への戦略的アプローチ（高校訪問、出前講座、SNS等）の実施と取組実績評価に基づく改善【△】</p>	<p>・重点的ターゲットとなる地域への高校訪問を実施し、本学の理解促進ならびに出前講座の案内等に努めてきた。一時期コロナ禍で実施を自粛していたが、昨年度後半より再開し、本年度は教職協働にて実施した。</p> <p>・SNSについては投稿頻度を上げ、本学の活動等に対する認知促進を図った。フォロワー数も徐々にであるが増えている。その他広報媒体については、予算の都合上、削減となり、基本的なポータルサイト、情報誌等の掲載、機に応じたDM等の発送に止まっている。</p> <p>・以上のような方策を実施しているが、本学を取り巻く状況の変化などにより目標は未達となっている。今後は、早期接触に力を入れ、早い段階から関心を持ってもらえるように取組を行っていく必要がある。</p>	<p>高校教諭並びに高校生への認知及び志願度向上のため、高校訪問、進学説明会（出前講義）を継続的かつ効果的に実施するとともに、各種広報ツールを利用し本学HPへの誘導からオープンキャンパスの参加へ繋げる。</p> <p>なお、当初の数値目標では受験者数看護学部330名、専攻科20名、大学院12名としていたが、昨今の18歳人口減少に反比例するように看護系大学が増加している現状を鑑み、目標をそれぞれの定員確保（看護学部110名、専攻科10名）、大学院は5名※と修正したい。※直近5年の入学者数平均（3.8人）を勘案</p> <p><令和5年度報告・令和6年度計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学部、大学院に関しては目標値とした定員確保を大きく下回り厳しい結果となった（学部入学定員110→62名、大学院12→1名）。専攻科については定員充足 ・広報活動としては、高校訪問、進学説明会は全学的に実施、高校教諭向け学内説明会も4年ぶりに実施。 ・オープンキャンパス参加者は前年度比減（242→202）となったが参加者へのフォローアップを実施 ・広報は削減予算内で必要最低限の内容での実施となったが、入試状況に鑑み臨時的にSNS広告等を実施。SNSについては専属職員不在もあり高頻度配信とはなっていないが、画像編集などを工夫し、閲覧者、高校からの反響が増加しつつある【△】。 <p>今年度の目標値は前年度同様定員確保（大学院のみ定員12に対し5名）とし、募集活動はオープンキャンパス参加を軸に、それに向け、高校訪問・進学説明会・高校教諭向け説明会等を効果的に実施する。また、各種広報ツールを活用しオープンキャンパス参加へ繋げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生以外（小中学生等）にも認知してもらえる広報の在り方も検討。 ・聖マリア病院との協働による広報（cf：重点項目5経営基盤・組織の強化、5-i）
	<p>ii > 受験につながる魅力あるオープンキャンパスの企画・実施と取組実績評価に基づく改善【○】</p>	<p>コロナ禍の中、当初はオンライン実施となり参加者数は伸びなかったが、実施内容を工夫したことにより、参加者の満足度は高かった（アンケート結果より）。人数制限を設けて来校開催とした本年度は、コロナ禍以前の水準には戻っていないものの、参加者の回復が見られた。本年度参加の3年生の志願割合は6割近くとなり、出願の決定打となっていることが伺える。参加者数についてはコロナ禍前の目標（360人）には達していないが、本年度の修正目標（240人）については達成している。</p>	<p>オープンキャンパスを学生獲得の最重要項目と位置づけ、全学的体制による実施を原則とする。実施内容・回数等、昨年度の結果を受け必要に応じて改善する。</p> <p>参加者数については、本年度目標値240名の動員を目標とする。</p> <p><令和5年度報告・令和6年度計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人数制限緩和により午前中のみの1部制とし5回開催、参加者総数は202名と目標値の240名には達していない。従前より満足度が高かった体験型（フィジカルアセスメント体験など）の内容を主に実施し、参加者アンケートでは概ね好評価を得ている【○】。 <p>引き続き、オープンキャンパスを学生獲得の最重要項目として位置づけ、全学的体制による実施を原則とし、昨年度実施実績を踏まえ、必要に応じた改善を行う。参加目標値は同様に240名とし、オープンキャンパスに特化した広報出稿も検討する。</p>

	iii > 奨学金制度、Web 出願等、制度面からの受験者確保方策の検討と実施。【○】	奨学金制度を状況に合わせて検討・改善している。 Web 出願システムの導入についても順調に準備が進んでいる。	Web 出願システムについては導入の準備が進んでおり、当該案件については本年度で完了する予定である。 奨学金制度についても改善を継続的に行っており、本年度も実情と照らし合わせながら、必要があれば更なる改善を検討していく。
	iv > 大学院においては、内部進学者を増やすための取組強化。【△】	在学生へのガイダンス、学院祭でのブース設置、各教員によるリクルーティング、大学院説明会の開催、病院職員報への掲載などの周知活動を行い、内部進学者のための奨学金も設けたが、これまで目標とした定員充足を達成したことはなく、結果が出ていない	在学生へのガイダンス、各教員によるリクルーティング、大学院説明会の開催、病院職員報への掲載などの周知活動を継続的に実施する。特に各教員へリクルーティングの依頼を継続的に行うとともに、依頼方法についても計画的立案を持って行う。また、可能であれば同窓会とも連携し、同窓会 SNS への投稿等を検討する。加えて大学院のオープンキャンパス企画を検討するとともに、内部進学者の獲得にも努める。
			<p><令和5年度報告・令和6年度計画></p> <ul style="list-style-type: none"> Web 出願システムについては、令和5年度実施入試より実装。受験生の利便性向上、職員の業務効率化を図ることができた。 奨学金制度については対象者1名（奨学生枠10名）のみが入学【○】 <p>奨学金制度（新入生対象）については、上記現状を鑑み、より効果的なものとなるよう検証を行っていく。また、聖マリア病院との連携型奨学金の導入も協議を行っていく。</p>
			<p><令和5年度報告・令和6年度計画></p> <p>継続的取組として、在学生へのガイダンス、各教員によるリクルーティング、大学院説明会、病院職員報への掲載等を実施、新たに学院祭時に大学院オープンキャンパスを実施。但し、大学院内部進学には繋がっていない状況【△】</p> <p>上記取組については、令和6年度も継続して実施する。</p>

中期目標・計画	中期行動計画 【 】は令和4年度末時点の達成度	中期行動計画中間報告（令和2～4年度）	令和5年度事業計画（上段）／令和5年度事業報告及び令和6年度計画（下段） 【 】は令和5年度計画の達成度、【 】以降の文章は令和6年度計画
2. 本学アドミッション・ポリシーに合致した学生の安定確保を目指した入試制度の改革	i > 入試区分別の入試倍率・入学後成績等の分析を通じ、入試区分や選抜方法の妥当性、並びにアドミッション・ポリシーとの整合性の検証。【○】	例年、卒業生を中心に、学籍異動や学修状況、国試結果等について入試区分と連動させて検証を行っている。今後は、現行アドミッション・ポリシーに基づき実施された令和4年度以降の入学生について、卒業年度までは可能な範囲で検証していくことが必要である。	<p>本年度の入試制度改革の効果について、IR・SD推進室と連携の下、検証を実施する。また、卒業生の国試結果や成績（GPA等）と関連づけた入試区分の適正性等について継続的に検証を実施するとともに、現行アドミッション・ポリシーでの入学者についても可能な限り検証し、今後の高大接続の改善に繋げる。</p> <p><令和5年度報告・令和6年度計画></p> <p>IR・SD推進本部と連携し18期生、19期生を対象に入試時情報（区分、高校等）と学修状況の分析を実施【○】。引き続き、IR・SD推進本部と連携し、入試制度改革とその効果検証を実施する。また、学修成果と関連づけた入試区分の適切性等、継続的に検証する。</p>
	ii > 検証結果に基づく、新たな入試区分創設や区分別定員・選抜方法、並びにアドミッション・ポリシー自体の見直し等の実施。【○】	上記に基づき、入試の内容や評価項目について、アドミッション・ポリシーを念頭に改善を行ってきた。今後は、本学を取り巻く状況も勘案し、更なる入試内容や評価項目の改善に繋げていくことが求められる。	<p>上記の検証に基づき、入学試験制度や選抜方法・アドミッション・ポリシーの見直し等を継続実施し入学者の数と質の確保に努める。</p> <p><令和5年度報告・令和6年度計画></p> <p>前述分析により、入試時面接評価とネガティブイベント（学籍異動、国試不合格等）の関連性について確認【○】。これら検証に基づき入試制度、選抜方法、アドミッションポリシーの見直し等を継続的に実施し、入学者の数と質の確保に努める。また、令和7年度入試での総合型選抜の導入に向け検討を進める。</p>

重点項目 4 : 社会連携 (地域貢献・国際交流)

中期目標・計画	中期行動計画 【 】は令和4年度末時点の達成度	中期行動計画中間報告 (令和2～4年度)	令和5年度事業計画 (上段) / 令和5年度事業報告及び令和6年度計画 (下段) 【 】は令和5年度計画の達成度、【 】以降の文章は令和6年度計画
1. 学長方針下、本学の主要事業の一環である”地域ファースト”、”国際交流”の大学内への浸透と全学的関わりを前提とした事業化を図る	i > 総括的、機動的に企画、執行するための組織化【◎】	総括的・機動的に企画・執行する為の組織という点では、月1回の定例会議の中で、事業計画の進捗点検を実施。計画達成に向けて進捗状況を全委員で確認、共有した。そのような日々の重ねもあり、令和4年度は「私立大学等改革総合支援事業 地域連携型」へ採択された。	中期目標・計画達成の観点から年間計画を策定し、月例の会議で進捗点検をルーチン化 <令和5年度報告・令和6年度計画> 中期目標達成済み【◎】、上記取組を継続
	ii > 教職員及び学生の自主的、積極的な参画を促す取組み【◎】	・教職員および学生の自主的・積極的な参画を促す取り組みとして、公開講座は令和3年度より対面とオンラインのハイブリット開催としたことで、自宅からの参加も可能となり、参加機会の拡充に繋がった。また、教職員個々の地域貢献活動状況を自己申告する仕組みを構築(教員活動状況調査、自己業務評価) 学生によるSNSを活用した地域の魅力発信、クリスマスカード作成、かんだま祭など学生主体での活動も複数実施することができた。	各種活動に教職員・学生の参画を呼び掛ける(教職員・学生参加延べ100名以上) <令和5年度報告・令和6年度計画> ・地域シニア世代を対象としたスマホ教室を実施、学生9名が講師役として参加。学生が講座の組み立て、教材準備を行い、中期行動計画にある学生の主体的・積極的参加を促すことを具現化した事業であった。その他、災害ボランティア活動(田主丸町)、公開講座、小学生と大学生のふれあい教室2023/コンソーシアム久留米事業)、かんだま祭、入院患者等への手づくりクリスマスカード贈呈、サイエンスモール、ナーススペースドクリニック等、参画の呼びかけにより、数値目標を超える教職員・学生が参画【◎】。引き続き取り組みを継続(数値目標、教職員・学生参加延べ100名以上)。
	上記 i > ii > 共通	・令和5年度、本学が看護教育50周年(S.48～)の節目を迎えるに際し、ローマ教皇庁「バンビーノ・ジェズ小児病院(バチカン)」との国際交流協定(R4.11.29)締結を受けた同病院との協働事業への取組みをはじめ、各種周年事業の全学的取組みを図るため学内委員会形式、またプロジェクト形式で周年事業の企画立案に着手した。なお、同じく令和5年度は、聖マリア病院の開設70周年と重なることから本学の50周年と併せて、合同組織体での取組みを進めることとしている	バンビーノ・ジェズ小児病院との国際交流協定に基づく取組は、経営基盤・組織の強化(建学の精神の具現化に係る原点回帰と理念継承)の箇所に記載
	iii > 教職員個人における活動内容の可視化、共有化【◎】	教職員個々の活動内容可視化・共有という観点では、地域からの要請に基づく講師派遣等の状況を人事部署と共有した。	教職員個人々の活動内容可視化の一環として、人事部署および関連部署と連携し情報共有を図る <令和5年度報告・令和6年度計画> 中期目標達成済み【◎】、上記取組を継続

中期目標・計画	中期行動計画 【 】は令和4年度末時点の達成度	中期行動計画中間報告 (令和2～4年度)	令和5年度事業計画 (上段) / 令和5年度事業報告及び令和6年度計画 (下段) 【 】は令和5年度計画の達成度、【 】以降の文章は令和6年度計画
2. 社会貢献、国際交流事業に関する、各連携・提携先との関係性の堅持、強化	i > 新規事業の展開と継続事業の発展性(事業の整理・統合)【◎】	・職域接種、クリスマスカード贈呈事業等コロナ禍に端を発した新規事業の展開を行った。また、オンラインの活用、自治体と連携する等、運営方法を発展させて実施した公開講座、ほっとステーションマリアは公開講座の開講日に合わせて実施するなど新たなスタイルを確立した。公開講座や健康相談はリピーターが多く、地域の方々から良い評価を得ている裏付けである。新規事業の展開と継続事業の発展的実施をバランスよく履行することができた。	○自治体や地元産業界と連携した地域住民向け講座の実施(年に2回程度、参加人数50名以上、参加満足度80%以上) ○久留米市指定の大規模災害避難所(体育館)運営に関する体制強化 <令和5年度報告・令和6年度計画> ・今年度の新たな取組として前述のシニア世代を対象としたスマホ教室を実施、事後アンケートでも高評価であった。また、既存事業のナーススペースドクリニック活動を新たに津福西公民館でも開始、また公開講座では久留米学術研究都市づくり推進協議会の後援・助成金を受けて実施するなど。 ・継続事業としては、新人看護師研修、鳥飼小学校3年生を対象とした国際交流事業、その他、上記1 - iiに記載する事項等を実施。 ・新規事業として、地域住民(鳥飼地区)ウォーキング大会開催に際し、災害時避難所である本学体育館をコースに設定いただき、避難所の認知度向上を図った【◎】。次年度も取組を継続する。

		<p>・令和2(2020)年からコロナ禍における感染対策としてオンラインを活用した国際交流事業(姉妹大学との交流、JICA 青年研修のオンライン実施等)を実施し、経験を重ねることができた。</p> <p>・令和5年度、本学が看護教育50周年(S.48～)の節目を迎えるに際し、ローマ教皇庁「バンビーノ・ジェズ小児病院(バチカン)」との国際交流協定(R4.11.29)締結を受けた同病院との協働事業への取組みをはじめ、各種周年事業の全学的取組みを図るため学内委員会形式、またプロジェクト形式で周年事業の企画立案に着手した。なお、同じく令和5年度は、聖マリア病院の開設70周年と重なることから本学の50周年と併せて、合同組織体での取組みを進めることとしている(再掲)。</p>	<p>○コロナ禍以前に行っていた姉妹校・姉妹大学との直接交流の再開に向け、検討及び計画を行う。その際、従前のものを単に再開するだけでなく、建学の精神や学生の現状やニーズにも配慮し、交流の意義及び目的を確認し、計画立案する。</p> <p><令和5年度報告・令和6年度計画></p> <p><海外渡航を要する派遣事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アメリカ研修旅行については実施予定で参加者を募ったが最少催行人数に達せず実施を見送り。 ・ASEACCU 学生会議(フィリピン)に応募者5名より2名を選抜し派遣。 ・フィールドスタディ I でフィリピンのカノッサ大学を訪問 <p><海外からの研修受入れ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・韓国(CUP,CUK,ICCU,)、JICA 青年研修、ISAPH のカウンターパートであるラオス保健省員の研修受け入れを実施【◎】 <p>令和6年度に関し、昨年度着手することができた内容を継続するとともに、交流協定の充実化を図る。</p>
<p>ii > 地域における活動拠点(旧「まちなか保健室」の代替施設)の開設【◎】</p>	<p>ほっとステーションマリア(旧まちなか保健室)について、コロナ禍で、どのようにすれば対面での健康相談が実施できるかという点において、委員で意見を出し合い、相談を継続していく方法を見出した。活動拠点を大学内とし、公開講座の開講日に合わせて相談業務を実施した。地域住民の方々にとっては、公開講座で学修をした後に、健康相談を受けるという新たなスタイルが定着した。</p>	<p>「ほっとステーションマリア」の継続(相談者延べ20名以上)</p> <p><令和5年度報告・令和6年度計画></p> <p>本年度より新規に福津西公民館でのナーススペースドクリニック活動を開始したことに伴い、本学所在地である津福地区を拠点とした活動へ移行。なお、ほっとステーションマリアの相談者との関係性は継続しており、必要時相談を受けることができる体制にある【◎】</p> <p>令和6年度：津福校区での健康支援事業(相談者延べ100名以上)、ほっとステーションマリアの継続(相談者延べ20名以上)</p>	<p>「ほっとステーションマリア」の継続(相談者延べ20名以上)</p> <p><令和5年度報告・令和6年度計画></p> <p>本年度より新規に福津西公民館でのナーススペースドクリニック活動を開始したことに伴い、本学所在地である津福地区を拠点とした活動へ移行。なお、ほっとステーションマリアの相談者との関係性は継続しており、必要時相談を受けることができる体制にある【◎】</p> <p>令和6年度：津福校区での健康支援事業(相談者延べ100名以上)、ほっとステーションマリアの継続(相談者延べ20名以上)</p>
<p>iii > 聖マリア病院、聖マリアヘルスケアセンターとの連携(cf.:3-iii)【◎】</p>	<p>聖マリア病院、ヘルスケアセンターとは特に地域住民向けのコロナワクチン接種で協働した。また、同病院で働く新人看護師を対象に、本学教員が看護実践能力向上の研修機会を提供した。公開講座では聖マリア病院職員に患者家族サポートセンターの活動を講演頂いた。このように様々な形で相互連携を図った。</p> <p>・令和5年度、本学が看護教育50周年(S.48～)の節目を迎えるに際し、ローマ教皇庁「バンビーノ・ジェズ小児病院(バチカン)」との国際交流協定(R4.11.29)締結を受けた同病院との協働事業への取組みをはじめ、各種周年事業の全学的取組みを図るため学内委員会形式、またプロジェクト形式で周年事業の企画立案に着手した。なお、同じく令和5年度は、聖マリア病院の開設70周年と重なることから本学の50周年と併せて、合同組織体での取組みを進めることとしている(再掲)。</p>	<p>○公開講座等各種活動における連携</p> <p>○新人看護師向け研修機会の提供</p> <p>○その他、地域貢献活動での連携(ナーススペースドクリニック活動他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新人看護師研修には聖マリア病院から述べ3名、ヘルスケアセンターから述べ4名参加 ・かんだま祭開催に際し、聖マリア病院より協賛を得た ・入院患者等へ手作りクリスマスカード1,165枚贈呈 ・ナーススペースドクリニック活動において、聖マリアヘルスケアセンタースタッフも延べ15名参加し、連携・協働した【◎】。 <p>令和6年度も取組を継続(令和5年度計画と同じ)</p>	<p>○公開講座等各種活動における連携</p> <p>○新人看護師向け研修機会の提供</p> <p>○その他、地域貢献活動での連携(ナーススペースドクリニック活動他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新人看護師研修には聖マリア病院から述べ3名、ヘルスケアセンターから述べ4名参加 ・かんだま祭開催に際し、聖マリア病院より協賛を得た ・入院患者等へ手作りクリスマスカード1,165枚贈呈 ・ナーススペースドクリニック活動において、聖マリアヘルスケアセンタースタッフも延べ15名参加し、連携・協働した【◎】。 <p>令和6年度も取組を継続(令和5年度計画と同じ)</p>

中期目標・計画	中期行動計画 【 】は令和4年度末時点の達成度	中期行動計画中間報告（令和2～4年度）	令和5年度事業計画（上段）／令和5年度事業報告及び令和6年度計画（下段） 【 】は令和5年度計画の達成度、【 】以降の文章は令和6年度計画
3. 大学の資源（人材、知財、施設・設備）を広く還元し、多様な社会ニーズへの柔軟な対応に資する	i > 社会に対する多様な学修プログラム、生涯学習講座等の開発、提供【◎】	<p>・社会に対する多様な生涯学修講座等の開発・提供という観点から、コロナ禍において、令和3年度以降、公開講座は対面とオンラインのハイブリットでの実施というスタイルが定着した。オンライン開催は対面での参加が難しい方の受け皿として学修機会の確保に繋がった。年に5～6回の講座を実施し、様々な方面でご活躍されている方を講師とし、地域の方々と共に「ケアリング文化の創造」について考える機会の充実を図った。</p> <p>令和4年度には新人看護師向けの技術研修会も実施した。また、自治体や産業界等からの要請に基づき講師派遣を実施しており、大学の資源である人材・知財を地域へ還元した。</p>	<p>○多様な公開講座の実施（延べ参加者数250名以上、参加満足度80%以上）</p> <p>○地域からの要請に基づく自治体・産業界等への講師派遣（人事部署等との情報共有）</p> <p><令和5年度報告・令和6年度計画></p> <p>社会に対する多様な学修プログラムの提供という観点において、前述のシニア世代を対象としたスマホ教室の実施（5段階評価で平均4.5の高評価）、「よりよく生きる—地球環境とわたしたちの暮らし」を共通テーマとした公開講座（全回において「大変よかった」「良かった」が数値目標の8割以上/参加総数延べ182名）、新人看護師を対象とした技術研修、鳥飼小学校3年生を対象とした国際交流事業等を開催した【◎】</p> <p>令和6年度も取組を継続する</p> <p>○多様な公開講座の実施（延べ参加者数150名以上、参加満足度80%以上）</p> <p>○地域からの要請に基づく自治体・産業界等への講師派遣（人事部署等との情報共有）</p>
		<p>・保健医療福祉分野で勤務する社会人の方を対象とした履修証明プログラム（データヘルスサイエンス）を実施、令和3年度からは社会人の方がより学びやすい学修環境を提供するため、ハイフレックス型授業を開始し、出席率・満足度の向上へと繋がった。修了者数実績（定員10名程度）：令和2年度；9名、令和3年度：11名、令和4年度：4名。</p>	<p>○履修証明プログラムについては、ハイフレックス型授業を継続し、社会人でも受講しやすい講義形態を継続する。</p> <p><令和5年度報告・令和6年度計画></p> <p>令和5年度は8名が履修し、ハイフレックス型授業の導入もあり出席率（オンデマンド視聴含）は100%となり、全員がハイフレックス型は役に立ったと回答、また学修理解度も前年度比上昇した【◎】。次年度も取組を継続する。</p>
	ii > 学内施設、図書館等の積極的開放による地域住民への活動支援【○】	<p>1) 「動く図書館」活動の実施</p> <p>コロナ禍により図書館の地域開放が難しい状況であったため、聖マリア病院と協働し、入院患者を対象とした移動図書館サービス「動く図書館」活動を企画、実施した。令和4年度には、専攻科助産学専攻の実習において、産科病棟のMFICUに入院する患者様を対象に、「動く図書館」活動を実施した。活動する中で提供する図書が患者様のニーズに合っていないことが分かったため、次年度は提供図書の選定を実施する。</p> <p>2) SDGs（持続可能な開発目標）の取組み</p> <p>令和3年度より、目標1「貧困」、目標4「教育」、目標12「持続可能な消費と生産」に対する取組みを行っている。教科書リユースを希望する学生や古本の寄贈件数が増加しており、活動への関心が高まってきているため、次年度以降も継続して実施する。</p> <p>R3～R4年度の実績としては、以下のとおり報告する。</p> <p>①教科書リユース（申込者39名：補助額：730,493円）</p> <p>②フィリピンの子どもたちへの就学支援（寄付金：52,180円）、③古本販売冊数：1,824冊</p>	<p>1) 「動く図書館」活動の実施</p> <p>聖マリア病院と協働し、産科病棟に入院する患者様を対象に活動を行う。対象者のニーズに合った図書を選定し、活動時に提供できるようにする。</p> <p>2) SDGs（持続可能な開発目標）の取組み</p> <p>①目標1「貧困」に対する取組み：コロナ禍により経済状況が悪化した学生を支援するため、教科書購入費用の補助を目的とした教科書リユースを実施する。</p> <p>②目標4「教育」に対する取組み：教科書リユース及び古本販売等で得た売上金をフィリピンの子どもたちへの就学支援として寄付する。</p> <p>③目標12「持続可能な消費と生産」に対する取組み：学生や教職員から古本を収集し、教科書リユース、古本市を実施。資源を再利用することで環境保護への関心を高める。</p> <p><令和5年度報告・令和6年度計画></p> <p>1) 動く図書館については、助産学専攻の実習において、産科病棟MFICUに入院する患者様を対象に実施。患者様のニーズが読書より学生とのコミュニケーションを重視したい傾向にあったため、今年度は新たな図書の選定は行わず。既存図書の提供を行った（貸出冊数：2冊）</p> <p>2) SDGsの取組に関しては、目的に基づき実施【○】。</p> <p>令和6年度は、図書館の地域開放の再開、SDGsの取組、機関リポジトリを通じた学術論文等のオープン化検討を始める。</p>

	iii > ナーススペースドクリニック活動の展開 (cf. : 2-iii) 【◎】	ナーススペースドクリニック活動については、コロナ禍での対面健康相談ということで、実施が困難な時期もあったが感染対策を実施の上、活動を継続することができた。特に令和4年度は実施回数も向上した。	○公民館等での健康相談の継続（相談者数延べ100名以上） <令和5年度報告・令和6年度計画> 津福東公民館での活動に加え、津福西公民館での活動を開始し、延べ354名の血圧測定・問診等の健康支援を実施【◎】 引き続き、公民館等での健康相談を継続する（相談者延べ100名以上）
--	---	---	--

中期目標・計画	中期行動計画 【 】は令和4年度末時点の達成度	中期行動計画中間報告（令和2～4年度）	令和5年度事業計画（上段）／令和5年度事業報告及び令和6年度計画（下段） 【 】は令和5年度計画の達成度、【 】以降の文章は令和6年度計画
4. 情報発信力の強化による認知度、関心度の向上	i > Web媒体を中心とした多角的視点からの情報発信【◎】	教職員が本学の地域貢献活動を発信するだけでなく、学生が自ら取材を行い情報発信を行ったことで多角的な発信をすることができた。	○教職員および学生からの多様な情報発信 <令和5年度報告・令和6年度計画> ・各種催事の広報や地域貢献・国際交流の活動実績の報告を大学ホームページへ掲載、また公開講座の広報として久留米市ホームページにも情報を掲載いただいた【◎】 令和5年度計画を継続するとともに、次年度、2015年より発行している「国際交流だより」が100号を迎える予定であり、通常、学内教職員・学生の国際交流への関心を喚起する体験の分かち合いを中心的内容としているが、100号では情報発信を前提とした企画立案に着手する。
	ii > 地域社会における新たな関心層（小中学校、自治会等）へのアプローチ【◎】	・小中学生へのアプローチという観点では、令和4年度に3年ぶりにサイエンスモールを対面開催できたことが大きい。436名の子どもが来場し、多くの地域の子ども達と交流を図ることができた。 ・自治会へのアプローチという観点では、公民館での健康相談（生き生きサロン）を継続して実施することができた。 ・久留米市内の在留外国人の課題につき、個別案件に関しては、継続的な関わりができています。 ・福岡県世界に打って出る若者育成事業に採択され、事業報告会の機会を通じて、国際交流事業を発信することができた。 ・市内中学校において国際協力活動に対する関心を寄せてもらうための関わり作りに着手ができた。	○サイエンスモールへの参画（参加者数300名以上、参加満足度80%以上） ○小中学校からの要請に基づく出前講座・講師派遣 ○自治会（公民館等）での健康相談・健康支援 ○「令和5年度福岡県世界に打って出る若者育成事業」へ応募・採択を目指す ○市内の久留米市立中学校、私立幼稚園を訪問し、国際協力に関する話をする企画の提案を行う <令和5年度報告・令和6年度計画> ・地域社会における新たな関心層（小中学校、自治体等）の観点においても、前述のシニア世代を対象としたスマホ教室（鳥飼校区社会福祉協議会依頼）、ナーススペースドクリニック活動（自治体）、小学生と大学生のふれあい教室2023、鳥飼小学校における国際交流授業、小中学生対象サイエンスモール（850名参加）等を実施【◎】 引き続き、サイエンスモールへの参画（参加者数500名以上、満足度80%以上）、小中学校からの要請に基づく出前講座・講師派遣、自治会（公民館等）での健康相談・健康支援（相談者数延べ100名以上）を実施する。

中期目標・計画	中期行動計画 【 】は令和4年度末時点の達成度	中期行動計画中間報告（令和2～4年度）	令和5年度事業計画（上段）／令和5年度事業報告及び令和6年度計画（下段） 【 】は令和5年度計画の達成度、【 】以降の文章は令和6年度計画
5. 久留米市内高等教育機関との連携により、地域における総合的な知の拠点づくりを進め、「知」を地域社会に還元するとともに、自治体、産業界と協働し、地域の教育、文化及び産業の発展に貢献する。	i > コンソーシアム久留米及び久留米広域高等教育活性化産学官連携プラットフォームへの参画による、教育連携、地域連携、次代の地域を担う人材育成、連携基盤の整備、運営・人材の強化を図る取組を実施【◎】	コンソーシアム久留米の各部会の活動へ参画。加盟校および久留米市と連携した様々な活動を実施した。今後も継続してコンソーシアムへ参画する中で多様な地域貢献活動を実施していく。	○コンソーシアムへの参画継続 ○コンソーシアム加盟校および久留米市との連携 <令和5年度報告・令和6年度計画> ・コンソーシアム久留米事業である「小学生と大学生のふれあい教室2023」「サイエンスモール」「市民公開講座」等に参画【◎】 引き続き、コンソーシアム久留米への参画を継続し、コンソーシアム加盟校及び久留米市との連携を図る。

重点項目 5 : 経営基盤・組織の強化

中期目標・計画	中期行動計画 【 】は令和4年度末時点の達成度	中期行動計画中間報告（令和2～4年度）	令和5年度事業計画（上段）／令和5年度事業報告及び令和6年度計画（下段） 【 】は令和5年度計画の達成度、【 】以降の文章は令和6年度計画
1. 建学の精神の具現化に係る原点回帰と理念継承	i >カトリック大学や看護大学にふさわしい、良識ある大学人・組織人としての意識醸成。【○】	<p>・概ね事業計画を実施達成できている。令和4年度は研修会の開催が年に1回のみとなったが、これまでの研修会を総括する内容であり、次年度以降の展開へとつなぐ形で実施ができた。</p> <p>コロナ禍で対面での活動が難しい中、諸活動の意義を見直す機会が与えられたことを通じて、柔軟かつ希望をもちながら、建学の精神の具現化に係る原点回帰と理念継承のための活動に取り組むことができた。</p>	<p>・全教職員を対象とした建学の精神に関する研修会（年に2回）</p> <p>・建学の精神「カトリックの愛の精神」を具現化する活動の実施（クリスマスバザー、カトリック教会と連動した慈善活動、学生との協同活動含む）</p> <p><令和5年度報告・令和6年度計画></p> <p>・建学の精神に関する研修会に関しては予期せぬ事情により中止となったが、令和6年度は全教職員対象として開催、特に翻訳出版した「生命倫理についての新しい指針」やバンビーノ・ジェズ小児病院との交流協定に基づく生命倫理に関する研修との関連に留意する。</p> <p>②クリスマスバザーを12月に3日間実施、フィリピンの子どもたちへの就学支援金を集めることができた。夏期休暇中にはカリタス南相馬へのボランティアを派遣（学生3名、教員1名）が実現でき、学院祭での報告会を開催【○】。</p> <p>建学の精神「カトリックの愛の精神」を具現化する全学的な活動を立案・実施</p>
	ii >ローマ教皇庁管下、バンビーノ・ジェズ小児病院との国際交流協定に基づく取組推進（2024.5追加）	<p>令和5年度、本学が看護教育50周年（S.48～）の節目を迎えるに際し、ローマ教皇庁「バンビーノ・ジェズ小児病院（パチカン）」との国際交流協定（R4.11.29）締結を受けた同病院との協働事業への取組をはじめ、各種周年事業の全学的取組を図るため学内委員会形式、またプロジェクト形式で周年事業の企画立案に着手した。なお、同じく令和5年度は、聖マリア病院の開設70周年と重なることから、本学の50周年と併せて、合同組織体での取組を進めることとしている。</p> <p>今後、さらに建学の精神を具現化する事業展開へとつなげる。</p>	<p>・バンビーノ・ジェズ小児病院（以下、OPBG）との交流協定に基づき、下記2つに着手する。①生命倫理に関する研修の企画・立案・実施②OPBGの東南アジア地域における医療支援活動</p> <p><令和5年度報告・令和6年度計画></p> <p>バンビーノ・ジェズ小児病院との交流協定に基づく2つの事業に着手できた。</p> <p>①生命倫理に関する研修の企画と立案のため、聖マリア病院と合同の会議を定例開催に至り、研修の実施に向けた体制を整えることができた。「生命倫理についての新しい指針—いのちと健康に奉仕するすべての人に向けて—」の翻訳出版した。</p> <p>②カンボジアへの視察（病院職員4名・大学教員1名）後、ソニヤキルメモリアル病院（SKMH）、OPBG、聖マリア病院合同のオンライン症例検討会が始まった。大学教員もオブザーバー参加した【○】。</p> <p>OPBGとの交流協定に基づき、下記2つを推進・継続する。①生命倫理に関する研修の企画・立案・実施②東南アジア地域、特にカンボジアにおけるOPBGの医療支援活動への協力方法の検討と企画・立案・実施</p>
	iii >看護教育50周年（2023年度）に向けた関連事業の推進。【○】	<p>・プロジェクトチーム「看護教育変遷部門」「写真集・デジタル・アーカイブ編成部門」を設定、各部間において冊子、写真集等を作成中。</p>	<p><令和5年度報告></p> <p>看護教育50周年を記念し、「看護教育の50年（冊子）」「フォトブック（Our St.Mary's Heritage）」を作成、関係者へ配布した。また12月に感謝のミサ、記念式典、記念講演、記念祝宴を実施（病院との合同開催）、これまでの支援への感謝を伝えるとともに、理念の周知の機会ともした【◎】。</p>

中期目標・計画	中期行動計画 【 】は令和4年度末時点の達成度	中期行動計画中間報告（令和2～4年度）	令和5年度事業計画（上段）／令和5年度事業報告及び令和6年度計画（下段） 【 】は令和5年度計画の達成度、【 】以降の文章は令和6年度計画
2. 経営環境の変化に対応するガバナンス機能の強化	i > 外部評価や監事監査を活用した内外両面のガバナンスチェックなどによって組織運営機能の適正化を図る。【△】	外部評価委員会や監事監査は適切に実施したものの、限られた時間の中で内部統制に係る議論まで至らず、「組織機能の適正化」については、その対応が十分とは言い難い。	<p>主題である「組織機能の適正化」の具現化に向け、外部評価委員会や監事監査に限定せず、他の組織等での対応など踏まえた柔軟な方策を検討する。</p> <p><令和5年度報告・令和6年度計画> 外部評価委員会及び監事監査を実施し、内部統制に関する議論も一部なされたものの、時間的制約もあり、十分な検討には至っていない【△】。「組織機能の適正化」の具現化やガバナンスチェックの実効化に向けては、外部評価委員会や監事監査に特化することは難しいため、他の組織等での対応など踏まえた柔軟な方策を検討する。</p>
	ii > 学長補佐体制の強化、教授会の役割の明確化などによる学長のリーダーシップの確立。【◎】	学長補佐体制として、学長が大学方針を示すための検討を行う教学マネジメント会議の運営、学部長、研究科長の他、本学独自の体制としてプロボスト、学長付改革推進統括監の継続発令など、学長補佐体制を継続した。また、教授会の役割については、従前より関連規程に明示している。	左記取組を継続実施【◎】
	iii > 機動的な学内組織への改革。【◎】	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度より、新たな委員会組織等による大学運営を開始、各種委員会においては、従前のルーチンの報告事項中心から、質向上に向けた審議を中心とした組織へ移行した 各種SD（初任者研修、情報倫理、外部団体主催研修等、分析能力等）を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 左記取組を継続実施。教職協働の観点から、学生部長については教員（教授、准教授）以外にも適任者がいる場合、就任可能となるよう、組織規程改正を実施【◎】 SD実施方針を定め、具体的SDとしては、機関別認証評価の評価基準、判断事例を踏まえた大学運営への取組・留意点等をテーマとした研修、私学経営研究会セミナーへの参加等を実施【○】。令和6年度は私学経営研究会セミナーに加え、教職員側からのリクエストを受け、実施する。

中期目標・計画	中期行動計画 【 】は令和4年度末時点の達成度	中期行動計画中間報告（令和2～4年度）	令和5年度事業計画（上段）／令和5年度事業報告及び令和6年度計画（下段） 【 】は令和5年度計画の達成度、【 】以降の文章は令和6年度計画
3. 大学運営の根幹となる健全な財政基盤の確立	i > 収支構造の再構築による安定的な内部留保を継続する。【△】	内部留保よりも緊急の対応である新型コロナ対策支出を優先した経緯はある。	<p>財政が厳しくなる中、相応の緊縮予算となることが予測されるが、可能な限りの内部留保に努める。</p> <p><令和5年度報告・令和6年度計画> 決算においては内部留保が確保できる（収入超過）見込みながら、安定的とは言い難い【△】。財政の急激な悪化が予想され、内部留保は非常に厳しい。支出超過を抑えるべく収支双方で最大級の努力をする。</p>
	ii > 予算編成の精度化と戦略的な予算配分で施策的執行。【○】	予算措置やその執行においては概ね堅実であったと思われる。	<p>学内の各組織において、さらに精度の高い予算編成を目指し、収支構造の改善に資する予算配分を構築する。</p> <p><令和5年度報告・令和6年度計画> 予算執行状況については概ね堅調であったと思われるが、予算額との乖離が少なくないため、予算編成に改善を要すると思われる【○】。学内各組織における予算編成については、さらなる精度化を目指す。</p>
	iii > 主要財務比率などの指標を基にした客観的分析による財務計画の策定と実行。【○】	3ヶ年度において、主な財務比率9項目につき試行的目標値を設定。うち6項目において目標値をクリアした。	<p>引続き、財務比率における目標値を設定し、指標化への具体性客観性を高める。</p> <p><令和5年度報告・令和6年度計画> ※決算後に記載</p>

中期目標・計画	中期行動計画 【 】は令和4年度末時点の達成度	中期行動計画中間報告（令和2～4年度）	令和5年度事業計画（上段）／令和5年度事業報告及び令和6年度計画（下段） 【 】は令和5年度計画の達成度、【 】以降の文章は令和6年度計画
4. 包括的キャンパス整備による魅力ある大学づくり	i > 学生の教育・学修環境向上を主眼とした施設設備の拡充と教育効果を高める効率的な機器更新、整備。【○】	新型コロナ対策を踏まえ、各種機器を整備。	<p>新型コロナ対策を兼ね、ニューノーマルに対応した環境整備を引き続き推進。</p> <p><令和5年度報告・令和6年度計画></p> <p>ネット環境保全（セキュリティ強化）のため、サーバー室内のファイアウォールを更新した【○】</p> <p>学生の修学環境整備については、引き続き推進。効果的な更新等を実施する。</p>
	ii > 学生及び教職員の安全、安心を基本とした学内環境の点検整備の計画的実施。【○】	2号館、3号館、5号館と、各年度で順次安全点検を実施。	<p>6号館の施設安全点検実施に向け、当該年度事業計画のひとつとして予算措置を検討する。</p> <p><令和5年度報告・令和6年度計画></p> <p>6号館並びに体育館を対象として、専門業者による施設安全点検を実施した【◎】。次の点検対象施設は7号館となるが、その点検実施に向け、当該年度事業計画のひとつとして予算措置を検討する。</p>
	iii > 将来構想とリンクした隣地取得や新棟整備方策の検討。【○】	新型コロナ対策関連支出を優先する中、聖マリア病院より打診のあった1号館跡地売却については、無事終了。	<p>アフターコロナを踏まえつつ、キャンパス整備構想及びその財政措置についての立案を開始する。</p> <p><令和5年度報告・令和6年度計画></p> <p>コロナ禍の影響が残り収支構造がまだ歪であるため、将来構想やその財政措置の本格的な立案検討には至らなかった【○】。「隣地取得」「新棟整備」等の将来構想につき、次期中長期計画への勘案に向けた環境整備を行っていく。</p>

中期目標・計画	中期行動計画 【 】は令和4年度末時点の達成度	中期行動計画中間報告（令和2～4年度）	令和5年度事業計画（上段）／令和5年度事業報告及び令和6年度計画（下段） 【 】は令和5年度計画の達成度、【 】以降の文章は令和6年度計画
5. 聖マリア病院を中心としたグループ法人間連携の堅持	i > グループ法人間における協働体制の深化、推進を目指す。【○】	<p>人的交流の促進、充実を基軸とした連携体制の発展的堅持により、その成果として、ユニフィケーションによる看護人材育成の視点での相互交流等に関する高評価を含め、看護学分野別評価の適確認証の認定を受けることができたことは、経年継続的な取組みの結果が客観的に評価されたものと認められる。コロナ禍の約3年間においては、条件付きながらも、一定程度、臨床実習教育を継続できたこと、また、地域住民対象のワクチン接種事業については、病院と本学の共同体制による実施に際し、地域ニーズに対する社会貢献への取組ができたことと考える。これらの緊密な関係性を背景として、病院70周年、本学50周年の節目となる令和5年度へ向け、各種記念事業への連携体制が構築できている。</p>	<p>◎組織的な関係性（理事会・評議員会レベル、連絡会議等の各種学内会議レベル等）を前提に、引き続き各分野での連携体制を維持、強化する。◎病院70周年、本学50周年の各事業の協働推進にあたる。◎ユニフィケーションによる看護人材育成事業については3年目を迎え、臨床からの新たな受入れ1名と併せて、シミュレーションセンターの協働運用、また本学教員を各専門領域の臨床現場へ派遣する研修制度の検討を進める。◎After コロナ、With コロナにおける臨床教育体制の再構築に努める。</p> <p><令和5年度報告・令和6年度計画></p> <p>人的交流を基軸とした組織的な連携体制について、継続的に堅持できた（理事会、評議員会構成員に実習病院（聖マリア病院）から選任条項設定、委員会組織の合同運営、周年共同事業、ユニフィケーション制度、シミュレーション教育担当としての任用等、教育人材の多様化、重層化を図った【○】</p> <p>令和6年度取組として、人的交流を基軸とした組織的な連携体制を前提とした各種取組推進の考え方を継続し、過年度に引き続き、委員会組織、ユニフィケーション等の協働体制継続を維持しつつ、50周年を機に、共有理念の実践の方法論を協働的に取組むこととし、例えば、「生命倫理指針（邦訳版）」の活用、実践要領に関し協調的に取組むこと、バンビーノ・ジェズ小児病院との交流更新（3年更新）へ向けた企画立案を進めること等、これらについて、ロイ適応看護モデルの実装や国際協力への共同体制と併せて推進することとする。</p> <p>一方で、現実的な課題対応として、人口減少（学齢人口減少）期の学生確保（学院）、看護要員確保（病院）の広報戦略に関し、病院（臨床）と学院（教育）の一体性を前面に出した活動については、経営の根幹に関わる重要課題との認識下、具体的な対応をメニュー化して取組む等の、体制緊密化を目指す。</p>